

樺太は我國唯一の亞寒帯に位する島にしてポドゾル地帯を形成す。此の氣温と土性に基く樺太の農業は異なる氣温及土性を有する北海道、内地、臺灣等に於ける農業とは其の趣を異にせり。

樺太の自然的基礎條件を考慮し、科學的及經濟的に研究せる結果、其の合理的と認むべきものは含水炭素即ち砂糖、澱粉、纖維等の生産にして甜菜、亞麻、馬鈴薯、麥酒用大麥、麵粉用小麥、酒精用ライ麥の栽培は其の將來を認められつゝあり。

次に實際的農業經營に就き形態上より之を觀れば、本島に於ける農業は所謂畜農業を主として畜力の利用、地力の維持を計り收穫の増加を期すべき情勢にあり。

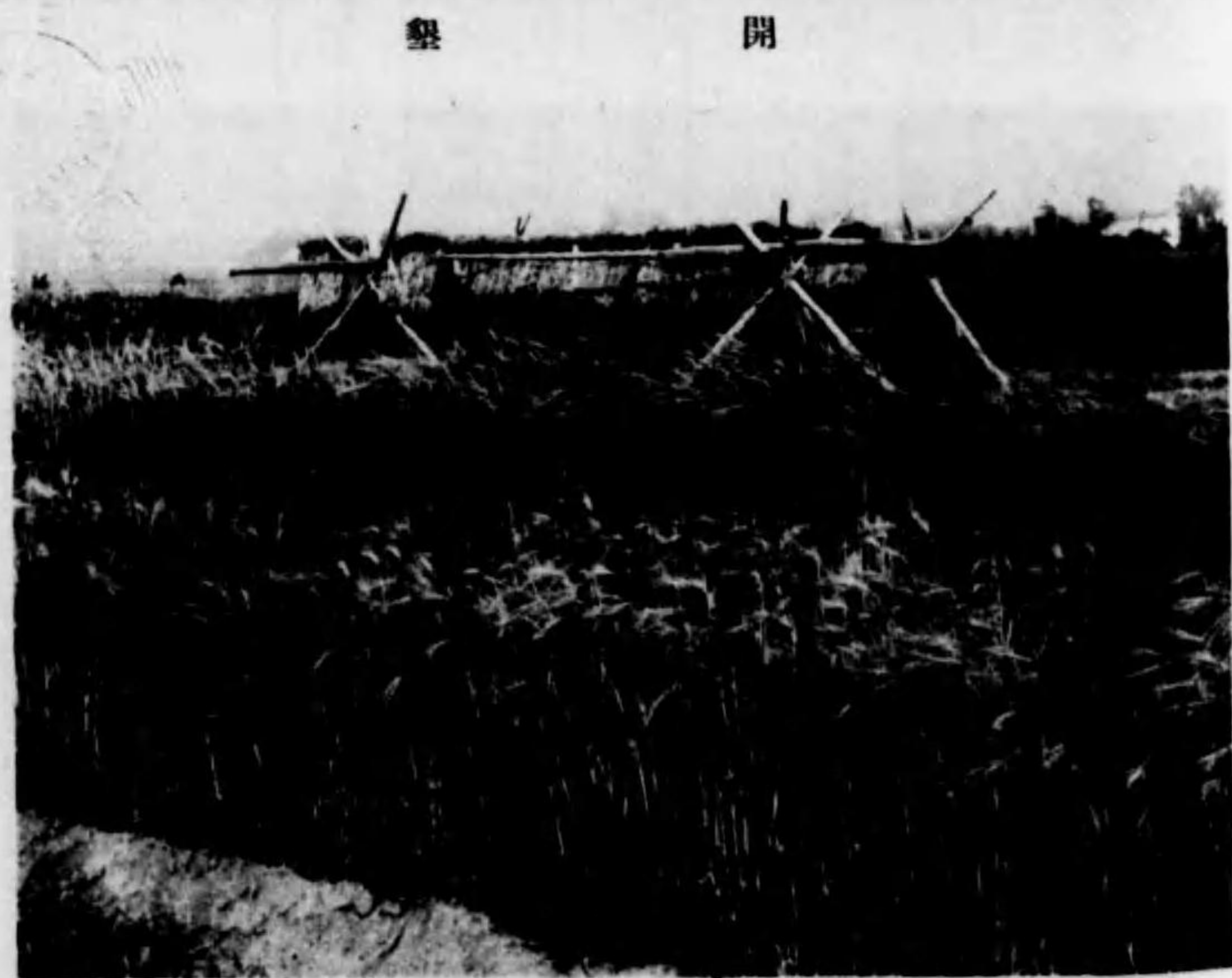
第二款 現狀及施設

本島領有以來茲に二十有餘年其の間各種産業の發達に伴ひ農業に關する施設亦着々其の緒に就き、現時農産物生産額約二百萬圓を算し十年前に比し實に隔世の感あり。然れども耕地面積は僅に二萬九千ヘクタールにして、農耕適地四十七萬九千ヘクタールに比すれば未だ其の六分に過ぎず。尙容易に數萬戸の農民を收容し得べく、是等農耕適地開發の曉には蓋し優に他の産業を凌駕し得ること明なり。以上の如く拓殖の餘地極めて廣く本島農業の發展は寧ろ今後の經營に俟つところ大なるを知るべし。

耕地 本島の耕地面積は年を逐うて非常に増加しつゝあり。其の増加の程度は實に躍進的にして最近五年間の狀況を見るに左の如し。



開墾



收穫

尙之等農産物の昭和六年に於ける作付面積及生産價額を種類別に示せば左表の如し。

品 種 名	作 付 面 積	生 産 價 額	品 種 名	作 付 面 積	生 産 價 額
大 麥	九八・三八	八、三五〇	裸 麥	三七三・九二	三五、六三三
小 麥	三九五・〇九	二六、三三三	甘 藍	五三三・七〇	一四、九四二
黍 麥	一九八・一四	二、五四七	白 菜	一三〇・八〇	二九、六二二
玉 蜀 黍	三三三・五三	五、〇四八	體 菜	三三〇・六四	四〇、二二四
大 豆	六三・五一	五二	葱	一八・七六	五〇、〇〇〇
豌 豆	六七〇・〇四	四〇、四八八	蘿 蔔	五七四・〇二	一六、一七
蠶 豆	七三・四六	三、五九〇	燕 窩	一一〇・二〇	三三、〇〇〇
菜 豆	三六一・九三	四、四七四	胡 蘿 蔔	二四三・六七	六三、四九九
蕎 麥	一、一四六・四	四七、五七七	牛 蒡	一四八・五三	五、〇〇七
馬 鈴 薯	二、九八一・三二	四〇、六九三	胡 瓜	九五・五四	一七、二二〇
牧 草	四、〇三三・三三	三九、〇四八	南 瓜	三三三・二二	二七、四〇二
亞 麻	一八三・六六	五、〇九四	其 他	四三六・元	五〇、五三〇
燕 麥	六、七三・五	四〇一、七六一	計	二、三三三・六	二、一〇五、七九八
裸 麥	一、一八九・八四	九五、六六三			

農畜産物の地位 本島の沿海は到る處魚介豊富なるのみならず、陸には森林、鑛物及沃野の農牧に適する處亦尠からず。各種の産業は之れより起り逐年隆昌に赴きつゝあれども開拓日淺く未開の地は今尙隨所
にあり、従つて之等の未開地にして開發せらるゝに至らば本島の産業は注目し値するものあるべし。今農
畜産物生産額と他産業生産額とを比較すれば左の如し。(單位圓)

種 別	年 次	昭 和 二 年	昭 和 三 年	昭 和 四 年	昭 和 五 年	昭 和 六 年
農 産 物		三、五五、〇三八	四、二〇六、〇〇一	三、三〇六、四六六	二、九九九、〇三六	二、二〇五、九七八
畜 産 物		一、二九七、五三三	一、三九七、六七	一、四九五、一五六	一、一三三、四七	一、〇一〇、一〇三
林 産 物		九、九〇〇、七二四	一一、三四三、七七	一一、五三三、四九三	一〇、三三六、九二六	八、四三三、三二八
水 産 物		一四、六六八、五五六	二〇、三〇〇、九九三	一九、七三〇、六四二	一三、七九一、四九九	一〇、八七六、三三二
鑛 産 物		三、五五三、七三二	四、八八七、九九九	五、七四三、三三三	五、六三三、一七	五、三四九、九二五
工 産 物		四九、七〇三、五四九	五三、七六六、五五六	六四、三三三、一四三	六三、四三〇、三三三	五、四七七、四〇四
計		八三、六七九、二五二	九五、八三三、五三三	一〇五、八三二、一八九	七九、九九九、三三三	七九、一四三、九六九

作物の種類 本島は北緯四十五度以北に位するを以て氣温は内地北海道に比し低しと雖、栽培せらるる作物の種類に至りては水稻栽培を除きては略北海道に於けると大差なし。

食糧作物中到る處栽培せられつゝあるは麥類、豆菽類、馬鈴薯、根菜類、葉菜類の各種にして麥類中最も多く栽培せらるゝものは裸麥にして其の範圍は全島に亘り、作付面積一千八百八十九ヘクタール八十四、九萬五千六百六十三圓に達し、裸燕麥は最近燕麥食の獎勵に伴ひ著しく栽培普及し其の作付面積三百七十二ヘクタール九十一、二萬五千六百三十二圓に達す。

大小麥は能く本島の風土に適し生育良好なれども販路の關係等により年々減少の傾向にあるを以て、之が栽培を促して食糧の自給を期すると共に、一面副業の發展を圖らんが爲め製粉、精麥事業を獎勵しつゝあり。其の作付面積は大麥九十八ヘクタール三十八、八千二百五十圓、小麥三百九十五ヘクタール九、二萬八千二百五十二圓なり。

豆菽類中最も廣く栽培せらるゝは豌豆にして、其の作付面積六百七十ヘクタール、産額四萬四百六十八圓に達し、品質又優良なり。豌豆に次ぐは菜豆の二百六十一ヘクタール九三にして大小豆、蠶豆に至りては何れも六十ヘクタール内外にして未だ大なる生産を見ず。之れ大小豆は未だ廣く栽培せられざるが爲なるも、蠶豆にありては全島到る處生産せらるゝを以て家畜の増加と相俟つて其の飼料として將來益々増加すべし。

穀類としては以上の外蕎麥、粟、黍、玉蜀黍等生産せらるゝも蕎麥を除きては栽培普及せずして生産額僅少なり。馬鈴薯は燕麥と共に本島に於ける重要作物にして、其の作付面積二千九百八十一ヘクタール三十一、産額四十四萬六千九百九十二圓に達せり。主として自家消費に充當しつゝあるも澱粉を製造するの外其

の儘市場に搬出せらるゝもの亦尠からず。

蘿蔔は全島に亘りて廣く栽培せらるゝも大根蛆の被害甚しく、農業者は其の害蟲を避くる爲被害少き新墾地栽培を行ひつゝありしが近年之が有效なる驅除劑發見せられ作付額に増加し其の作付面積五百七十四ヘクタール十、年産額十七萬六千七百七十七圓に達し將來之が産額は躍進的の増加を來し島内需要を充たして尙餘あるに至るべし。

甘藍は清涼溫和なる氣候を好みて生育するものなれば、本島に於ては特に優良なるもの生産せられ一箇一〇疋以上の結球は敢て珍しからず。而して之が需要又尠からざるを以て作付面積逐年増加し、現在五百四十三ヘクタール七十、年産額十四萬三千九百四十一圓に達せり。

以上の外牛蒡、人蔘、胡瓜、茄子、南瓜等の蔬菜生産せらるゝも廣く栽培せらるゝは市街地附近にして其の他の地方に於ては自家用を充たす程度に過ぎず。従つて其の作付面積は何れも尠く漸く一五〇ヘクタールに達する程度なり。

工藝作物中本島に適するものはライ麥、亞麻、甜菜、薄荷等なれども、是等の内現在利用せられつゝあるはライ麥及亞麻等なり。

農業者は樺太製藥會社と一定の契約のもとにライ麥を栽培し、酒精原料として之れを該會社に販賣しつゝあり。其の作付範圍は現在大泊、豊原及本斗支廳管内に限られ居るを以て作付面積亦四十ヘクタール四十七に過ぎず。

亞麻は現在主として豊原、大泊、眞岡支廳管内に栽培せられ、作付面積百八十三ヘクタール六十六、年産額五千九十四圓に過ぎざるも漸次増加すべきは想像に難からず。而して生産品は主として製線工場を経て北海道帝國製麻會社に供給されつゝあり。

甜菜は昭和二年より昭和六年迄農家に試作せしめたるに其の成績極めて優良にして品質遙かに北海道産品を凌駕し、近年に於ける平均アール當收量二千七百五十二匁に達し、根中糖分平均一八・六三%、純糖率平均九二・三四%を示せり。樺太に於ける最も有望なる作物の一と謂ふを得べし。

薄荷、薑薑等は嘗て相當栽培せられたる作物なるも販路の關係上漸次減少し現在に於ては殆んど皆無の状態なり。

飼料作物としては燕麥、牧草、根菜類、デントコーン等何れも生育良好にして反當收量又少なからず。就中燕麥、チモシー、瑞典燕菁、家畜ビート等に至りては品質優良にして他の追従を許さざるものあり。

燕麥は家畜飼料たるの外近時食糧としての一需要亦尠からず。其の作付反別は作物中第一に位し、現在に於ては六千五百七十二ヘクタール五十五、年産額四十萬一千七百六十一圓に達し尙年々増加の趨勢にあり。然れども未だ島内需要は充たすに足らず年々北海道より移入するもの尠からず。

牧草も燕麥と同様需要多く、且つ耕作容易なる結果栽培面積四千二十五ヘクタール二十三、年産額三十一萬九千四十八圓の多きに達せり。

其の他瑞典燕菁、家畜ビート、デントコーン等に至りては未だ栽培普及せざるも、酪農業の勃興と共に

濃厚飼料として栽培面積漸次擴張せらるべし。

果樹は一般的に栽培し居るものなきも將來有望なるは苹果及葡萄なるべし。之等は現在中央試験所及地方に於ける二三有志によりて栽培せらるゝに過ぎざるも其の成績概して良好なり。

水稻作は近年各地に夫々小規模の試作をなすもの増加し來りたれども、其の成績年により著しく異なり。後年土地改良の完成と新品種の出現、耕作法の改善等に依りて必ずしも水稻作は不可能に非ざるべしと雖、樺太農業の自然的條件の現状より見るときは、未だ積極的に耕作を奨励する時機に非ざるが如し。

第四節 畜 産

本島の氣候風土は家畜の飼養に適し飼料作物の生育亦良好にして寒氣も何等恐るゝに足らず。其の施設宜しきを得ば大に斯業發展の要素を具備せり。然るに露領時代に於ける飼養家畜類は一般に品位能力共に劣悪にして、加ふるに之が改良増殖に關する施設としては清川に官營牧場を設置し種牡牛二頭を置き、荒栗の私設牧場に於ける種牡馬二頭と共に民有牝牛馬の種付に使用したる外何等見るべき施設なく、其の飼養法亦甚だ粗放にして放牧を主とし、牝牡混牧の結果自由交配に因り不規則なる近親蕃殖繼續せられ、遂に體格矮少となりたるものゝ如し。

明治三十八年我軍の樺太を占領するや、露人の多くは其の飼養せる家畜を遺棄して本國に引揚げたるを

以て牛馬は群を爲して山野に彷徨し島内は宛然一大牧場の觀を呈せり。依て臨機の策として軍令を以て移住民の之を自由に捕繋するを許すと共に、其の半數を上納せしめ他の半數は之を捕繋者に拂下ぐることにし、一方貝塚、並川、一ノ澤、古牧、軍川に牛馬收容所を設置して上納牛馬を收容すると同時に、島内家畜の減少を防ぐ爲め牛馬の島外輸出を禁止せり。當時收容所に收容したる牛馬は僅に五百餘頭にして、民間にて拾得飼養のものを合し二千數百頭に過ぎず。尙其の大部分は山野に放棄の儘にして、時恰も晩秋に際し寒氣漸く迫り草木枯死して食糧を得ること能はず遂に斃死するもの多かりき。

明治三十九年七月各牛馬收容所を合併して貝塚に種畜場を置き、種牡馬二頭（ペルシユロン雜種）、種牛一頭（ホルスタイン種）を購入して場内の牝畜に種付すると同時に民間の種付に供したるを始めとし、爾來諸般の施設を爲し之が改良蕃殖に努め來れり。現在は牛馬豚鶏を主とし綿羊、家兎、水禽等の飼養せらるゝもの少數あり。亦近時養狐業漸次堅實味を加へ經營宜しきを得益々發展の兆あり。今最近五箇年の家畜飼養數を表示すれば左の如し。

年次	種別	牛	馬	綿羊	豚	鶏	狐
昭和二年		三、六四	九、六四	一〇七	三、七三	五、二七〇	七五
昭和三年		三、七四七	二、二九	一〇二	四、五八	四、九七六	八三
昭和四年		四、〇六	一、三、四八三	一五五	五、一三六	五、二五〇	九〇

年次	種別	牛	馬	綿羊	豚	鶏	狐
昭和五年		三、七七八	一、二、四九〇	二九三	五、三三八	五、九六〇	一、五七
昭和六年		三、九九〇	一、三、一三五	二八三	四、四二	七、〇六〇	一、八三五

一、畜 牛

本島産牛の基礎をなせるものは在來種（露人の遺棄せるものにして繁殖用に供したるもの）及領有後北海道より移入せるものゝ二種に大別せらる。在來種は體格一般に矮少にして形態一定せざるも朝鮮牛に似たるもの尠からず。寒氣に堪ゆるも乳量一箇年二石乃至三石五斗にして四石を泌乳するもの尠く、肉量亦尠く四、五歳に達したるものにして骨付三十貫乃至四十貫に過ぎず。其の移入の経路詳かならざるも略馬匹と同一経路を辿りたるものと思料せらる。

北海道より移入せるものはエアシャー、ホルスタイン、シンメンタール、ショートホン、ブラウンスピスデボン種等にして、其の多くは絶滅或は辛じて其の痕跡を留むるに過ぎざるも、獨りエアシャー種は繁殖盛にして、在來種は殆どエアシャー種に依りて改良せられ現在畜牛の六割以上はエアシャー種を以て占め成績甚だ良好なり。又近時ホルスタイン種の移入増加し漸次増殖の趨勢を呈せり。

二、馬

樺太産馬の基礎をなせる馬匹を大別すれば在來種及領有後内地より移入せるものゝ二とす。在來種は老馬多く時に體格優良なるものを見るも多く矮少緊縮し、性質敏捷持久力に富み且つ粗食寒冷に耐ふるも負

擔力、挽曳力少く概して能力低劣なりき。是等馬匹の詳細なる移入経路は知る能はざるも、其の大部分は蒙古種に屬する西比利亞馬なりと云ふ説眞なるが如し。

領有後馬匹の改良増殖を爲め本廳に於ては優良馬を直接移入するの外、補助金を與へて民間に移入せしめ尙個人として移入せるもの尠からず。主としてトロツター、ハクニー、ノルマン等の雜種及サラブレッド、ペルシユロン、クライデスデール、アングロアラブ等の系統に屬し、優良なる駒を産し馬匹改良上效果顯著なるものあり。現今にありてはアングロノルマン、ハクニーの二種を獎勵品種となし居れり。

三、養 豚

在來豚は樺太占領當時殆ど食用に供せられ今は其の跡を絶ち、従つて其の何種に屬するものなるや不明なり。明治四十年樺太廳に於てバークシャー種とチエスターホワイト種との雜種を移入したるも、今は之に屬するもの殆どなく、其の後民間に於てバークシャー種及ヨークシャー種を移入し現在殆ど此の二種を以て占むる状況にして、蕃殖並成育甚だ良好なり。樺太廳に於ては獎勵品種としてバークシャー種及ヨークシャー種の二種を決定し中央試験所畜産部に於て種畜の配付をなし居れり。

四、養 鶏

占領當時より露助鶏と稱する在來種の系統と認むべきもの各地に分布せり。されど其の起源不明にして形状より推斷するにレグホーン種とハムバーク種との雜種なるが如きも一定の形態を存せず。體軀一般に

矮少舉動輕快體重僅に三百匁乃至五百匁にして、其の産卵數一箇年五十乃至八十個を算し一個の重量十二、三匁内外なり。最近漸次改良せられつゝあれば近き將來に其の跡を絶つべし。

領有後移入せられたる鶏種はレグホーン種を最多とし、ミノルカ種、アングルシヤン種、オーピントン種、横斑プリマスロツク種、名古屋種其他數種を數ふるも、飼養試験の結果、單冠白色レグホーン種並に横斑プリマスロツク種を本島に最適のものとして認め之を獎勵品種に決定し、一般に其の飼養を獎勵したる結果現在總數の約九割を占め成績亦可良なり。

五、緬 羊

露領時代に於ける牧羊業の詳細は之を知る能はずと雖、占領當時少數ながら緬羊の各部落に散在せるより察すれば、從來之に對して特種の獎勵保護を加へざりしとするも多少望を囑せしものありしが如し。占領當時露人の遺棄せる緬羊五頭を守備隊に收容したるも、明治四十一年一月樺太民政署に保管轉換を行ひ貝塚種畜場で飼養したり。然れ共劣等種たるを以て之を食用に供し其の跡を絶てり。

明治四十四年農商務省月寒種畜牧場よりシユロツプシヤ種緬羊牝四頭、牡一頭を購入して種畜場に收容し、大正二年再び同種牡一頭を購入補足して飼養試験を繼續せり。大正八年農事試験場（現中央試験所畜産部）に於ける設備を擴張し、爾來四年間シユロツプシヤ種を米國より輸入して其の繁殖を圖れるに成績可良なるを以て、大正十四年より之を一般農家に集團的に配付しつゝあり。然れども專業的緬羊牧場

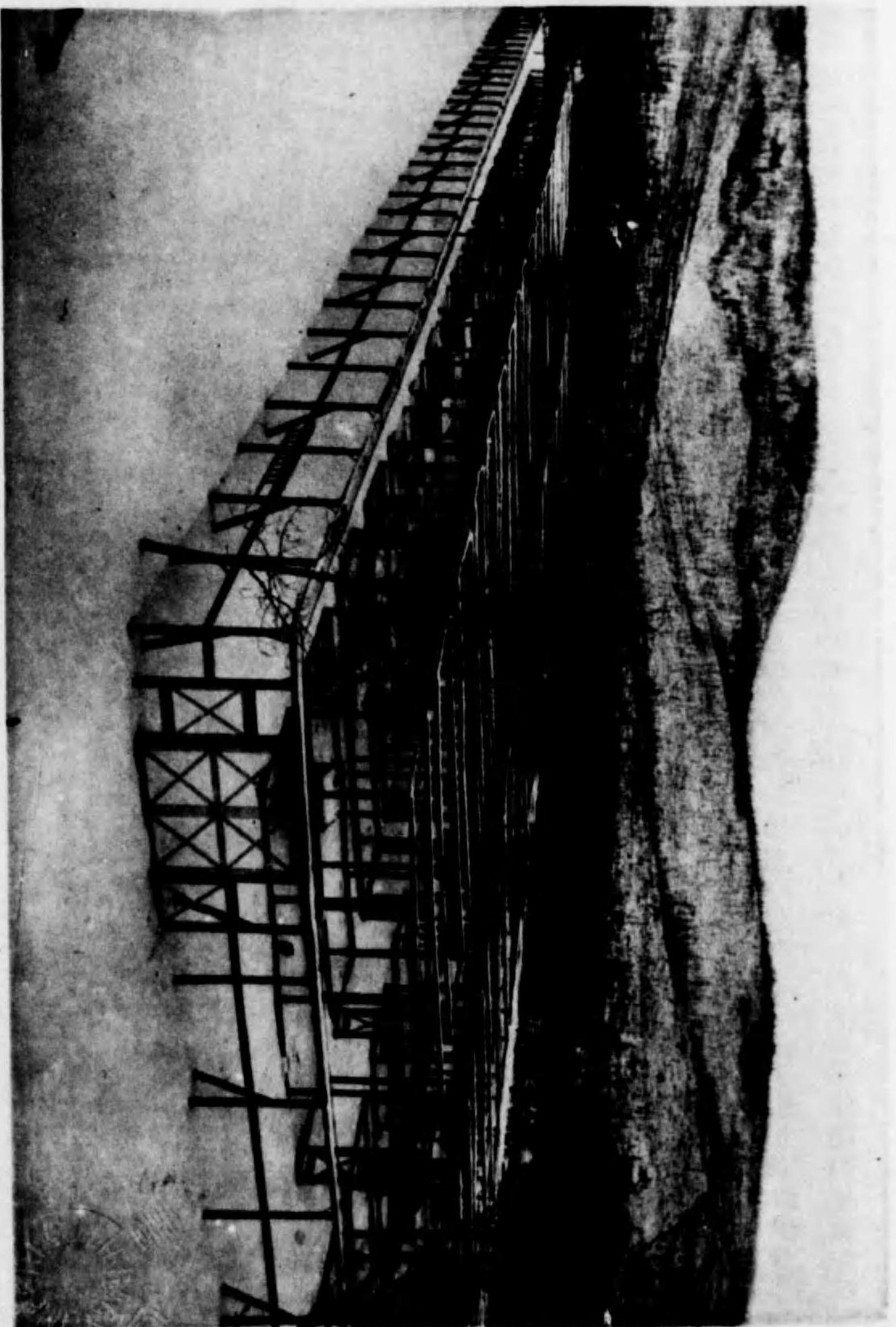
の經營に至りては尙疑問の點尠からざるを以て大群飼養は未だ之をなさず。

六、養 狐

養狐事業は大正四年廳種畜場に於ける飼養試験を以て本邦に於ける嚆矢となし、爾來飼養者漸次増加し樺太特有の有望なる産業たるを失はず。依つて樺太廳に於ては大正四年廳令第二十七號を以て養狐業の爲め其の用地として一萬五千坪以内の未開地を貸付するの途を開けり。然るに時恰も毛皮の市價暴騰し需要亦激増せるを以て養狐業經營者續出し稍堅實味を缺くに至りたるが、大正十一年毛皮市價下落の結果一時飼養者激減したりと雖爾後再び増加し來り堅實なる發達を遂げつゝあり。

養狐場は人家を離れたる閑靜且つ高燥なる針濶混淆林地を選び、飼料の關係より以上の條件を具備せる海濱附近を最適とするも、現在副業的に之を飼養する農家各地に増加しつゝあり。飼養管理は繁殖時期及仔狐の育成中最も困難にして、狐は驚怖心及猜疑心強きを以て管理人は相當の經驗を有し、動物の習性を熟知するの外特に細心の注意と鋭敏なる觀察力とを要す。熟達せる管理人は一人にて約五十偶を管理することを得べく、飼料は獸肉、魚肉を主食とし根菜類、麥粉、骨粉、果實等を適宜に給し、幼狐には牛乳を用ふ。飼料の配合蒐集貯藏等には細心の注意を要す。昭和六年末の養狐頭數は赤狐、紅狐、千字狐、黒狐、銀黒狐を通じ一千九百二十五頭、生産額三十八萬二千三百八十五圓なり。

七、牛 酪



場 狐 養

露領時代に於ける牛酪製造は農家に於て自家用として簡易なる製造法に依り製造せるに過ぎず。領有後樺太廳に於て試験の目的を以て小規模の製造を行ひ來りしが、乳牛の増加に伴ひ漸次生産増加せるを以て大正八年以後之を拂下ぐることにせり。一方大正七年民間牧場の之が製造を創めてより漸次増加し、大正十四年度には豊原、真岡兩支廳下に酪農組合設立せられし以來各地に該組合の設立を見、牛酪の製造量頗る増加を來し乳牛の移入増殖と共に漸次堅實なる發達をなしつつあり。

第九章 鑛業

第一節 總說

樺太の鑛業は其の領有前に在りては僅に猿津炭坑、落帆炭坑及西海岸小田洲附近に於て極めて短期間少量の石坑採掘を見たる外、露國政府時代に於ては殆んど世人の腦裡に片影だも存せざりしが如く、従つて鑛物の調査等も僅かに海岸及河口の一部分に於ける炭層の露頭、或は流礫の存在等に付略記せるものありしに過ぎず。内部森林地帯の鑛物に付ては何等知る所なかりし状態なり。明治三十八年邦領に歸するや軍令を以て先づ全管内鑛業を絶對に禁止し、爾後幾多の調査と變遷とを経て漸次部分的に之が開放を行ひ、今や管内三大封鎖炭田の石炭鑛業を除くの外は總て内地と同一制度となれり。

第一款 鑛業制度

現今樺太に於ける鑛業の制度も亦内地同様鑛業法、鑛業抵當法、砂鑛法及砂鑛區税法の全部を施行し、登録手續の如き總て鑛業登録令を準用し居れり。只此の間に在りて樺太獨特の制度として所謂封鎖炭田なるもの存在す。即ち軍政時代以來幾多の變遷を経て明治四十五年石炭採掘に關し法律第二十三號の發布を見、主務大臣の指定したる區域内の石炭採掘に付採掘料を徵收し、其の區域内の石炭の採掘料を競争入札に附し落札者に之を許可することとし、更に本法に基き左の法令公布ありたり。即ち鑛業法の除外例として特殊の制度を設定し以て今日に及べり。

一、明治四十五法律第二十三號に依る石炭採掘の許可に關する件（明治四十五年六月勅令第三百三十七號）

一、樺太に於て石炭採掘料徵收區域（明治四十五年六月閣令第二號）所謂封鎖炭田なるものは閣令第二號に依り其の區域を限定せらる。一に之を三大炭田とも稱し即ち左の如し。

南部炭田

雨龍川及吐鯁保川流域以南能登呂半島一圓

中部炭田

内淵川流域一圓 但し第一支流落合基點より下流を除く

川上川流域一圓 但し同前

泊居川流域一圓

東は分水嶺を界とし北は泊居川流域より南追手川流域に至る一圓

北部炭田

内路川以北國境に至る間の幹線道路と其の西方分水嶺との間一圓

今少しく制度の沿革を述べれば、領有直後即ち明治三十八年八月軍令第四號を以て本島全域に互りて鑛物の採取を嚴禁し、又同第五號を以て鑛産物の島外移出を嚴禁せり。之れ當時諸般の秩序未だ定まらずして、鑛業に關して他日一定の方針に基く制度の確立せらるゝ迄は全島の鑛業を絶對に禁止し、以て所謂鑛山師の爲めに貴重なる鑛區を先占亂掘せられ、天與の鑛利の暴殄せられんことを防止するが爲めに外ならず。蓋し本島從來の鑛業に關する記録及制度に據るべきものなく、從來の本島地質鑛物の調査も亦見るべきものなきを以てなり。

明治四十年民政署廢止せられ樺太廳の設置せらるゝや、勅令第二百三十三號を以て先づ鑛業法の一部即ち鑛業法に關する規定、國の鑛業に鑛業法を適用するの規定、試掘に關する規定、鑛業の出願許可手續に關する規定、土地使用の規定、訴訟、訴願、裁決に關する規定を除き之を施行すると共に、勅令第二百三十四號を以て樺太鑛業令を公布し、同令第一條に依り内務大臣の指定したる區域即ち大泊、榮濱間幹線道路以東の地域に對し普通の出願手續に依り鑛業權（採掘權）を許可せり。其の以外の地域に於ける各種鑛業に對しては同令第十七條により樺太廳長官は内務大臣の認可を得て鑛種及鑛區を指定し、一定の資格者に採掘權許可の際納付すべき金額を競争入札に付して其の落札者に鑛業權を付與することとせり。之れ封鎖區域と稱せらるゝものなり。

爾來地質鑛物の調査進捗に伴ひ、前記封鎖區域内に於ても大規模の經營を要する石炭鑛區の如き其一部分に止まり、他は之を一般の出願許可に委するも樺太開拓の大局より見て鑛利保護上何等支障なきものと認め明治四十二年一月内務省令第二號を以て封鎖區域を現在の三大炭田及惠須取、北名好兩炭田の區域に止め他は全部之が開放を斷行せり。一面同年八月に至り勅令第二百十四號を以て鑛業法中未施行に在りし第三章土地使用に關する規定及第七章訴訟、訴願、裁決に關する規定（試掘に關する規定を除く）を施行して、其の範圍を擴張し採掘出願に關しては略々内地同様の制度に改めたり。

次で明治四十五年六月法律第二十三號の公布を見、之に胚胎して勅令第三百三十七號及閣令第二號に依り石炭のみの封鎖區域を更に縮少して現在の區域に改むると同時に鑛業法施行の範圍も擴大し、同法中鑛業稅に關する規定を除きたる以外は全部之を施行し、殆ど内地の鑛業制度と同様に爲すと共に從來の樺太鑛業令を廢止したり。

然れども稼行鑛區は尙ほ漸次増加の趨勢にあるに鑑み、大正十年七月勅令第三百八號を以て鑛業抵當法を施行し、次で大正十一年四月勅令第二百六號を以て從來鑛業法中未施行部分全部及砂鑛區稅法を施行したるを以て茲に全く内地と同一の制度となれり。

尙ほ砂鑛業に關しては明治四十年勅令第二百三十五號を以て砂鑛採取法中第十二條を除きたる全部を施行し、次で明治四十二年勅令第七十八號を以て同年七月一日より砂鑛法の全部を施行したり。

第二款 鑛務行政の狀況

樺太に於ける鑛務行政は前述の如く明治四十年度に開始せられてより實に二十五年にして、其の間出願

東白浦炭鑛	榮濱郡白縫村大字白浦	石炭	三吾・美	昭和三、五	三、一、五樺太炭礦株式會社
大榮炭鑛	泊居郡名寄村大字鷹澤	石炭	九四・六	"	七、六、三樺太工業株式會社
知取炭鑛	元泊郡元泊村大字櫻保、知取町大字知取、茶釜、東柵丹	石炭	五四・六	"	三、九、七登帆炭礦株式會社
大平炭鑛	名好郡惠須取町大字大平	石炭	一、二四・六七	"	三、三、五樺太工業株式會社
櫻保炭鑛	元泊郡元泊村大字櫻保	石炭	三〇・七	"	一五、六、五細入富重
天内炭鑛	名好郡惠須取町大字惠須取	石炭	一三・元	昭和二、三、三田	限千太郎
内幌炭鑛	本斗郡内幌村大字内幌	石炭	二、一八・八	"	四、一〇、三内幌炭礦鐵道株式會社
北泊幌炭鑛	泊居郡泊居町大字唐緒	石炭	四〇・〇	"	五、九、三梅野良藏
千歳炭鑛	榮濱郡白縫村大字白浦	石炭	四・四	"	五、三、九樺太東白浦炭礦合資會社
内川炭鑛	敷香郡内路村大字植柴	石炭	二、五五・八	"	四、七、五三井鑛山株式會社
東海炭鑛	元泊郡元泊村大字櫻保	石炭	美・四	"	五、九、七寺島藤兵衛
美田炭鑛	長濱郡知床村大字外知床	石炭	六・四	"	六、九、二瀧口松太郎

備考 所在地は鑛業事務所の所在地を示す

第二節 鑛物

本島に於ける鑛物は石炭を主とし石油之に亞ぐ。其の他の鑛物にありては金、砂金、含銅硫化鐵鑛及辰砂鑛等存在するも未だ重要な鑛床を發見せず。

建築用及土木用の石材類には花崗岩、閃綠岩、安山岩、流紋岩等の火山岩及粘板岩、珪岩、硬砂岩類等の水成岩多く海岸に露出するを以て切割運搬に便なり。石灰岩は知床半島の海岸に露出し、バルブ製造用として採掘せられ、其の花崗岩に接觸するものは往々結晶質(大理石)となり、之に接して含銅硫化鐵鑛を伴ふ所あり。

第一款 石炭

炭田 炭田の主要なるものは南部、中部、北部の三大炭田、惠須取炭田、西柵丹炭田及東海岸炭田等に於て、中生界白堊系の岩層よりなる西樺太山脈の兩側に於て、該白堊系に接する古第三系及新第三系中に發達し、夾炭層は概ね南北に走り單斜又は向斜構造をなす。夾炭層を分ちて左の三群とす。

古第三系 (下部夾炭層 泊居、内淵、川上、雨龍、東部内幌及東部南名好炭田等
 中部夾炭層 沃内、西柵丹、名好、惠須取及幌岸炭田等
 新第三系 上部夾炭層

イ、東海岸上部夾炭層 内川、知取、登帆、櫻保及東白浦炭田等
 ロ、西海岸上部夾炭層 野田、吐鯤保、西部内幌及西部南名好炭田等

下部夾炭層 北は西海岸國境地方より泊居川流域を経て内淵川及川上川流域に發達し、一度中絶するも

總計	西海沿岸民有炭田													
	小能登呂炭田	久春内炭田	幌岸炭田	天内炭田	大平炭田	塔路炭田	諸津川下流	北小澤、諸津川、千	北小澤下流及北名好	川下流	西柵丹炭田	沃内炭田	知久内炭田	親鶉炭田
民有炭田合計	二、六九、〇〇〇	四、七〇、〇〇〇	四、一九、二〇〇	四、一三、〇〇〇	五、三五、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇	四、三〇、〇〇〇	九、六〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	七、一八、〇〇〇
總計	六、六九、〇〇〇	一、九七、〇〇〇	六、六九、〇〇〇	六、六九、〇〇〇	三、三〇、〇〇〇	七、四〇、〇〇〇	三、五〇、〇〇〇	一八、二〇、〇〇〇	九、二〇、〇〇〇	二、九〇、〇〇〇	二、九〇、〇〇〇	二、九〇、〇〇〇	二、九〇、〇〇〇	一、二四、七五、〇〇〇
	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	四、九〇、〇〇〇
	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	一、四三〇、三三、〇〇〇

右表による埋藏炭量總計は十四億噸以上にして、現に引續き調査中なるも、最も期待さるゝ内淵炭田の奥部及南部封鎖炭田の半は、未調査地域にして、之等の炭量を推定加算すれば、邦領樺太に於ける總埋藏炭量は優に二十億噸を超過すること疑なかるべし。

炭質 本島の石炭は其の性状に依り之を略左の三種に區別することを得。
 瀝青炭 第一種 一、凝固性强く 二、發熱量大なるもの。
 第二種 一、凝固性微弱又は不粘結性にして 二、揮發分多きもの。
 褐炭 第三種 一、不粘結性にして 二、發熱量少く 三、水分多く 四、風化し易きもの。

第一種は中部夾炭層に屬する幌岸地方のものに屬す。
 第二種は下部夾炭層に屬する封鎖區域中の南部炭田の奥部及中部炭田の全部並に中部夾炭層に屬する惠須取及西柵丹地方のものに屬す。
 第三種は上部夾炭層に屬する南部炭田中吐鯉保炭田及西部内幌炭田を主として北部炭田及知取、登帆、東白浦等の東海岸炭田及久春内地方のもの總て之に屬す。
 前記種類により其の平均分析表を左に掲げ以て本島石炭の品位を推知するの用に供す。

第一種に屬するもの

地方別	水分 (%)	灰分 (%)	炭固素 (%)	揮發分 (%)	硫黄 (%)	比重	骸炭性状	窒素 (%)	發熱量 (カロリー)
幌岸炭田	一、九三	五、〇三	五、一七〇	二七、八五〇	〇、四七四	一、三四六	強粘結性にして膨脹	一、五三	七、七三九

第二種に屬するもの

地方別	水分 (%)	灰分 (%)	固定炭素 (%)	揮發分 (%)	硫黄 (%)	比重 (%)	骸炭性狀	窒素 (%)	發熱量 (カロリー)
川上	六、三〇	三、三五	四七、〇六	四、五二	〇、四六	—	微弱なる凝固性	一、二七	六、六三
中部	五、六〇	二、七三	四八、七二	四、六〇	〇、四〇	—	同	一、三三	七、七〇
内淵	三、六〇	三、〇〇	四七、七四	四、五〇	〇、一〇〇	—	同	一、三五	七、七〇
泊居	三、六〇	三、〇〇	四七、七四	四、五〇	〇、一〇〇	—	同	一、三五	七、七〇
南部	一〇、六五	七、〇七	四〇、五七	四、六五	—	—	不粘結性	〇、〇四	五、九七
炭田	五、〇八〇	三、六〇〇	五、三三〇	三、八五〇	〇、二三三	—	多くは不粘結性	一、六三	七、四〇
奥部									
封鎖区域									
惠須取炭田									

第三種に屬するもの

地方別	水分 (%)	灰分 (%)	固定炭素 (%)	揮發分 (%)	硫黄 (%)	比重 (%)	骸炭性狀	窒素 (%)	發熱量 (カロリー)
封鎖区域南部炭田内幌	一〇、八〇	三、九〇	四三、〇〇	四、三〇	〇、三三	—	不粘結性	一、二七	六、三〇
同内川	九、〇〇	六、〇〇	四〇、〇〇	三、八〇	〇、三〇	—	同	一、七〇	六、一六
知取炭田	一三、一〇〇	九、四〇〇	三六、一〇〇	四、三〇〇	〇、二五	—	同	—	五、七五

備考 一般に硫黄の含有量少く灰分も亦僅少なり。

第二款 石油

明治四十年度に於ける鑛床調査に際し、初めて本島南部西海岸地方に石油を含有する地層の存在を認め、其の後の調査に依りて判明したる處によれば、既知含油層は新第三紀のみに限られたるものゝ如く、新第三系は更に分ちて上層及下層となすを得べし。

上部含油層に屬するものに西海岸の名寄、智來油田、本斗油田、野田油田及内淵油田に存する含油層等あり。

下部含油層に屬するものに、西海岸の上能登呂油田及名寄、智來油田の下部等あり。蓄油を期待せらるゝ區域。

一、本斗背斜層 本斗油田に於ける背斜軸は略々南北に走り、南は椎内川より北は眞岡に至る延長五十五軒に亘り吐鯤保澤は其の中心なり。

二、内淵背斜層 南は圓山部落より、北は内淵川北岸山中部落に至る延長約二十一軒に亘り不對稱背斜構造をなす。

三、智來背斜層 背斜軸は北西より南東に走り、智來部落より南東に延長約三・三軒にして斷層に境せられ一の不對稱背斜構造をなせり。

四、名寄背斜層 背斜軸の延長は約四軒にして、北西は海に限られ、南東は斷層により切斷せらる。

五、東條背斜層 東條川北方に在り。背斜軸の延長は約四軒にして、北西より南東に走り、北西は海に限らる。

六、南名寄單斜層 東北東より西南西に走り、北西より北北西に十五度乃至二十度の緩傾斜をなせり。本島の石油試掘に就いては大正十二、十三兩年度に於て、本斗郡本斗町宇吐鯤保澤に樺太廳直營の試錐を行ひたるも、中途にして廢止せられたり。然るに昭和四年度より公布せられたる樺太廳石油試掘獎勵補助金交付規則によりて同年七月以降日本石油株式會社は、本斗郡本斗町宇吐鯤保澤に於てロータリー式試錐機に依り一の試錐井を掘鑿し、昭和五年十月に至り豫定の深度千百米を超過すること三十二米六に達せるも出油の徵候を認めざるを以て遂に之を廢坑し、更に引續き第二の試錐井位置を同町宇鳥舞澤に定め昭和五年十一月より掘鑿に着手し、昭和六年十一月には内淵背斜層の一部なる落合町圓山及昭和七年十月には名寄背斜層の一部なる名寄村琴年澤に試錐井を開鑿し試掘を進行中なり。

是等試錐の結果本島に於ける含油層の賦存状態を窺知するを得べく大なる期待を有するのみならず、同會社に於ては今後引續き有望地域に順次試掘を行ふべく計畫中なるを以て本島石油鐵業の開發も近き將來にありと言ふ可し。

第三款 海 綠 石

西海岸泊居郡名寄村大字名寄部落の海岸に注ぐ名寄川の支流、西條川の上流、右岸の斷崖（海岸より約

六軒）に於て一の含油層を發見し、其の中の油砂は偶然にも加里工業原料として處理し得べき海綠石を含む海綠石砂岩なることを知りたり。爾來該地層の存在地域を調査せるに、右の外名寄村熊の澤、野田郡小能登呂村大字上能登呂、名好郡惠須取町、大泊郡大泊女麗間、内淵川第二支流にある白雲系及第三系其他數箇所にも存在することを確めたり。而して之等の地域内にある海綠石砂岩層の廣袤即ち埋藏量は今後の探鑿、實測の結果に依らざれば正確なる數字を以て表はし得ざるも蓋し甚大なるものなるべし。

今、名寄村西條川の斷崖より採取せる海綠石砂岩中の加里含有率を示せば次の如し。（東北帝國大學理學部岩石、鑛物、鑛床學教室、八木理學士の分析結果に依る。）

選鑿せざる海綠石砂岩中の海綠石含有率は五十乃至八十%にして、此中の加里含有率は三乃至五%、之を硫酸加里とすれば約六乃至十%にして純海綠石中、加里含有率は六乃至七%、之を硫酸加里とすれば約十二乃至十五%なり。

海綠石砂岩の用途は化學的操作に依りて硫酸加里或は鹽化加里を精製し、加里肥料として使用するを普通とす。而して加里は果樹、蔬菜、根菜類（甜菜、馬鈴薯等）、桑及煙草等の栽培上必要缺くべからざる土壤中の成分にして、水稻及麥作等に對しては根莖を強剛に發育せしめ、病蟲害に對する抵抗力を強大にして其品質を良好ならしむるに大なる效果あり。近年本邦土壤は歐米大陸の土壤中よりも遙かに加里含有量の少なきことを唱導せらるゝ結果、加里肥料の使用量を著しく増加するに至れり。

然るに本邦に於ける加里原料は總て獨逸及米國より輸入せざるべからざる現狀に際し、本島に於ける海

部に平行せる中切坑道を設く。採炭は長壁式にして手掘及機械掘に依りコイルピツク、壓氣ドリル、電氣ドリル、及截炭機等を使用す。通氣は自然通風にして、必要に應じ坑内數ヶ所に局部扇風機を用ふ。瓦斯及炭塵の存在少なく、且保安施設完備せり。本炭鑛に於ては特に岩盤坑道を設け、之にガナイト被覆を施し永久的の坑道と爲す。坑内外の運搬には架線式電車を用ふ。選炭場は十時間一千吨の能力を有するも未だ水洗を行はず。炭質は瀝青炭にして色は漆黒光澤を有し、概して不粘結性にして灰分少なく發熱量多し。所謂冴物炭として歡迎せらる。汽罐用に供せらるゝ外家庭用炭としても亦好適し、樺太廳鐵道、王子、富士兩製紙工場及家庭用として販賣せらる。坑内外諸機械の原動力、電車運轉及點燈其の他の電力供給の爲出力一、〇四〇キロワットの火力發電所を設備す。

(二) 大平炭鑛 本炭鑛は惠須取川の支流に跨がれる平坦地域にして約一千二百ヘクタールの鑛區を抱擁し、樺太工業株式會社の經營にかゝる。炭鑛事務所所在地大平は惠須取港を距る東北方約十五軒の地點にあり。此の間輕便鐵道に依りて連絡す。

炭層は中部夾炭層群に屬し、走向は北十度西より北十度東の間にして、傾斜は南西又は北西に十五度乃至二十五度なり。主要炭層は厚さ一乃至八米のもの十一層あり。現在七・三米層、五・八米層、三・三米層、二・四米層、一・一米層及一・一米層の水準以上を稼行す。七・三米層中地表に近き部分は、電氣ショベルに依りて表土を剝離したる後、階段式に露天掘採炭を行ふも冬季間はこれを行はず。採炭法は從來殘柱式及柱房式に依りしも漸次長壁式を採用するに至り、セーキングコンベヤー及電氣ドリルを使用す。

通氣は自然風なり。瓦斯及炭塵の存在皆無にして點燈にはカーバイトランプを使用す。坑内外の運搬は捲揚機及馬匹による。選炭場としての設備なく、單に貯炭場中にスクリーンを並列し之によりて塊炭及粉炭の二種に篩別するのみなり。

石炭は不粘結性又は弱粘結性の良質瀝青炭にして固有の光澤を有し、發熱量多く硫黄分少し。汽罐用及家庭用炭として好適し、惠須取及眞岡のパルプ工場用並附近住民の家庭用に供す。

(三) 知取炭鑛 本炭鑛は元泊郡知取町地内に於ける約五百九十ヘクタールの鑛區にして、登帆炭鑛株式會社の經營に係る。炭鑛事務所は樺太鐵道沿線知取驛を距る東方約一・五軒の地にありて知取川の北方左岸に位す。炭層は東海岸上部夾炭層群に屬し、走向北二十三度東、傾斜急にして上部に於ては西に、下部は東に約七十度なり。主要炭層の數は六層にして厚さ〇・六乃至三米なり。現在主として二、三、四、五番の各層を稼行す。水準以上の採炭は鑛入坑道により、水準以下は斜坑による。何れも炭層に直角に開坑して各層に逢着し、それより炭層の走向に沿ふて主要坑道を設け、其の上部に於て之と平行に中切坑道を掘鑿す。採炭は昇向柱房式又は階段式長壁法にして手掘及機械採炭に依りコイルピック、壓氣ドリル、電氣ドリルを使用す。通氣は水準以上の採炭に當りては自然通風によるも、水準以下に於てはシロッコ式煽風機を使用せり。瓦斯の存在箇所ありと雖、通氣良好なる爲停滯せず、且坑内一般に濕潤にして炭塵の存在殆んど無く保安施設亦完備せり。運搬は水準以上に於ては蓄電池機關車を、水準以下に對しては斜坑捲揚機を用ふ。石炭は黒褐炭に屬し、不粘結性にして出炭量の殆んど全部は富士製紙工場

用として使用せられ、冬季間僅かに市中家庭用として販賣せらる。

(四) 大榮炭鑛 本炭鑛は泊居郡名寄村に存する約九百九十ヘクタールの鑛區にして、樺太工業株式會社の經營に係り、炭鑛事務所々在地たる大榮部落及西海岸泊居町約十九軒間には十六軒の輕便鐵道及三軒の索道あり。炭層は下部夾炭層群に屬するものにして、走向は地質の變動に依り南北又は東西にして、傾斜は緩にして東西又は南北に十度内外なり。炭層中稼行に堪ゆるものは一、二米の層あるのみなり。採炭法は柱房式に依り全部水準上の採炭にして手掘及機械掘により電氣ドリルを使用す。

通氣は自然通風にして瓦斯炭塵に對する危険なく照明にはアセチレン燈を使用す。選炭設備としては塊、粉に分つスクリーンを有するのみ。炭質は瀝青炭に屬し、漆黒にして光澤あり。不粘結性にして灰分少なく發熱量多きを以て汽罐及家庭用炭として好適せり。出炭の大部分は樺太工業株式會社泊居パルプ工場用として供給せられ、殘餘は附近町村家庭用炭として販賣せらる。

(五) 東白浦炭鑛 本炭鑛は榮濱郡白浦村に存する約二百五十ヘクタールの鑛區にして、樺太炭鑛株式會社の經營に係る。炭鑛事務所は樺太鐵道沿線白浦驛を距る二・三軒の位置にあり。炭鑛は東海岸上部炭層群に屬し、走向東西、南に平均四十五度の傾斜を爲す。主要炭層數は五層にして厚さ〇・七乃至一・二米なり。現在稼行中のものは一、二、三、四及五番の各層なり。開坑は水準上は鑛入坑道に、水準下は斜坑に依る。石炭は不粘結性にして黒褐炭に屬し、出炭の約半數は富士製紙落合工場に供給し其の殘餘は樺太廳鐵道及家庭用炭に供せらる。

(六) 檜保炭鑛 本炭鑛は元泊郡元泊村に存する三百三十餘ヘクタールの鑛區にして細入富重の經營に係る。炭鑛事務所は樺太鐵道沿線檜保驛を距る北方約半杆の位置にあり。大正十五年開坑せられ今日に至る。

炭層は東海岸上部夾炭層群に屬するものにして、走向北二十五度東、傾斜急にして東に七十度なり。主要炭層数は五層ありて厚さ〇・四乃至一・四米に及び現在稼行中のものは三及四番層にして水準以上なり。開坑は露頭より炭層の走向に沿ふて掘進せるものと、鑛入坑道によりて着炭せるものとあり。採炭は昇向柱房式にして全部手掘による。通氣は自然通風なり。多少の瓦斯湧出あり。石炭は黒褐炭にして殆んど家庭用に供せらる。

(七) 天内炭鑛 本炭鑛は名好郡惠須取町の南方約十六杆の位置に存する百三十餘ヘクタールの鑛區にして、田隈千太郎の經營に係り、昭和二年十二月の開坑にして事務所は天内川口を遡ること約六杆の地點にあり。炭層は中部夾炭層群に屬し、厚さ一乃至十米のもの十數層あり。走向は殆んど南北にして、東に七十度の急傾斜をなす。現在稼行中の炭層は二層にして、露頭部より直ちに炭層の走向に沿ひて坑道を掘進して採炭を爲し水準以上のみを稼行し、昇向柱房式による。全部手掘にして、通氣は自然通風なりと雖坑内淺きを以て瓦斯炭塵の危険皆無なり。石炭は不粘結性にして瀝青炭に屬し汽罐用及家庭燃料に適す。

(八) 内幌炭鑛 本炭鑛は本斗郡好仁村及び内幌村に亘る二千百三十八ヘクタール九八の鑛區にして南部封鎖炭田の一部を占め、昭和三年十二月を以て開封せられ内幌炭鑛鐵道株式會社の經營に係る。炭鑛山元と本斗との間約十六杆に私設鐵道を敷設し運輸の便に供す。炭層は上部夾炭層群に屬し、鑛區内を南北に縦走せる一向斜軸を中心として東西兩側に炭層存在す。諸所に露頭ありて厚さ三米のもの二層あり。傾斜は六〇度乃至三〇度東又は西なり。採炭法は長壁式を採用し昭和五年七月以降主要坑道を内幌澤殖民地區劃地基礎線南四號線附近に炭層の走向に沿ふて開坑し、爾來着々掘進中なり。炭質は褐炭に屬するも家庭燃料用に好適し、現に附近町村及豊原方面に販賣せらる。

(九) 内川炭鑛 本炭鑛は敷香郡内路村及敷香町に亘れる二千六百ヘクタールの鑛區にして北部封鎖炭田の一部を占め、昭和三年十二月に於ける開封の結果三井鑛山株式會社に鑛業權を與へられたるものにして昭和四年七月操業の準備に着手したるも未だ開坑の運びに至らず。

炭層は上部夾炭層に屬し、其の數十層あり。厚さ〇・五米より、八米に及ぶ。鑛區内を南北に走れる一向斜軸により炭層は東翼、西翼に分たる。傾斜は三〇度乃至八〇度東又は西なり。炭質は褐炭に屬す。昭和五年十月以降九米層の一部露頭を階段式露天掘にて採掘し附近部落民の家庭燃料に供せり。

第二款 鑛業の將來

需要供給の状況 本島に於ける諸種の鑛物資源に關しては之を他日に譲り、多大の埋藏量を有する石炭に就て觀察するに之が需要供給の現状左の如し。

年次	産出炭	移入炭	輸入炭	移出炭	差引需要炭
昭和三年	五九、四八一 <small>噸</small>	二六、三六九 <small>噸</small>	八、〇〇〇 <small>噸</small>	一、五三〇 <small>噸</small>	五四、三三〇 <small>噸</small>
昭和四年	六五、五五五	三、四六九	四、九三三	一六、三六〇	六四、五五五
昭和五年	六四、九四七	一三、六六七		一三、六四六	六四、九八八
昭和六年	六七、六三三	三、九六〇		三六、〇七九	六〇、八四三
昭和七年	六七、三九九	二四一		五、八三三	六五、七九七

現今本島諸港に寄港する船舶の殆んど總ては島外の石炭を燃料に供し、又島民家庭用の燃料は未だ薪炭を使用するもの多きも漸次本島産出炭使用に移變し其の消費量は逐年増加の趨勢にあり。數年前に於ては島内産出炭を以て島内の需要を滿たす能はず島外よりの移入或は輸入によりて漸く之を滿したる狀況なりしも、昭和六年に至りては移入炭量と、移出炭量は移入炭量を遙かに超過し且輸入炭皆無となりたるを以て完全に自給自足の域に達したりと云ふを得べし。されど未だ石炭使用の一般的普及なく従て本島火力による主要動方たる電力の如きも一キロワット時貳拾四錢乃至四拾錢の高値を稱へ、さなきだに一般勞銀の高率なる本島に於て此の儘推移するときは工業の振興は勿論本島産業の發達も亦期し得ざるべく、炭田の採掘は本島開發上緊急事に屬するものと謂ふべし。以下本島炭田の採掘に關し一二重要な事項を録し以て参考に資す。

埋藏量 我國石炭の埋藏量は商工省鑛山局の調査（自昭和四年至昭和六年）に依れば未採掘炭量百六十六億九百萬噸其中現存炭量五十九億六千萬噸にして、之に比較せば樺太の推定埋藏炭量約二十億噸は甚だ尨大にして有望なりと云ふべし。加之内地炭は多年採掘の結果前途益々採掘難を感じるに反し、樺太に於ける重要炭田の大部分は封鎖炭田に屬し、豫め小炭鑛分立の弊を避け統一的大經營の要素を保留せるのみならず、其の埋藏炭量は優に採掘に容易なる安全量を示せるものなるを以て本島石炭鑛業の前途は實に洋々たるものありと謂ふべし。

炭質 北部炭田、東海岸炭田及西海岸南部炭田の上部分に在る褐炭を除けば其他は凡て瀝青炭に屬し不粘結性にして、燃燒容易なるを以て火格子上の操業簡便なるべく、従て焚料炭としての需要最も多かるべし。

幌岸及北名寄の一部炭層は一般に粘結性强く半ば無煙炭に近き種類に屬する優秀品なり。
採炭の便否 本島石炭の採掘に關し特に不便を感じるものは北部地方の冬季氣候寒冷にして積雪多量なることにあるも、地中溫度は緯度の關係によつて影響すること極めて少なく、従つて採炭の如き地下操業は格段の困難を感じず。唯考慮すべきは坑外操業に關し適當なる防寒及防雪の設備を要する點なり。然るに本島未開炭田の重要なものは其の埋藏炭量莫大なるを以て、理想的の大施設を爲し大規模の採炭を行ふに至らば大量生産の方法によりて採炭量を節減し得べく、鑛業用地の使用に就ても恐らく他に比類なき

便利を有し、杭木費の如きも内地に比し遙に廉なり。

運炭方法 川上炭鑛には樺太廳鐵道の川上線通じ本斗内幌間は内幌鐵道開通せるを以て之を利用し、大榮炭鑛に於ては樺太工業株式會社の私設にかゝる採炭所、貯炭所間の架空索道及貯炭所、泊居海岸に一部私設、一部樺太廳經營の輕便運炭軌道あり。大平炭鑛には山元及惠須取海岸間に樺太工業株式會社の敷設せる輕便運搬軌道あり。然れども概して交通機關未だ完からず頗る不便の状態にあるを免れず。



保呂試驗林ノ相

第十章 林業

第一節 總説

本島林業の沿革に就ては文献の徴すべきものなく、幕府時代に在りては濫伐を警め林間薬品の採取を奨励したるが如きも、露領時代に於ては何等施設經營の跡を見ず。

明治三十八年邦領に復歸して以來専門の學者、技術者に依頼して實地に踏査せしむると共に、過去に於ける施設を調査研究して本島森林行政に關する方針を定め、之に基き諸般の施設に努め居れり。本島の森林は總て天然林にして、樹種約百二十二種あり、内喬木四十九種、灌木七十三種に分類せらるゝも實際利用價值ある材木はエゾマツ、トドマツ、グイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ及タモ等にして、其の分布殆んど一定し、河岸の底地にはヤナギ、ハンノキ及タモ等の潤葉樹生立し、山岳にはトドマツ及エゾマツの針葉樹を生じ、中腹より白樺を混生し頂上に近づくに従ひ其の混淆歩合を増加し遂に白樺の純林となる、尙グイマツは主に底地濕地に生ず。而して此等樹種中最も多きはトドマツ及エゾマツにして全島に分布し全森林蓄積の約八割を占む。

本島の森林面積は陸地測量部の地形測量完成後にあらざれば的確なる面積を了知し難きも、大體二百八

十九萬七千二百二十六ヘクタールにして之に大學演習林面積七萬九千三百六十五ヘクタールを加ふれば二百九十七萬六千四百九十一ヘクタールに達し邦領樺太全面積の約八割三分を占む。昭和六年度森林收入總額八百四十六萬四千七百五十七圓に及び同年樺太廳歳入總額の約三割六分を占め依然財政收入の主要財源たるを失はず。

第二節 林政

領有直後並に民政署時代に於ける林政に關しては軍令及民政署令によりて其取締及處分を行ひしが明治四十年四月樺太廳の設置と共に同廳の主管する處となり、同廳第二部に林務課を設け一切の林務行政を掌らしめたり。其の後林務課は内務部に屬せしが、大正七年拓殖部の設置と共に其の一課となり林政を統轄せしめ、支廳及出張所には屬技手等を配置し地方林務行政に當らしめたり。然るに大正十三年拓殖部を廢したるを以て林務課は内務部に屬するに至り、大正十五年には支廳に林務係を置き、昭和二年農林部新設と同時に林務、林業兩課に分離し同部の所屬となれり。超えて昭和五年支廳林務係を廢し各支廳、出張所管内を管轄區域とする林務署各地に新設され、林務行政上一紀元を劃するに至れり。

森林主事は大正五年始めて十六名を各支廳、出張所に設置し大正十一年には五十七名、大正十五年には七十名、昭和二年には七十七名に増員し營林及森林保護の事務に従事せしめたるも、國有林の盜伐森林火災、放牧、又は無斷開墾等頻りに行はれたるを以て、林業の發展上違算なきを期する爲に、昭和三年大増員を行ひ定員二百六十三名となし、之を各林務署及四十八ヶ所の森林主事駐在所に配置し森林の管理保護に努めつゝあり。

大正八年より松毛蟲發生し其の蟲害木を急速處分をなす必要上大正十一年臨時森林作業所官制を發布し林務課より分離し直接官行事業を營むに至りしも、事業完了と共に昭和二年には森林作業所と改稱し定置機關として生木の官行斫伐事業に着手せり。然るに昭和五年一月官制改革の結果森林作業所は廢止せられ、事業の實行は各林務署に於てし、其の企劃並に監督は之を林務、林業兩課に於て爲すこととなれり。各課署の管掌事項を擧ぐれば次の如し。

林務課

林務署の監督、國有林野の取締保護及其の監督、林野産物並製品處分、官行斫伐の基本企劃及林業に關する事項

林業課

森林調査、造林、官行斫伐の實行企劃並監督及保安林に關する事項

林務署

國有林野保護取締、營林の實行及公私有林の監督指導に關する事項

尙林業試験は中央試験所設置と同時に同所林業部に於て行はる。

昭和七年樺太林政史上に未曾有の大改革を斷行せり。其の主なる事項は賣拂單價劃一制度の廢止、賣拂調査方法の改善、林務實地監査の勵行、出材數量の統制、年期賣拂契約の整理、年期賣拂制度の廢止、島外用材賣拂の隨意契約廢止、農林適地區分竝施業案編成速進計畫、造林事業の大擴張等諸般に亘る森林政策の革新を以て從來の面目を一新し其の效を收めつゝあり。

第二節 造林

一、樺太に於ける造林の沿革

- (イ) 露領時代は全島殆んど天然林を以て蔽はれ住民各自其の欲する所に従ひ利用せしも、造林に關しては何等施設なかりしものゝ如し。
- (ロ) 領有後約十五年間は専ら天然林の利用に努力し、其の伐跡に對しては既存天然生後繼對の生長に依る自然の成林を期待せり。
- (ハ) 然るに年々各地に頻發せる山火は所期の天然更新を妨ぐるること大なるものありしのみならず、大正九年邦領南部の天然林に突發したる松毛蟲の慘害は、世人をして樺木の林力保續上至大の不安を感じしむるに至れり。
- (ニ) 大正九年造林用苗木養成に着手し、又同時に落合方面に播種造林を試み其の成績良好且其の經費

の植樹に比して遙かに低廉なりしに鑑み、造林方針は先づ主として播種造林に依り山火跡地の復舊を以て時宜に適するものと認めたる結果、大正十二年度より年々五千町歩、同十五年度より毎年一萬町歩を標準として其の施業を進むると共に、公安公益等の爲特に速かに成林を要する地域に對して若干の植樹造林を実施せり。

(ホ) 然るに其の後播種造林に關しては部分的に頗る好結果を得たるも、一般的方法として尙幾多の研究改善を要するものあるを認むるに至り、寧ろ單位面積の造林費を増すも成林の確實性大なる植樹造林に重きを置くの安全なるに如かずとなし、昭和三年度より漸次播種造林を縮少すると同時に植樹造林の擴張を圖ることに方針を改め、所要の苗木養成に努め、昭和六年度及七年度に於ては夫々約二千餘ヘクタールの新植を行ふに至れり。

(ヘ) 其の他保護施設として防火線事業は大正十一年度より、林内歩道事業は昭和四年度より夫々施行し、又天然更新事業は將來樺太に於ける造林事業の主體を爲すに至るべしとの見地を以て昭和四年度より實施せり。

二、現在及將來の方針

(イ) 樺太に於ける國有未開地に關しては目下拓殖上の諸關係に基き之が利用上の區分を急ぎつゝあるが故に、當分の内造林事業の主力は公安公益の爲緊急成林を要する保安林見込地若は地方資材の欠乏目捷の間に迫れる方面等に之を用ふるものとし、次で近く國有林決定の上は主力を一般國有

林就中北部森林の天然更新に轉じ、以て林力の増進を圖ると同時に間接に水産の恒續、水害の豫防等島内生活の安定に資する所あらむとす。

(ロ) 造林方法は天然更新地に在りては其の林況に基き適切なる補助作業を加ふるものとし、天然更新の見込なき末立木地に對しては植樹或は播種造林を施行し、終始山火の防止に努力しつゝ其の成林を期せむとす。

次に造林樹種は天然更新に在りてはトドマツ、エゾマツ、グイマツ、樺類等現地既存のものを主體として其の成林撫育を圖るべきは勿論なれど、人工造林に於ても亦郷土の樹種を最安全なりとする技術上の通則と、既往數年の造林成績並に將來の電要を考察し、主としてグイマツ、エゾマツ、トドマツ、樺類の如き在來種を用ひて要造林地の種々なる立地に應じ適切に配植し、以てパルプ資材、鍍業用材、構業用材、薪炭材等島内消費原木の保續に資する方針なり。

三、既往施業の概要

施業年度	事業別	播種面積	植樹面積	天然更新面積	防火線延長	林内歩道新設延長
大正十二年		四、二八五・〇九	一九・八三		七八、二九七	
大正十一年		四、七五四・元	五五・九五		八七、九七三	
大正十一年		八・四三	一四・八八			
大正十一年		一五・四七	一四・八八			
大正十一年		五〇・〇二	三四・七一		一三、四九五	

施業年度	事業別	播種面積	植樹面積	天然更新面積	防火線延長	林内歩道新設延長
大正十二年		四、二八五・〇九	一九・八三		七八、二九七	
大正十三年		四、七五四・元	五五・九五		八七、九七三	
大正十四年		七、二五九・〇七	九五・七五		一五、一七三	
昭和元年		一一、七三三・六〇	三四・二三		三六、九七三	
昭和二年		一〇、四〇〇・七四	五七・二六		一七、五三〇	
昭和三年		七、七七一・一七	九八・八五		二九、二九	
昭和四年		三、四三三・四五	八三・四九	一七三・三	九、七三九	五、八八五
昭和五年		四、四五〇・〇〇	一、二四四・五六	四七・九〇	三三、〇六三	三〇、〇三四
昭和六年		四〇七・〇三	二、〇八・四	九・六〇	二七、六三	一〇三、八六八
昭和七年		四九、九七一・四五	八、四三三・二〇	七三・五二	八三、八四〇	三三、九四
計					九七、一六三	五七、六二

説明

(イ) 播種面積累計中其の過半は焼失若は成績不良に歸せしも、爾餘の比較的經過良好なるものに就きては今後補植に依り、或は現に混生する天然稚樹と共に成林せしめ得る見込にして、本事業は將來尙植樹造林の傍研究的に之を續行する豫定なり。

- (ロ) 植樹造林の成績は概して良好なるも、信州カラマツ、ドイツウヒの如き外来種は野兎野鼠等の被害各地に生じ、且本島の寒氣に堪え難きものゝ如し。仍て將來は前述の如く主として本島在來の樹種を用ひむとす。昭和七年度に於ける廳設苗圃は固定苗圃十五ヶ所、臨時苗圃二ヶ所、面積合計約一三七ヘクタールにして内施業面積約三五ヘクタール、成苗約七百萬を算せり。
- (ハ) 天然更新事業は既往伐跡の内後繼樹過密なる箇所に対する除伐を主として行へり。但し現在各地伐跡中往々更新状態の遺憾少からざるものあるに鑑み、將來は伐跡に對する成林撫育のみならず主材木の伐採前既に後繼樹の發生を十分ならしめ、且伐採に際し稚樹の損傷を少からしむる等更新上萬全の方策を講ぜざるべからず。
- (ニ) 既設防火線は大部分人工造林地の保護に關するものなれど今後天然更新地に對しても相當考慮を要するは勿論なりとす。防火線の仕様は概ね危險地帯に沿ひ又は峯通りに於て幅員五米、十米若は二十米の剝土面を作り、此の線を以て山火消防の豫防の據點とし被害を可及的小範圍に局限せんとするものなり。
- (ホ) 林内歩道は幅員一、二米を標準とし其の目的は造林の實行、林野の保護巡視並山火に於ける活動に便ならしむるにあり。將來森林の利用並造林の進捗と共に逐次其の施設地域を擴張せむとす。
- (ヘ) 既往造林事業の實行に就きては養苗、造林、保護施設等何れも確固たる基案の編成を困難とする事情の下に經過し、毎年當年度の豫算、人員、事業の緩急及勞力分布の状態案を考慮しつゝ善處し來れり。

第四節 森林經營調査

一、既往に於ける調査概要

- (イ) 邦領樺太森林調査は領有の次年即ち明治三十九年に之を開始し同四十一年迄の三ヶ年に於て其の概況調査を遂げたり。其の後引續き一部分の林地細密調査、乾留工業用瀾葉樹の蓄積調査、全島に亘る簡易施業案の編成及簡易林地區分調査をなし昭和三年を以て一先づ完了したり。
- (ロ) 昭和四年度は大泊町外三十九町村に對し面積約六萬ヘクタールの町村林豫定地を分割調査す。
- 二、現在に於ける調査概要
- (イ) 昭和五年度本邦空前の壯舉たる航空寫眞撮影による地形及林相調査を執行す。即ち陸軍當局の諒解を得て下志津陸軍飛行學校に交渉し八八式偵察機四臺を以て知取、伊皿を連ぬる線以北、保惠、恩内を連ぬる線以南の區域、外二個所此の面積約七〇〇、〇〇〇ヘクタールに及ぶ。本撮影實施の結果は其の寫眞應用により頗る敏速且普遍的に各種調査及立案に至便を來し、本島森林經營並其の他の産業開發上一大革命を招來せり。
- (ロ) 昭和六年度は前年に引續き落合、小能登呂を連ぬる線以北、知取、伊皿以南及保惠、恩内以北

國境間、外二個所此の面積約一、〇〇〇、〇〇〇ヘクタールの撮影をなす。

更に同年陸軍陸地測量部に依頼し前記寫眞區域の地形固化に着手し略完了せり。同時に林業課に於ても紙片法及三角形分割法を應用し寫眞より直ちに林相圖を誘導作製せり。

- (ハ) 昭和七年度は時局多端の關係上飛行機による航空撮影は之を中止したるも、前兩年間の撮影區域の内落合、小能登呂以北北幌内川以西國境間一、六六七、〇〇〇ヘクタールに對し寫眞を應用し、本島拓殖の現況及將來を考慮しつゝ最も科學的且合理的に農林適地區分調査即ち從來の國有未開地を要存置林(固定國有林)不要存置林(公私有林豫定地)及殖民見込地(農牧用地、鑛漁業用地、住宅地、その他)に區分實測し、以て國有林として經營すべき區域及面積を確定したり。

三、將來に於ける調査方針の概要

昭和八年度より同十二年に至る五ヶ年間を以て左記業務を遂行せしむる豫定なり。

- (イ) 多來加及散江一帯の航空撮影
 (ロ) 七年度林地區分實測並施業案編成
 (ハ) 多來加及散江一帯の林地區分實測並施業案編成
 (ニ) 落合、小能登呂以南地域の林地區分實測並施業案編成

因に施業案編成の要目は森林經營上適當なる團地區域(事業區)の決定、當該區域内の面積蓄積及地林況調査、伐採方法、各年の伐採順序及數量、供給先、跡地更新方法、各種設備及工事計劃、保安林の設定、事業區の收支計算其他營林に關する必要事項を洩なく調査説明し、且之等の關係圖簿を調製するものにして、茲に一貫せる編成案の運用を俟つて初めて森林の利用は永遠に保續せられ、國土の保安並公益を保持せらるるに至るものとす。

第五節 森林の利用

領有當初に於ける本島森林は殆ど無盡藏の觀を呈せしに、之が利用に關しては見るべきものなく、住民用、漁業用其他一時的利用に限られ、僅かに電柱材、鐵道枕木用材の移出ありしに過ぎず。何れも落葉松にして主要樹種たるトド、エゾ利用の合理化は一大懸案として殘されたり。爾來銳意研究を續けたる結果、パルプ製産を最も適切と認め一方民間企業家の調査研究と相俟ちてここにパルプ會社設立の機運醸成さるゝに至り、大正三年大泊に、同四年泊居に工場設立せられ、操業の開始を見たり。

時恰も歐洲戰亂に際會し、パルプの輸入杜絶せるを以て電要頗る多く、良好なる成績を擧げ、本島パルプの名聲頗る昂まれり。爾來打續く好況に伴ひ島内各所に工場設立せられ、現時島内に八工場を算し、年産額パルプ約十六萬噸、洋紙約十三萬噸に達し、之が資材消費量約百二萬立方米に及び、本邦パルプ産額の約半數を供給する現況に在り。

島内製紙工場最近四ヶ年に於ける生産額左の如し。

年次	工場數	資材消費高	生産	紙類高	パルプ價	紙價	格計
昭和四年	八	一、三三、 ^{立方} 五三	一五、三五 ^担	一五、五三 ^担	三、二六、二三 ^円	三〇、五〇、〇八 ^円	五、七六、一八 ^円
昭和五年	八	一、四七、八四	一九、三〇九	一元、五三	四、六一、三七〇	三〇、六三、七〇〇	四、八三、五〇〇
昭和六年	八	一、〇七、五九	一七、一三五	一三、三二	一八、五、三三六	二五、六六、六〇	四、九七、四三
昭和七年	八	一、〇八、四〇〇	一六、〇九	一九、七〇	一七、三五、六三	二四、五七、三三	四、九三、二六

第六節 大學演習林

大正三年四月相川、小田寒川流域二萬ヘクタールを劃きて東京帝國大學演習林設置せられ之と相前後して北海道、九州、京都各大學の演習林設置せらるゝに至れり。
今其の箇所、設定年月日を表記すれば次の如し。
尙昭和七年三月末に於ける見込材積針葉樹一萬二千八百六十八立方米、闊葉樹八十四萬八千立方米なり。

演習林名	所在地	設定月日
東京帝國大學 演習林	榮濱郡榮濱村相川流域小田寒川流域の一部	大正三年四月

京都帝國大學	古丹岸演習林	敷香郡泊岸村古丹岸川流域	大正四年十二月
同	亞屯演習林	敷香郡敷香町幌内川支流亞屯川流域の一部	大正五年二月
北海道帝國大學	演習林	久春内郡三濱村珍内川流域	大正二年六月
九州帝國大學	演習林	敷香郡敷香町幌内川支流保惠川流域	大正三年四月
計			

第七節 官行斫伐

第一款 概説

第一項 事業の開始

大正八年より大正十二年に亘る松蝨蔓延の爲め森林面積約二十二萬ヘクタール、材積約二千四百四十九立方メートルの被害を蒙りたるが、當時之が利用應急の措置として其の一部は民間に拂下ぐると同地に地方官營に係る蟲害木の斫伐事業を計畫し、大正十一年度より事業を開始し昭和元年に於て大體所期計畫の完了を見るに至れり。

皆伐法に依る百年輪伐天然更新の方針は將來林力を保續し得ざると共に、殘存木の枯死及成長旺盛期に

在る林木を皆伐する等其の他經濟上甚だ不利の點あるに鑑み、輪伐期百年、回歸二十年の擇伐更新法を採用し、伐採率を胸高直徑四寸以上の立木に付き材積六割以内、本數二割以内として胸高直徑九寸以上のものを伐採することに改めたり。

然るに之を民營に一任しては萬全の結果を得難き事情あるに鑑み、更に昭和元年度より改訂方針に基き恒久的官行斫伐事業を實施することとなり、樺太廳森林作業所官制の公布を見たるが、昭和五年一月二十一日林務署官制公布と共に右實行は林務署に移り樺太廳林業課、林務課にて監督並に計畫を爲すことに改定森林作業所は廢止されたり。

第二項 事業の計畫

昭和二年五月現行官行斫伐事業開始に當り年々丸太 五三五、七四三立方米を伐採し翌年度之を搬出して賣拂處分を爲す豫定の處種々の事情に依り既定計畫の通り實現するに至らず年々伐採數量等變更せられたりしが、昭和五年度以降年々丸太 一九六、三七〇立方米を伐採し翌年度之を搬出處分することに改變せられたり。

昭和七年度事業計畫を示せば左の如し。

- 一、官行斫伐收入 九四四、八五一圓
- 二、官行斫伐費 四七二、五四五圓
- 三、伐木造材 伐木造林一九七、五三八立方米、搬出一九六、五三二立方米

販賣一九六、五三二立方米
西柵丹、北名好、氣屯、淺瀬、遠内 計五箇所

四、事業箇所

第二款 事業の概況

伐木造材 造材方法は利用の集約運搬竝に用途等の關係上エゾマツ、トドマツは總て丸太材末口直徑一〇乃至一四纏以上、長さ一、九及三、八米とし、カラマツは末口直徑一〇纏以上、長さ四、〇及四、二米に造材す。

集材運搬 夏山小出の修羅、木馬、手落し及玉曳等により流送地點に運材卷立をなし直に流送に付す。冬山は端乳、四乳、トラクター等により流送地點又は海岸迄運搬し卷立をなす。

トラクターは昭和二年に於てはフォードソン六臺、L^{エル} H^{エッチ} W^{ダブル} 二臺、計八臺を購入し幌岸、和愛、亞南、氣頓等の事業所にて之を應用したるが、初經驗のことゝて機械の故障多く爲めに豫期の成績を擧げ得ざりき。三年度は専ら氣屯事業所に於て試験的に實行せり。

搬出は主として流送に依り本流網場迄狩下げ水中引渡或は水切卷立をなす。

製品處分 製紙會社年期賣拂區域より出材せしものは會社に特賣し、其の他の區域に屬する分は豫約公募に依り處分す。最近五ヶ年間の事業成績細別左表の如し。

事業成績表

年度	伐木	搬出	引渡	備考
自大正十一年至昭和元年	九、三五、〇〇四 ^石 一、三五、〇〇〇 ^{平方米} 五、四一、六三〇	八、四八、八五九 ^石 一、〇〇八、九〇〇 ^{平方米} 二、五、四三九	八、七四、八〇四 ^石 一、九三四、〇六八 ^{平方米} 七、一三七	一、搬出は鐵道沿線に在りては鐵道各驛附近、土場其の他に在りては海岸最終土場迄とす。 二、敷は薪材なり。 三、材積は昭和元年以前を石を以て示し、昭和二年以降は立方米を以て示す。
昭和二年	四九、三三二	四九、四一七	五〇九、二二八	
昭和三年	四九、〇六三	四九、七、八六三	五〇四、九三二	
昭和四年	一九、七三三	四五、二五〇	四五、三三〇	
昭和五年	三〇、五八八	三〇、一六六	三〇、一六六	
昭和六年	一七、五八八	一六、五三三	一六、五三三	
昭和七年				

備考 搬出は鐵道沿線に在りては鐵道各驛附近、土場其の他に在りては海岸最終土場迄とす。

賣拂 製品は事業の状況及市場の關係等を考慮し年期、豫約公募、特賣等に附し賣拂を爲す。其の數量賣拂價格等を表示すれば左の如し。

年度	材積	年期	豫約公募	特賣	計
自大正十一年至昭和元年	七、四八、八八三 ^石 二、七二、一五五 ^石 二、三三、七〇六 ^石 六、一八、九五四 ^石 八、八四、五三七 ^石 六、九三、四二一 ^石			三、六四〇、九二二 ^石 八、七四〇、二四二 ^石 八、〇三三、五八三 ^石 一、〇三三、五三四 ^石 四三三、三三三 ^石 三、三〇八、一五六 ^石 五〇五、一七〇、七八八 ^石 三、八五、三〇一 ^石 四、五、三三〇、四六三 ^石 二、九六三、九九四 ^石 三〇一、八八八 ^石 一、二七九、五三〇 ^石 一九六、五三三、〇七〇 ^石 九四四、八五一 ^石 一、八七三、〇六六 ^石 一、三、九四四、三三七 ^石	八、七四、八〇四 ^石 三、三六〇、九二二 ^石 八、八七、二九二 ^石 一、一三〇、四九九 ^石 四三三、三三三 ^石 三、三〇八、一五六 ^石 五〇五、一七〇、七八八 ^石 三、八五、三〇一 ^石 四、五、三三〇、四六三 ^石 二、九六三、九九四 ^石 三〇一、八八八 ^石 一、二七九、五三〇 ^石 一九六、五三三、〇七〇 ^石 九四四、八五一 ^石 一、八八〇、九二〇 ^石 一、三〇、一、二八三 ^石
昭和二年					
昭和三年					
昭和四年					
昭和五年					
昭和六年					
昭和七年					
計					

備考 自大正十一年至昭和元年は虫害木處分にして昭和二年以降は生木の處分なり

第十一章 水産業

第一節 總説

樺太に於ける鯨、鱒及鮭の漁業は遠く松前氏の經營時代に於て既に邦人に依りて行はれたりしが、明治八年千島樺太交換條約の結果、樺太が露領となりたる後に於ても漁業は尙依然として邦人に依り經營せられたり。而して鯨、鱒及鮭のみならず、其の他の魚族亦尠からざれば水産は樺太に於ける唯一の富源として重要視せられ、明治三十八年邦領に歸するや其の主要魚族たる鯨、鱒、鮭に付ては其の漁利を永遠に保持し該漁業の健實なる發達を期せむが爲め建網制度を採用し、其の漁場は露領時代に設けられたる漁區に基き之を定め、邦人の經營したる漁場は從來の經營者に免許し、其の他の漁場は競争入札に依り漁業者を定めたり。鯨、鱒及鮭以外の漁業に付ては鯨、鱒、鮭の蕃殖保護に妨なき範圍内に於て一般に之を許可したりと雖、是等の漁業に従事する者の多くは資力乏しき樺太定住の漁業者にして、其の收益亦鯨、鱒及鮭に比し尠く生計の維持困難なる狀況に在りしを以て、大正四年漁業法規の一部を改正して樺太定住の漁業者を以て組織する漁業組合に對し鯨、鱒、鮭の専用漁業を免許し、其の漁業組合員をして一般漁業に従事するの傍ら鯨、鱒及鮭の漁利に均霑せしめて以て漁業經濟の一端を補はしめたり。越えて大正十年専用漁業

の數を増加し漁利の均霑に努め、更に大正十一年及大正十五年漁業法規改正に依り漁業免許の入札制度を廢したる外漁具漁法等漁制上改革せられたる點少からず即ち

鯨、鱒及鮭の定置漁業、介類、藻類等の區劃漁業及専用漁業に付ては樺太廳長官の免許を受けることを要し其の漁具は鯨に付ては建網、鱒、鮭に付ては建網又は瓢網に限られ、又専用漁業は鯨に付ては刺網及小建網又は地曳網、鱒及鮭に付ては小建網又は地曳網に限らる。

許可漁業の種類は十三種に大別し支廳長の許可を受けることを要し、漁業の場所が二支廳以上の管轄に互るときは樺太廳長官の許可を受けることを要す。而して鯨及鱒の漁利は漁村維持の爲め特に必要なるものに付許可漁業中鯨刺網、鯨流網、鱒配繩の許可は漁業組合員に限定せり。

免許又は許可を要せざる漁業は樺太に於ける住所地又は居住地を管轄する支廳長に届出て何人と雖之を爲すことを得。

漁業制度の概要斯の如しと雖樺太に在住する土人に對しては例外規定を設け、土人にして土人以外の者を使用せずして漁業を爲す場合に於ては免許を要する漁業を除き鯨、鱒、鮭の捕獲に付ては慣行の區域及特に定められたる區域に於て、其の他の水族の採捕に付ては自由に之を放任せり。

第二節 漁業並に水産製造

樺太に生産する水産物の主なるものは鯨、鱒、鮭、鱈、蝶、鮫、鮫、蟹、海鼠、帆立貝、北寄貝、鯨、

其の量を増加するの傾向を示せり。鯧漁業の經濟改善は久しきに亘りて攻究せられたりしが昭和七年十二月樺太共同漁業株式會社（總資本金五百貳拾六萬圓）の創立に依り資金の融通並販賣統制を圖ることを得るに至れり。

鯧漁獲高（單位疋）

年度	支廳							計
	敷	香	元	泊	豐	原	大	
昭和三年	三三、九六、四三	四一、〇〇一、六四	二九、三八七、三八	三三、五六一、九三	二七、〇八四、七	七、八八二、四	三、〇七三、三	三六、七六
昭和四年	二〇、六九、三三	六、四九、三三	三、二一六、四三	三三、二四、八	三、七〇九、四	四、〇五、五	三、〇四六、七	六、六三
昭和五年	三、四一、八〇	四一、八、六〇	五、三三、〇三	〇、〇三、〇	〇、〇三、七	八、二五、四	一、七三〇、七	八、七五、四
昭和六年	一、〇八、七	八、八	五、三、〇	三、六、一	九、八、四	三、八、二	四、三、六	六、一、五
昭和七年	一、二六、九	三、三	三、四、五	六、九、四	八、六、三	五、八、一	一、八、三、〇	三、五、〇
								六、七、四
								七、八、三
								九、六、〇
								三、三、八
								四、二、八
								八、九、八

鯧・鯧漁業は鯧漁業に亞ぐ重要漁業にして東海岸を主とし、就中幌内川を中心とする多來加、新間間及内淵川を中心とする元泊、富内間を最とす。此の外亞庭灣に在りては中知床岬及留多加川を中心とせる一帯は稍漁獲多く、西海岸に於ては内幌、樂磨附近、來知志川口附近の鯧漁場は比較的優秀なり。

本漁業に使用する漁具は從來建網に限られたるが大正九年より瓢網をも使用し得ることゝなれり。鯧は島内各地及冷蔵船に依り内地へ生賣せらるゝもの、殊に最近島内に於ける冷蔵庫の設備と相俟つて

冷蔵原料に供するもの並詰詰原料に供するもの次第に増加せるも、尙其の大部分は鹽藏せらる。

鱒漁獲高(單位疋)

年度	支廳														
	敷	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和三年	一九、三五、三九	三、七四〇、五五	五、四九一、三四	二、四九、六八	一、一九九、四〇	二、七五、六六	四七、七三	三、五三九、五五							
昭和四年	四、五八、四九	二、三〇三、八二〇	一、〇一〇、三九六	一、三三四、〇九	七九、一三〇	七五、〇四八	九八、〇〇六	一一、三六九、四八九							
昭和五年	七、七三、四四	一、九三三、六〇四	九六六、八八	六九、四五三	九三、〇五二	二、七四九、一九三	三、五、七五	一五、三三、八八九							
昭和六年	五、六四七、七八	九七、五五	六三、八〇〇	五六、八六三	二、三、九二	五、六、八五	七、六、四〇	九、三〇一、三五							
昭和七年	一、七〇三、七七一	一一四、九〇	一六、三〇九	八〇、一九	五三、五〇四	二、八八七、七四八	三九、一九三	五、七三三、七三							

鮭 鮭は夏期秋期の二期に漁獲せられ前者を夏鮭又はトキシラズと云ひ後者をアキアジと稱し、其の分布區域狭く豊凶の差少し。夏鮭は東海岸敷香附近を主とし、一漁場にして漁獲高二十二萬五千疋内外に達するものもあるも他の地方は甚だ稀薄なり。アキアジは西海岸に於ては南蘭泊、麻内、阿幸及南名好川附近、東海岸に在りては内淵川附近に多く一漁場にて十一萬二千五百疋以上漁獲するものあり。

鮭は鱒と同じく一部生賣せられ又は罐詰原料に供するも其の大部分は鹽鮭に製せられ、近時燻製品の製造を企圖するものもあるも尙其の産多からず。

鮭漁獲高(單位疋)

年度	支廳														
	敷	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和三年	一、〇五、六四五	一〇、九二	一四九、三五	二四八、三三	一元、三五	七、一一〇	五、六九	一、六八三、〇九〇							
昭和四年	五七、五五	六、四八四	一〇八、四二	二八四、五二	一七〇、八六	五、三六五	一、四三五	一、一九五、〇〇九							
昭和五年	一、〇九九、五三〇	四、三七	一四一、七八	七二、五二	六二、五六	一八、六三	七三	二、四四七、九三六							
昭和六年	六五、九六	六、七五八	一五、三三六	四三、五三	二八〇、八二	一四〇、三六五	一、三五四	一、六五三、〇三三							
昭和七年	三〇〇、三五	四九	四七、二六八	六九、一八四	三三、一〇三	一七、三五〇	九七五	八二〇、四〇四							

鱒 鱒は全島沖合一帯に棲息せるも其の主産地は西海岸野田より武意泊に至る間に於て、専ら配繩を以て釣獲せらる。該地方に於ては夏期三個月を除くの外殆ど該漁業に従事す。同地方に於ける盛漁期は所謂春漁季節即ち二月より六月に至る時期にして、此の期間に於ける漁獲高は川崎船一雙にて三萬尾乃至四萬尾、發動機付漁船一雙にて五萬尾乃至十萬尾に達す。十月より翌年一月に至る秋及冬漁は漁獲高春漁の半に達せず。大正十四年夏以來小型發動機船激増したるのみならず、最も多産する北本斗漁船の如きは五、六十馬力を普通とし或るものは百馬力に近き發動機をも据付くるに至りしを以て今後は其の産額著しく増加すべし。

鱈は主として棒鱈に製するも夏期に於けるものは主として搾粕又は開鱈に製す。尙大正六年頃より歐米輸出向鱈、特にストックフイツシュの製造企業せられ、大正八年の如き其の年産額九五六・二五〇吨に達したるも、大正九年以降歐米市場の變動と一般經濟界の打撃とに依り漸次減少し現在は殆ど休止の状態に在り。大正十四年以來冬期鹽鱈として移出せらるゝもの百萬尾に達するに至れり。

尙副産品たる鱈肝油の製造盛にして主要なる鱈漁業地には其の工場を見ざるなく、製品は工用油及藥品肝油の二種にして其の年産額二萬噸に達す。

鱈漁獲高(單位吨)

年度	支廳		豐原	大泊	本斗	眞岡	泊居	計
	敷	香元						
昭和三年	—	—	五、〇八五	二〇五、一八二	六、〇六三	八、四七七	六、九六六	三、五、三七七、二五〇
昭和四年	—	—	四、五〇〇	二二四、六三三	五、九一六	七、四三三	四、八二二	三、三、五七、三三三
昭和五年	—	—	三、三〇〇	一〇八、一〇二	四、三三三	八、四八八	三、四四二	二、四、三〇、三〇〇
昭和六年	—	—	三、〇〇〇	八五、一〇四	二、九三三	六、九九七	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇、〇〇〇
昭和七年	—	—	—	二、七三三	四、五五五	六、五五五	二、三三三	三、三、三〇、〇〇〇

蝶 蝶の種類は十數種に及び到る處之が棲息を見る。漁業は配繩又手繰網漁業の二種なりしも最近發動機船に依る底曳網漁獲出せり。蝶は生賣せらるゝの外悉く搾粕に製造せらる。

蝶漁獲高(單位吨)

年度	支廳		豐原	大泊	本斗	眞岡	泊居	計
	敷	香元						
昭和三年	—	—	六二、一五〇	三三、六六九	二七、二六四	一、四三三	一、〇、一、一七	四、〇、〇九、一五九
昭和四年	—	—	七〇、〇八八	三〇、六三三	三三、〇〇八	二、四八八	九、九三三	五、六、六三、一七五
昭和五年	—	—	八五、二八八	二四、〇六六	二七、三三二	一、九八八	四、五、八三三	四、五、七〇、七〇六
昭和六年	—	—	三三、七六六	一七、九〇〇	六、六三三	九、九三三	一、〇、七、四六六	二、七、四三、二四二
昭和七年	—	—	三三、二四〇	三三、九三三	一、九、一、六六	一、七、五、九九	一、二、三、三三三	二、八、〇、三、八四

蟹 蟹の最も多く利用せらるゝものはトラバガニと稱するものにして、沿海到る處に棲息し就中西海岸及亞庭灣口に多く、専ら刺網を使用して漁獲せらる。明治四十二年以降罐詰製造業勃興に伴ひ本漁業の隆盛を來せしが、濫獲の弊に陥るを避け之が蕃殖保護の爲め雌蟹及背甲五寸以下の稚蟹の漁獲を禁止し、且つ一定の禁漁期を設くる等力めて漁利の維持を圖れり。

蟹は少量の生賣を除くの外全部罐詰及罐詰に製造せられ、大正六年には其の産額十二萬噸、價格參百拾六萬五千餘圓に上れるが、蟹漁獲高漸減の傾向を呈せるを以て大正九年工場の手合を行ひ、蟹の濫獲を防ぐと共に一面製品の改良統一を計り、棒太の重要水産物として其の聲價を擧ぐるに努め居れり。販路は從

來米國を主とせしが近時歐洲各國（特に英國）及南洋方面に販路を開拓しつつあり。

蟹漁獲高（單位吨）

年度	支廳		豐原	大泊	本斗	眞岡	泊居	合計
	數	元						
昭和三年	八、〇〇〇	三、四八〇	四、八〇〇	一六、三〇〇	一〇〇	一六、八〇八	五、九三三	一、三三、五六
昭和四年	一八、七九五	六、九二二	一四、九九九	三三、六六三	二、六〇〇	一、〇五七、一〇八	五、三三三	二、〇六、〇五九
昭和五年	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	九、八九九	二〇、三三三	一三、三三三	一、五五五、四一八	七、三七八	二、八五、〇三五
昭和六年	一三、〇〇〇	七、七三三	九、五五五	三三、五五五	二四、二九六	一、七五四、一九九	三、七六、四六六	二、七五、八三三
昭和七年	一四、五六八	二二、〇七七	二四、〇三〇	五、四八七	一七、一九九	七、三三七	三、三、七三三	二、〇八、四三三

昆布 昆布は其の分布頗る廣く全沿海殆ど産せざるなく、就中西海岸及亞庭灣に多産す。西海岸に於ては有部以南西能登呂に至る間及海馬島最も多く品質亦良好なり。亞庭灣に於ても大泊、池邊諸間産額多く品質西海岸に次ぎ、東海岸は品質一般に劣れり。昆布は豊凶隔年にして凶年には豊年の二分の一にも達せざることあり。

昆布は其の種類品質等に應じ反昆布、花折昆布、細目昆布、トロロ昆布、島田昆布等に製せられ、食用に堪へざるものは沃度製造の原料としてケルプに製せらる。沃度加里製造業は一時海岸到る處盛に行はれたるも近時全く休止の状態に在り。

昆布製品（昭和七年）（吨）

品種	支廳		豐原	大泊	本斗	眞岡	泊居	合計	金額
	數	元							
反昆布					二、八五、七三三	一、五五四、二八八	二〇、三三三	五、六四、九三〇	九〇、三三三
花折昆布					三、四二二	九、〇四四	一五〇	五、四三三	一一、〇〇〇
トロロ昆布		三三三		一、九三三	一〇、三三三	一九、三三八	三三三	三、五三三	一、七四三
島田昆布		一六、〇〇〇	七〇〇			一三、三九九	一六、八〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
端折昆布				八、三三三				一、八四九、六〇五	八、八四七
昆布灰	三、三三三			一、七六、三三〇					一、五七七
其他				四、四一八	三三〇	六九九			二、一八五

鯨 春夏の候海岸近くに回遊するもの尠からず。種類は春期には克鯨多く夏期は長鬚鯨を主として座頭鯨之に亞ぐ。捕鯨業は現在、東洋捕鯨株式會社に依り亞庭灣内札塔に根據を置き、毎年捕鯨船一雙乃至二隻を使用し従業せらる。捕獲頭數は年に依り消長ありと雖、大正十年の如きは八十二頭の多きに達せしも漸次減少し、昭和二年には三十九頭、昭和三年には三十六頭、昭和四年には三十四頭、昭和五年には三十六頭捕獲し、昭和六年及昭和七年は休業せり。

鹽朧獸 海豹島は我國唯一の鹽朧獸蕃殖場にして、米領プリピロフ群島及露領コンマンドルスキー群島

と共に北太平洋に於ける三大棲息地として並び稱せらる、明治三十八年樺太の我領有に歸するや直に獵獲を禁止し、次で之が蕃殖状態を調査し、翌明治三十九年より年々監視員を駐在せしめ専ら臘肭獸蕃殖保護及調査に従事せしめたり。

明治四十四年英米露との條約の結果大正元年より之が獵獲を開始せり。

臘肭獸蕃殖狀況（單位頭）

年 別	最多上陸頭數	産 兒 數	死 兒 數	獵 獲 頭 數
昭和三年	二七、八六〇	一一、六三〇	五七三	一五、〇〇〇
昭和四年	二九、七五四	一三、〇〇〇	五四〇	一四、七〇〇
昭和五年	二六、八七三	一一、八五五	四六三	一七、一〇〇
昭和六年	二七、〇九六	一二、四〇〇	五三五	一四、七〇〇
昭和七年	二八、九〇〇	一三、〇〇〇	五六一	一七、一〇〇

以上各種水産物の最近の總價額を示せば左の如し。



（島ソングロハ上陸） 臘肭獸ノ鳥約海

水産物總價額

種類	年度	
	昭和元年	昭和二年
鯧	一三、七九、六五 ^四	九、九五、九七 ^四
鱈	二、四七、二八	一、〇四、一三
鮭	四三、二七九	三六、八九
鱒	二、二三、一三〇	二、一九、八三
鱈	—	—
鱈	五、五九	八九、九元
鱈	六三、五三	一、〇四、〇四六
鱈	五三、五九	三三、五三
昆布	四九、九〇三	四三、一九
鮫	二七、三六	三三、一六〇
鮫	三、三三	三、一〇五
鮫	三、三三	四、五四
貝類	四〇、五〇	七四、三七
貝類	七、八三	六三、三九
其他	—	—
計	二〇、〇三、九四	一五、七五、三〇
		二〇、五五、四三
		二〇、八〇、六二〇
		一五、九〇、七五
		二二、七五、四一九
		一〇、六八、一三
		八、〇三〇、七三 ^四
		六、七五、八五 ^四
		六〇九、三九
		一九四、六五
		九六、八七
		一九、三三
		五三、六四
		一、七四九、四八〇
		六八九、六〇〇
		一四
		一、九九〇
		一九、四八六
		一三三、九三
		三四四、五六
		三八、八四三
		一〇、六八、一三

水産業

第三節 蕃殖保護

鱒、鮭増殖施設として幌内川三、樺保川、馬群潭川、内淵川、阿幸川、麻内川、多蘭泊川、來知志川に各一ヶ所の人口孵化場（以上の内二は官營其の他は水産會又は組合經營）を設けたるに其の成績良好にして昭和七年度に於ける採卵數は鮭三二、八四四、九四六粒、鱒九、一五四、〇〇〇粒に達せり。

其の他昆布、寒天原藻たる「イタニグサ」岩海苔「カキ」北寄貝、蜆、鯉、鮒等の増殖事業は年と共に見るべきものあり。尙「タラバガニ」、「カキ」、海鼠、昆布等に付ては禁漁期を設け鯀、鱒漁業に使用する漁具に付ては漁業時期、漁場、網目及漁具の大きさ等に夫々制限を附して蕃殖保護を圖りつゝあり。

第四節 水産物検査

樺太に於ける水産物検査は明治三十八年本島が邦領に歸したる當初の數年間は西海岸南部水産組合、亞庭灣水産組合、西海岸亞庭灣東海岸各建網漁業水産組合、罐詰業水産組合及鹽鯀製造業水産組合等の各種水産組合に於て其の組合員の生産したる特定水産品に限り之を行ひ來りたるも、水産業は樺太に於ける最も重要な産業に屬するのみならず、其の生産品の殆んど全部は商品として島外に移出せらるゝ關係上、

水産製品全般に亘り之が検査を施行し改良の實を揚げ、品位の統一を期し、以て市場の聲價を高むるの必要を認め、大正三年樺太廳に水産物検査所を設け廳令を以て水産物検査規則を公布し、水産物の検査は専ら廳管となし、樺太廳官の任命する水産物検査員をして之を行はしむることとなりてより爰に二十年其の間數次に亘り検査規則の改廢を行ひ、需要地の要求と時勢の進運に伴ふ検査等級の増加、検査品の追補に努め以て品位の向上統一に盡したる結果、其の成績大に見るべきものありて本島水産品は内外市場に好評を博するに至れり。

検査の施行は水産物検査員九十名内外を沿岸各地に駐在せしめ、其の擔當區域内を常時巡回して検査を行はしめ、同時に製品改良の實地指導に當らしむるの外全島沿岸を十區に區分し、各區に検査主任を置き區内の検査員を指導督勵し以て検査の敏活と其の統一に任ぜしめ、更に本所より數名の職員各地を巡回して各級の指導と監督に當り之が改良統一の實を擧ぐるに努む。

検査の生命とする検査の嚴正統一に付ては前記の如く各職其の職分に應じ精進努力するも尙ほ其の統一をして一層完全ならしむる爲各主要產品の出廻前樞要地に其の検査等級の標準査定會を催し、検査員と生産者たる漁業者、製造業者並海産取引業者の多數を以て多種多様の品位を有する數多の標品に付其の等級區分をなし、各等級品位に馴致せしむると共に、決定したる等級標品は各検査員駐在所に之を備付け一般に閱覽せしめ、營業者の製造並製品の選別等の参考に資せしめ検査に際し遺憾なきを期しつゝあり。

検査を受くべき水産物の種類は水産肥料、身欠鯀、鯀、鹽鮭、鹽鱒、鹽鯀、鹽鯀、鱒及鮭の筋子、開

鱒、開鮭、棒鱒、棒鮭、乾鮓、魚油、昆布、銀杏草、海參、乾貝、剝蝦、鰯、鮫鱈、玉筋魚及小鱧の煮乾及素乾、タラバ蟹、蝦、北寄貝、鱒及鮭の水煮罐詰等にして殆ど主なる水産製品を網羅せり。

第五節 水産に關する組合

漁業組合は明治四十一年十二月漁村部落を二十區に分ちて漁業組合を組織せしめ之に三十九の定置漁業権を與へたるに始まり。其の後大正五年組合の分合新設を行ひ二十八の漁業組合を設置し鱧、鱒、鮭の定置漁業権の外更に専用漁業権を附與し、組合員をして直接鱧、鱒、鮭の漁利に均霑せしむるの途を開きたり。指導獎勵の結果輒近共同施設事業の發達を促し漁村の基礎漸く健實の域に進みつゝあり。其の主なるものは漁業資金の貸付、共同販賣、共同購買、共同貯蓄、遭難救恤、暴風警報周知、講話其他魚介藻類の保護蕃殖及餌料の蓄養等とす。目下漁業組合數四十五、組合員四千二百餘名、積立金十八萬六千餘圓に達せり。水産組合は全島定置漁業者を網羅せる樺太定置漁業水産組合並に大泊町に於ける海産物製造業者に依り組織せる大泊海産物製造水産組合及大泊海産物販賣業水産組合の三ありて、水産業の改良發達と組合員共同利益の増進に努め居れり。



所 驗 試 央 中 廳 太 樺

第十二章 中央試験所

第一節 沿革

明治三十九年の民政署は南樺太を退去せる露人の牛馬が山野に馳驅するを集めて貝塚、一の澤、古牧、軍川及並川の五ヶ所に牛馬收容所を設け翌年七月全部之を貝塚に併せて貝塚種畜場と改め、種畜の育成事業を開始せり。而してそれと同時に農業的富源開發の必要を認め、地を並川に相して假試験場を設置し適種作物の試験調査を試みたり。之本島に於ける農事試験の濫觴なり。越えて同四十一年前者は樺太廳種畜場後者は樺太廳農事試験場と改稱せられ、同四十四年豊原郡豊北村字小沼に兩場相亞で移轉せられたるも農事試験場は大正元年更に並川附屬農園に本場を移せり。然るに本島農業經營の時運漸く有畜農法の妙諦に即せしむるの要あるに鑑み、大正七年六月種畜場を農事試験場に合併して小沼をその分場とすると共に眞岡郡眞岡町字宇遠泊の農事試験農園を分場に改め西海岸地帯の農事試験に當らしめたり。而して大正九年並川の農事試験場は再び小沼に移轉し、其の後試験部門の追加擴張を圖りて農事、畜産、化學の三部を置けり。

水産に關しては明治四十一年十月西海岸樂磨に樺太廳水産試験場を設けたるを以てその嚆矢とせり。當

時に於ては主として水産製造に關する試験及調査を試みるに過ぎざりしと雖、本島の水産は所謂世界三大漁場の一を控へ、之が海田の開発は島産業上亦最も重大なる關係を有するを以て、大正七年之が試験事業を擴充して従來の製造部に加ふるに漁撈、養殖の二部を置き、爾來各種の試験研究調査を續行することゝなれり。

更に林業方面を見るに、往時全島は鬱蒼として千古斧鉞を加へざる森林を以て覆はれ邦國に比類を見ざる一大林産地として一葦帶水の北海道と相對峙したるを以て、之が試験研究の史も久しきに遡る。即ち明治四十二年樺太廳に臨時工業調査所を設置するや、大泊にその工場を設け主として林産製造に關する試験を開始し大正五年之を廢止せり。然るに之に先立て樺太廳は大正元年更に豊原の近郊大澤に國有林三千町歩を劃して大澤試験林(同廳林業課所屬)を設け天然更新及人工更新に關する試験を施行したりしも、偶々同八、九年に至り樺太松毛蟲發生し、其の被害に加ふるに數次の山火に襲はれ全島を擧げて林業史上未曾有の慘事に遭遇したる結果遂に所期の目的を達するに至らざりき。従て爾來専ら松毛蟲の防除並森林保護方面に關する試験調査に主力を傾注せしが漸く之が終熄を見るに至りしを以て、同十二年再び林業經營に關する試験調査の事業を興し、東海岸保呂の國有林約五千六百町歩を試験林に設定し以て林業全般の試験を施行するとともに、他方大澤試験林の蟲害山火跡地千三百十五町歩に、人工造林に關する試験を施行せり。而して保呂試験林は昭和四年九月その南方隣接國有林を編入して、總面積六千九百二十二町歩を筆するに至れり。斯くして農事、畜産、水産並林業に關する試験調査の事業は各別の機關に於て之を遂行し來

たれりと雖、其の規模概ね狭小にして目的達成には幾多遺憾の點あるに鑑み、昭和四年九月勅令第三百號を以て従來の農事、水産兩機關を廢止すると共に樺太廳に於ける林業試験事業及醸造指導事業をも移して中央試験所を創設し農事、畜産、及林業に關する試験部門は之れを小沼に置き、水産に關する試験部門は舊機關をその儘繼承して樂磨に分置し宇遠泊舊分場は之を宇遠泊農事試験支所と改め、着々試験研究の陣容を整へつゝあるを以て之が完成機能の十全を發揮するに於ては本島産業の上に一新紀元を劃するものあるを疑はず。

第二節 事業の組織

第一款 事業

本島に於て夙に識者の囑目する産業必ずしも鮮しとせざるも、之が完成垂統を期する上に於ては今後慎重なる試験調査に俟つべきもの亦甚だ多く、就中基礎的産業の開発は最も急務なるを以て本所の試験研究の機能概ね之が振興助長に主力を傾注せり。今事業の概目を擧ぐれば左の如し。

- 一 農業、畜産業、林業及水産業に關する研究調査、試験、分析、鑑定、講習及講話。
- 二 種子、種畜、種禽、種卵其他研究調査又は試験の結果に因る物料等の處理、育成、製造、配付又は貸付。

第二款 組織

本所現在の組織は農業部、畜産部、林業部及水産部の四部並に庶務課にして所長之を統轄し、各部課には夫々部長及び課長を置き部課に屬する事務を掌理するの外、各部には更にその所管事務を分掌せしむる爲科を設け、各科に科長を置けり。之が定員は技師十名、書記三名、技手二十四名にして配するに雇員三十四名を以てせり。

第三節 事業分掌

第一款 農業部

農業部は第一科、第二科、第三科及第四科に分たる。其の事業の分掌左の如し。

第一科

本科は主として種藝及農業物理研究に關する部門にして、本島の如き特殊の自然要素の下に栽培可能な適作物の査定に關する事項、主要農産物の品種改良に關する事項、各種農作物の耕種法改良に關する研究、農業氣象に關する事項、農具及機械の改良に關する事項、農業經營試驗に關する事項、種子、種苗の鑑定及配付に關する事項並實習生の養成に關する事項等を掌る。從來試験の結果擧げ得たる成績中

其の主なるものを擧ぐれば左の如し。

一、適作物の査定試験

廣く各地より各種作物の種苗を蒐集試作したる結果、其の成績良好にして本島の風土に恰適するものと認めたる作物中其の主なるもの左の如し。

- 大麥、稗麥、小麥、ライ麥、燕麥、稗燕麥、蕎麥、黍、大豆、菜豆、豌豆、蠶豆、蕎麥、亞米利加防風、瑞典蕪菁、青刈用玉蜀黍、牧草、蕪菁、甜菜、亞麻、馬鈴薯、蘿蔔、蕪菁、午莠、胡蘿蔔、火焰菜、葱、塘蒿、土當歸、石刀柏、胡瓜、甘藍、球莖甘藍、花椰菜、羽衣甘藍、苜蓿、白菜其の他葉菜類、草莓、須俱利、總須俱利等。

右の中小麥、馬鈴薯及甜菜は本島の風土に最もよく恰適し品質極めて優良なり。

二、品質改良

優良品種査定試験により本島の風土に恰適せる優良品種を査定すると同時に稗麥、小麥、燕麥及馬鈴薯等に就ては純系淘汰法によりて優良品種の第一次的育成を了し樺丸實一號外五種の新優良品種を選出せり。

三、耕種法試験

主要作物に就き播種適期査定試験、播種適量査定試験、播種法試験、生育領域査定試験、除草中耕回数並適期査定試験、收穫適期査定試験及栽培努力調査等を行ひたり。

四、優良農具に関する調査

本島に於て新案作製せられたる洋犁、培土器、除草器等に就き調査し、其中優良と認めたる洋犁三點、培土器一點、除草器一點を本島に適する優良農具として決定せり。

五、實習生養成

一年間農家の子弟を收容し農村の中堅人物養成に努め、昭和六年迄に六十九名の修業者を出せり。

六、種苗配付

從來の試験の結果得たる主要作物の優良品種を増殖の上、之を原種として農事實行組合並に一般當業者に配付し以て農産の改良増殖に努め居れり。

七、印刷物配付

試験完了し其の成績顯著なるものは之を纏録の上所報として廣く當業者に配付し、以て成績の普及及徹底に努めたり。

尙昭和七年度に於ける主なる事業項目を擧ぐれば左の如し。

一、豊凶考照試験

二、適作物査定試験

三、主要作物優良品種査定試験

四、小麦、馬鈴薯、甜菜、胡瓜及草苺の育種に関する試験

五、甜菜栽培に際し其の適當なる前作物及後作物査定に関する試験

六、耕鋤の深淺による土壤の理化學的變化が甜菜の生育、特に甜菜根部の形質に及ぼす影響に関する試験

一 驗

七、小麦、蠶豆及馬鈴薯栽培に於ける春耕の省略が作物の生育に及ぼす影響査定試験

八、綠肥作物の混播が亞麻の生育に及ぼす影響と混播綠肥作物の收量査定試験

九、種子の交換による亞麻の收量品質に及ぼす影響査定試験

一〇、罌粟、馬鈴薯、綠肥作物及蘿蔔の播種適期査定試験

一一、甘藍の移植適期査定試験

一二、黍、蠶豆、蕁薹、罌粟及馬鈴薯の適當なる生育領域査定試験

一三、摘心による蠶豆成熟期促進試験

一四、除糞が馬鈴薯の生育並收量、品質に及ぼす影響査定試験

一五、蕎麥、豌豆（罐詰用）罌粟、綠肥作物及葱の收穫適期査定試験

一六、收穫時期及刈取法の相違が杞柳の凍害に及ぼす影響査定試験

一七、甜菜、綠肥作物及胡瓜の採種に関する試験

一八、甘藍、茄子、蕃茄、胡瓜、南瓜、野蜀葵及野生蔴の促成栽培試験

一九、有用野草の作物化に関する豫備試験

- 二〇、甜菜莖葉貯藏試験
- 二一、蔬菜類の貯藏に適切なる貯藏窖の創案改良に関する調査試験
- 二二、小麥及罌粟の栽培に要する勞力調査
- 二三、優良農具に関する調査試験
- 二四、農業に關係ある各種氣象觀測調査
- 二五、優良品種の増殖普及を目的とする原種圃の經營
- 二六、農事に関する實務を練習せしむる目的を以て施設する實習生の養成

第二科

本科は農作物の病害、害虫、有用野草及雜草等に関する研究部門にして、從來諸種の病害蟲並有用野草に對して行へる試験中特に顯著なる成績を挙げ得たるものは麥類赤黴病、クロウリハムレモドキ等の病害蟲及本島山野に自生する有用たる野草に就ての研究にして夫々時報及報告を發刊して當業者の注意を喚起し居れり。

尙昭和七年度に於ける事業項目を擧ぐれば次の如し。

一、病害に関する調査試験

- (一) 小麥赤銹病豫防試験
- (二) 馬鈴薯黒疣病豫防試験

(三) 胡瓜黒星病に関する調査試験

- イ、胡瓜黒星病豫防試験
- ロ、胡瓜黒星病回避に関する調査
- ハ、胡瓜黒星病々原菌の生理生態に関する調査
- (四) 一般病害の種類及分布に関する調査
- (五) 馬鈴薯萎縮病に関する調査
- (六) 重要病害病原菌の生理生態に関する調査

二、害虫に関する調査試験

- (一) オホカバイロコメツキに関する調査試験
 - イ、オホカバイロコメツキ幼蟲の誘致試験
 - ロ、オホカバイロコメツキの生態に関する調査
- (二) ヨトウガに関する調査試験
 - イ、甘藍を加害する場合のヨトウガ幼蟲の防除試験
 - ロ、ヨトウガの生態に関する調査
- (三) ダイコンバへに関する調査試験
 - イ、白菜を加害する場合のダイコンバへ防除試験

ロ、ダイコンバへの發生期に関する調査

- (四) 一般害虫の種類及分布に関する調査
 - (五) 重要害虫の飼育調査
 - (六) オホニジヤホシ及エンドウマメゾウに関する調査
 - (七) 種苗と共に島外より移入せられたる或は其の危険性を有する害虫に関する調査
 - (八) 農作物と近縁なる野草害虫に関する調査
- 三、野草に関する調査
- (一) 圃場雑草に関する調査
 - (二) 有用野草に関する調査

第三科

本科は樺太の農業に對する化學的研究部門にして、本島各種土壤の成因分布並に化學的組成性状に関する事項、各種土壤の農業的利用價值及其の改良法に関する事項、各種土壤に於ける作物に對する施肥法に関する事項、島産農産物の組成成分並之に對する獨創的加工利用法に関する事項等を掌る。既往に於ける檢索に據り闡明せられたる成績中其の主なる項目を擧ぐれば左の如し。

一、土壤に関する事項

- (一) 本島土壤の成因並其の普遍的性状に関する基礎的調査試験
- (二) 樺太ポドゾル系土壤を構成する各種標式土壤の種類性状並其の分布に関する調査
- (三) 樺太ポドゾルの物質酸性土壤の改良利用に関する調査試験
- (四) 地方的高位泥炭土(所謂サガレンツンドラ)の農業的改良利用に関する調査試験
- (五) 甜菜栽培適地の土性に関する調査

二、肥料に関する事項

- (一) 河流横溢土標式土壤に於て主要作物を栽培する場合の初期地力減耗度査定に関する試験
- (二) 河流横溢土標式土壤の禾穀類に對する養分天然供給量査定に関する試験
- (三) 樺太ポドゾル系各種酸性土壤に對する石灰給與量査定に関する試験

三、農産物分析加工に関する事項

- (一) 島産主要食用作物中大麥、稗麥、小麥、ライ麥、燕麥、蕎麥、豌豆、蠶豆の普通成分査定に関する試験
- (二) 島産主要特用作物中馬鈴薯、甜菜、薑薑、薄荷、粟粟の有用成分査定に関する試験
- (三) 馬鈴薯の冷凍乾燥法に関する基礎的試験
- (四) 蘿蔔の冷凍乾燥による加工利用法に関する試験

尙昭和七年度に於ける事業項目を列擧すれば左の如し。

- 一、樺太ポドゾル系土壤細密調査(豊原町管内)

- 二、樺太特有はんのき跡地不毛性土壤の原因並之が改良利用に関する試験
- 三、樺太ポドゾル系各標式土壤中細菌數特に有用細菌數の季節による増減に関する調査試験
- 四、河流横溢土標式土壤の主要作物栽培による地力減耗度査定試験
- 五、河流横溢土標式土壤の蠶豆並馬鈴薯に對する養分天然供給量査定試験
- 六、河流横溢土標式土壤の小麥、蠶豆、馬鈴薯に對する三要素適量査定試験
- 七、河流横溢土標式土壤に於て小麥を栽培する場合の各種肥料肥効比較試験
- 八、綫化ポドゾル標式土壤に於て燕麥を栽培する場合の石灰並厩肥適量査定試験
- 九、ポドゾル標式土壤A・B各層土に對する適作物種類、小麥栽培の場合に於ける養分天然供給量、要素、適量査定試験

- 一〇、島産特用作物（甜菜、薄荷、罌粟）の有用成分査定試験
- 一一、馬鈴薯の冷凍乾燥による加工利用法調査試験
- 一二、甜菜の冷凍乾燥法に関する調査試験
- 一三、小麥正麩及燒麩製造に関する調査試験
- 一四、燕麥麩製造に関する調査試験
- 一五、蠶豆を原料とする豆腐、凍豆腐、晒餡、醬油及味噌製造に関する調査試験

第四科

本科は主として醸造に関する事項を研究する部門にして、島産酒類の品質向上を圖り且島産獨特の醸造物を造らんがため試験調査し又當業者の醸造に関する物料の依頼分析及鑑定に應ずると共に、時々技術官を派し適當なる實地指導を爲すものとす。其の昭和七年度に於ける事業の項目を挙げば左の如し。

一、調査試験

- (一) 凍乾馬鈴薯を原料とする酒精醸造に関する調査試験
- (二) 清酒の色臭吸着劑として島産白樺材製性、炭素の利用價值に関する調査試験
- (三) 清酒醸造用水々質検査に関する調査試験
- (四) 清酒の主要成分檢定に関する調査試験
- (五) 清酒一般成分檢定に関する調査試験

二、指導事項

- (一) 酒造實地指導
- (二) 清酒品評會の審査
- (三) 酒母及麴研究所會の審査

第二款 畜産部

畜産部は第一科、第二科及第三科に分たれ其の事業の分掌左の如し。

第一科

本科は主として牛馬の蕃殖、改良、飼養、管理及衛生に関する事項、牛馬の生産物處理に関する事項、種牡牛馬の貸付及種付に関する事項、飼料作物の耕作及經營に関する事項並實習生の養成に関する事項等を掌る。

昭和七年度に於ける主なる事業項目の概要左の如し。

一、牛馬に関する試験調査

(一) 蠶豆及大豆粕の乳牛飼養價值比較試験

(二) 牧地の經濟的利用法に関する試験

(三) 紫外線の妊牛並其の胎兒に及ぼす影響試験

二、飼料作物の耕作經營に関する試験調査

(一) 牧草地の更新期に関する調査試験

(二) 經營上より見たる一番刈法並二番刈法の比較調査試験

(三) イワノガリヤスの生産費調査試験

三、種牛馬の生産及貸付

四、飼料の生産

五、實習生の養成

第二科

本科は主として豚、緬羊、家兎、養狐其の他の毛皮動物並家禽の蕃殖、改良、飼養管理及衛生に関する事項、豚、緬羊、家兎、養狐其の他毛皮動物並家禽の生産物に関する事項、種豚、種緬羊、種兎、種狐、種禽、種卵の配付、貸付及種付に関する事項等を掌る。従來行へる試験中既に結了せる主なるものは、種卵の孵化並雛の發育に及ぼす紫外線の影響試験及生肉代用品の仔狐の發育に及ぼす影響試験等にして、尙昭和七年度に於ける事業の概目左の如し。

一、養狐に関する試験

(一) 種狐改良に関する試験

(二) 獸肉を配合せざる飼料の養狐の發育並蕃殖に及ぼす影響試験

(三) 養狐寄生蟲の種類調査

(四) 養狐の驅蟲藥に関する試験

二、家兎の飼養試験

三、黒貂の家畜化試験

四、融雪期に多發する鶏の疾病に及ぼす肝油又は紫外線の影響試験

五、種豚、種緬羊、種狐及種卵の生産及配付

第三科

本科は主として本島に於ける家畜、家禽の飼料及畜産物の化學的研究に關する事項、畜産物の加工利用及畜産製品の改良に關する事項を掌る。

昭和七年度に於ける事業の概目を擧ぐれば左の如し。

- 一、島産飼料の普通成分調査、無機成分調査、消化率査定試験
- 二、ハンドウオーカーの改良に關する試験
- 三、乾酪の成熟庫に關する調査
- 四、凍結を利用するカゼインの製造法に關する試験
- 五、スターターの配付

第三款 林 業 部

林業部に於ける事業は之を第一科、第二科、第三科に分たれ、其の事業左の如し。

第一科

本科は本島森林の増産に關する研究部門にして主として人工造林法、天然更新法及森林保護撫育に關する事項を掌る。業績中既に闡明せられたる事項次の如し。

一、人工造林に關する事項

- (一) 本島産主要林木たるトドマツ、エゾマツ、グイマツ、シラカバ及ダケカンバ種子の形態調査
- (二) 島外有用樹種中養苗適種の選出試験
- (三) 本島山火跡地造林苗としての幼苗の適否試験
- (四) 天然苗の形態調査

二、天然更新に關する事項

- (一) 原生林内年々の氣象觀測
- (二) カラフトグルミの分布調査
- (三) グイマツの本島に於ける原生的分布狀況調査
- (四) 保呂試験林内トドマツ、エゾマツ、混淆林の林型調査
- (五) 南部系トドマツ、エゾマツ林に於ける樺太廳擇伐法の適用試験
- (六) トドマツ、エゾマツの發生と林床植物群落との關係

三、森林保護に關する事項

- (一) エゾマツ寄生キクヒムシ科昆虫の樹體內に於ける分布狀況調査
- (二) 本島に於ける今次のヤツバキクヒムシ慘害防除對策に關する調査研究

尙昭和七年度に於ける主なる事業項目左の如し。

- 一、本島主要林木結實年度調査

- 二、本島主要林木種子成熟時期調査
- 三、島外有用樹種の本島に於ける適應性に關する試験
- 四、播種床に於ける種苗の土壤凍結に因る被害防除試験
- 五、苗木養成に適當なる土壤の調査試験
- 六、苗木の山出年次に關する調査試験
- 七、天然生苗木の造林用苗木としての價値に關する調査試験
- 八、播種造林に適當なる地拵へ試験
- 九、山火跡地土壤の造林學的性質調査
- 一〇、山火跡地植物と植栽苗木との關係調査試験
- 一一、山火跡地の氣象觀測
- 一二、原生林内の氣象觀測
- 一三、主要森林樹木の全島の分布調査
- 一四、本島針葉樹原始林の林型調査
- 一五、天然更新法試験

(一) (南部系) トドマツ主林分の天然更新試験

(二) (北部系) エゾマツ主林分の天然更新試験

- 一六、本島森林施業上に於ける基本樹種決定に關する調査研究
- 一七、本島北部エゾマツ主林分内に於ける病傷害木の調査
- 一八、本島に於ける森林昆虫の基本調査
- 一九、ヤツバキクヒムシの生態調査
- 二〇、キクヒムシ類の驅除豫防試験
- 二一、苗圃害虫の豫防驅除試験

第二科

本科は木材の物理的、機械的並化學的性質を究明し諸種林木の利用加工法を講究するの外樹脂、針葉油並單寧の採取又は抽出試験、製炭試験、食用菌草の培養及山葵栽培試験及林産物の分析鑑定等専ら森林副産物の利用法に關する試験研究事項を掌る。業績中既に發表せる事項次の如し。

- 一、針葉樹廢材並木炭に就ての研究
- 二、樺太產有用針葉樹林の機械的性質に關する研究
尙昭和七年度に於ける主なる事業項目を擧ぐれば次の如し。
 - 一、樺太保呂産トドマツ及エゾマツ材の物理的性質に關する研究
 - 二、樺太保呂産エゾマツ材の機械的性質に關する研究
 - 三、樺太保呂産トドマツ、エゾマツ材及潤葉樹材並貝塚産グイマツ材の分析試験

- 四、樹脂の採集竝之が性質に関する試験
- 五、針葉油の抽出竝之が性質に関する試験
- 六、海中用材の保存處理試験の基礎調査
- 七、樺太産木材の腐朽防除法に関する試験
- 八、針葉樹廢材並潤葉樹材の製炭試験
- 九、カラフトワサビの栽培に関する試験

第三科

本科は森林の施業法に関する試験、林木の生長並材積の算定に関する調査試験及試験林の管理經營に関する事項を掌る。今事業施行の經過を概説すれば次の如し。

- 一、樺太産針葉樹丸太材積に関する調査
 - 二、保呂産トドマツ、エゾマツ形數調査
 - 三、本島北部地方産グイマツ生長調査
- 昭和七年度に於ける主なる事業項目左の如し。
- 一、本島大然林に於けるトドマツ、エゾマツの生長調査
 - 二、本島産トドマツ、エゾマツの枝條量調査
 - 三、本島に於ける薪材の層積と實積との關係調査

四、本島産天然林木の樹幹形に関する調査

五、林道築設

六、防火線築設其の他の防火設備

七、其の他試験林の管理經營に関する事項

第四款 水産部

水産部は第一科、第二科、第三科及第四科に分たれ其の事業の分掌を述べれば左の如し。

第一科

本科に於ては淡鹹水棲生物の形態及生態、海洋、漁場、湖沼等に関する調査を分掌するものにして、昭和七年度の施行事業の概要を列記すれば次の如し。

- 一、産卵ニシンの形態調査
 - (一) 胸位部の魚鱗上に刻せる各輪數による年齢査定
 - (二) 各年に於ける成長率測定
 - (三) 背推骨數の算定
- 二、産卵ニシンの生態に関する調査
 - (一) 洄游と海況との關係調査
- 三、海洋に関する調査

- (一) 本島近海に於ける水温及比重の分布状況に関する調査
- (二) 標識放流壘に據る表層流に関する調査
- (三) 漁況と海況並氣象との關係調査
- (四) 日本海一齊横斷海洋觀測
- 四、漁場に関する基本調査
 - (一) 東海岸海區漁場細密調査
- 五、湖沼に関する調査
 - (一) 泊居支廳管内湖沼調査

第二科

- 本科に於ては漁法、漁具、漁船に関する試験調査並水産科實習生の養成に関する事項を分掌するものにして昭和七年度の事業概目を記述すること左の如し。
- 一、西海岸樂磨近海に於ける秋末期スケトウタラ漁業試験
 - 二、本島に饒産する針葉樹皮より摘出する單寧染料と既販染料との漁具に對する防腐効力比較試験
 - 三、水産に関する實務練習を目的とする實習生の養成

第三科

本科に於ては水産物の化學的研究、水産物の加工利用及水産製品の改良並水産に関する物料の分析及鑑定に関する事項を分掌するものにして、試験の結果其の成績顯著なるものは之を編録所報として廣く當業者に配付して之が普及徹底に努めたり。

昭和七年度の事業概要左の如し。

- 一、水産物加工利用に関する試験
 - (一) ニシンの加工利用に関する試験
 - (二) タラ加工利用に関する試験
- 二、冷温を利用する水産物製造試験
 - (一) スケトウタラ及タラ凍乾品製造並利用に関する試験
 - (二) 冷温を利用する製鹽法の研究
 - (三) 凍結法によるタラ、スケトウタラ肝油採集並精製に関する試験
 - (四) 氣乾白色魚糧(サンドライドホワイトフィッシュユミール)製造に関する試験
 - (五) 地形を利用する氷藏並鮮鹽魚貯藏に関する試験
- 三、魚粕製造用燃料改良に関する試験
- 四、魚粕防腐法に関する試験
- 五、カニ肉の鮮度が罐詰製品品質に及ぼす影響に関する調査試験
- 六、水産物の分析試験

第四科

本科に於ては淡鹹兩水棲生物の増殖保護に関する試験調査及種卵の配付に関する事項を分掌す。昭和七

年度の事業要項を擧ぐれば次の如し。

- 一、鮭卵人工孵化に関する試験
 - (一) 湿度に依る孵化試験
 - (二) 洄歸率調査
 - (三) 卵の細菌に依る斃死豫防試験
- 二、ニシン卵人工孵化法の創案試験
 - (一) 簡易人工孵化法の創案試験
 - (二) 簡易孵化器の創案試験
- 三、タラバカニ抱卵孵化試験
 - (一) 簡易孵化法の創案試験
- 四、タラバカニ並孵出稚仔の人工飼育試験
- 五、木材流送の爲荒廢せる河川の漁利回復を目的とするサケ卵の移植試験
- 六、種卵の生産及配布

第五款 宇遠泊農事試験支所

本支所は主として本所所在地と其の自然要素を異にせる本島西海岸地方に於ける種藝園藝に関する調査試験を擔當し、當該地方に於ける適作物の査定並品種改良に関する事項、各種主要農作物の耕種法に関する研究、農事氣象に関する事項等を掌り、尙其の種子、種苗、種卵の配付も行ひつゝあり。

第十三章 商工業

第一節 商業

明治三十八年本島占領後新領土の通弊として所謂一擱千金を夢想し、浮薄なる商人の渡來する者頗る多かりしが、爾來幾多經濟界の變動は斯かる不健全分子を驅逐し、著實なる商人は漸く其の基礎を確立し、拓殖の進展、人口の増加に伴ひ漸次堅實なる發展をなしつゝありしが、明治四十二年三月大泊港開港せられ外國貿易を行ふに至りてより面目頓に一新し、次で大正十一年二月眞岡港の開港を見、尙港灣の築港、鐵道の開通、道路の新設等に伴ひ愈々繁盛の氣運に赴きつゝあり。

豊原町は鐵道本線と豊真線の分岐點に富り交通の中心として將來の發展を期し、大泊町は本島の玄關、物資の吞吐港として益々發展し、眞岡町は西海岸に於ける商取引の中心地たるのみならず、大泊と共に本島に於ける物資の二大集散地にして市況頗る殷盛なり。

其の他西海岸に在りては本斗、野田、泊居、惠須取、東海岸に在りては落合、榮濱、元泊、知取、敷香等あり。夫々特殊の使命を有し、内部の開拓交通の普及と相俟て漸次發展しつゝあり。

會社 會社設立の狀況は産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近時各種工業を目的とする大會社の設立せられるもの多きを加ふる傾向を示せり。

樺太に本店を有する會社

(昭和七年十月一日現在)

種別	會社數	資本金	拂込金
株式會社	一四	一三、四七、五〇円	七、七〇、三五円
合資會社	二九	三、三六、八〇	三、〇七、七〇
合名會社	五	一、八三、七六	一、七八、八八
計	四七	二八、七七、〇六	八、三三、八八

樺太外に本店を有する會社

(昭和六年末現在)

種別	會社數	資本金	拂込金
株式會社	六	一七、七六、六〇円	一三、九六、三五円
合資會社	一	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
合名會社	二	一六、二六、六〇	一三、五六、三三
計	八	三三、九三、二〇	二六、九二、六八

●物價 戦後各種企業の興隆に伴ふ労働者の増加、農村好況に伴ふ購買力の増進等と相俟て、物價は漸次強調を辿りしも現在に於ては殆んど内地の其れと大差なし。

豊原市場重要物價 (昭和八年三月末現在)

品名	單位	價格	品名	單位	價格
精米(越中、中)	一升	〇、三七	澤庵漬	一百匁	〇、〇八
糯米(中)	一升	〇、三三	豆腐	一匁	〇、〇八
大豆	一升	〇、二六	身欠	一匁	一、〇〇
小豆	一升	〇、三三	鹽鱈	一匁	一、〇〇
小麦	一升	〇、三〇	鹽鮭	一匁	一、〇〇
小麥粉	一匁	〇、〇八	昆布	一匁	一、〇〇
馬鈴薯	一匁	〇、〇三	寒天	一匁	〇、〇五
干貝	一匁	〇、〇三	晒天布	一匁	〇、〇五
蕎麥	一匁	〇、〇四	夜具	一匁	〇、〇四
味噌	一匁	〇、〇六	毛糸	一匁	〇、〇四
醬油	一匁	〇、〇六	茶(番茶)	一匁	〇、〇四
鹽	一匁	〇、〇四	麥酒	一匁	〇、〇四
鹽	一匁	〇、〇四	酒	一匁	〇、〇四
鹽	一匁	〇、〇四	梅干	一匁	〇、〇四

職業別	町村														
	大工	左官	家根職(柁葺)	壘職	指物建具職	經師職	日傭人夫(男)	西洋洗濯職	靴職	裁縫(和)	裁縫(洋)	車製造職	船大造職	菓子製造職	製材工(男)
豊原	一、八〇	二、〇〇	一、八〇	一、八〇	二、〇〇	一、八〇	一、三〇	二、〇〇	一、六〇	一、〇〇	一、〇〇	一、七〇	一、〇〇	一、八〇	一、八〇
大泊	二、八〇	三、三〇	一、三〇	一、三〇	一、五〇	一、三〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
本斗	二、〇〇	二、〇〇	一、八〇	一、七〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、七〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	一、八〇	一、五〇
眞岡	二、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
泊居	二、一〇	二、一〇	二、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
元泊	二、〇〇	二、一〇	二、〇〇	二、一〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
敷香	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	一、八〇	一、八〇	一、九〇	一、五〇	二、〇〇	二、〇〇	一、五〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	一、五〇	一、五〇

商工業

二五二

●**勞銀** 大正五年以後歐洲大戰の進展に伴ひ財界は未曾有の活況を呈し、各種企業の勃興は勞銀の昂騰を促し其の著しきを觀たるが、大正九年三月の財界の變動を大轉機として内地事業界は停頓し、勞銀亦低落の歩調を辿るに至りし結果其の波動を受けて、樺太に於ても内地と同步調をとり年々低落の傾向を示しつつあり。

各種勞働賃銀表(日給) (昭和八年二月末現在)

サイダ	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
肉	百	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
豚肉	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鶏肉	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
牛乳	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鶏卵	十	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
石油	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
石炭	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三白炭	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
黄盆	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
薪(落葉松)	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
木炭	十	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
白綿油	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
疊表	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
牛紙(改良)	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
石鹼(花王)	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
根角材	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
根六分板	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
電燈	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
薪(落葉松)	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
木炭	十	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
白綿油	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
疊表	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
牛紙(改良)	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
石鹼(花王)	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
根角材	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
根六分板	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
電燈	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
薪(落葉松)	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
木炭	十	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
白綿油	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
疊表	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
牛紙(改良)	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
石鹼(花王)	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
根角材	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
根六分板	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
電燈	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

商工業

二五〇

鋳力職	一、六〇	一、三〇	一、九〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
清酒製造職	二、六〇	二、五〇	三、一〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、〇〇
醬油製造職	二、三〇	一、八〇	二、三〇	一、〇〇	一、五〇	一、〇〇	二、五〇
活版植字職	二、〇〇	二、〇〇	一、七〇	一、八〇	一、五〇	一、〇〇	一、〇〇
鍛冶職	一、八〇	一、〇〇	二、四〇	二、一〇	二、〇〇	二、五〇	一、七〇
製紙(男工)	二、三〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、八五	一、〇〇	一、七〇
ペンキ塗	一、八〇	一、三〇	一、〇〇	二、〇〇	一、五〇	一、〇〇	一、八〇
荷馬車夫	一、七〇	二、八〇	二、〇〇	一、〇〇	二、五〇	三、〇〇	一、七〇
鑄物職	一、八〇	一、〇〇	二、四〇	一、八〇	二、〇〇	一、〇〇	一、七〇
漁夫	一、〇〇	一、〇〇	一、三〇	一、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、三〇
下男(月給)	一、八〇	一〇、〇〇	一、〇〇	一〇、〇〇	二〇、〇〇	一五、〇〇	二〇、〇〇
下女(月給)	九、〇〇	五、〇〇	八、〇〇	七、〇〇	一〇、〇〇	七、〇〇	一〇、〇〇

第二節 工業

本島は天産物豊富にして水産、林産、農産等の粗原料は無限なる上に助成原料たる石炭無盡蔵と稱せら

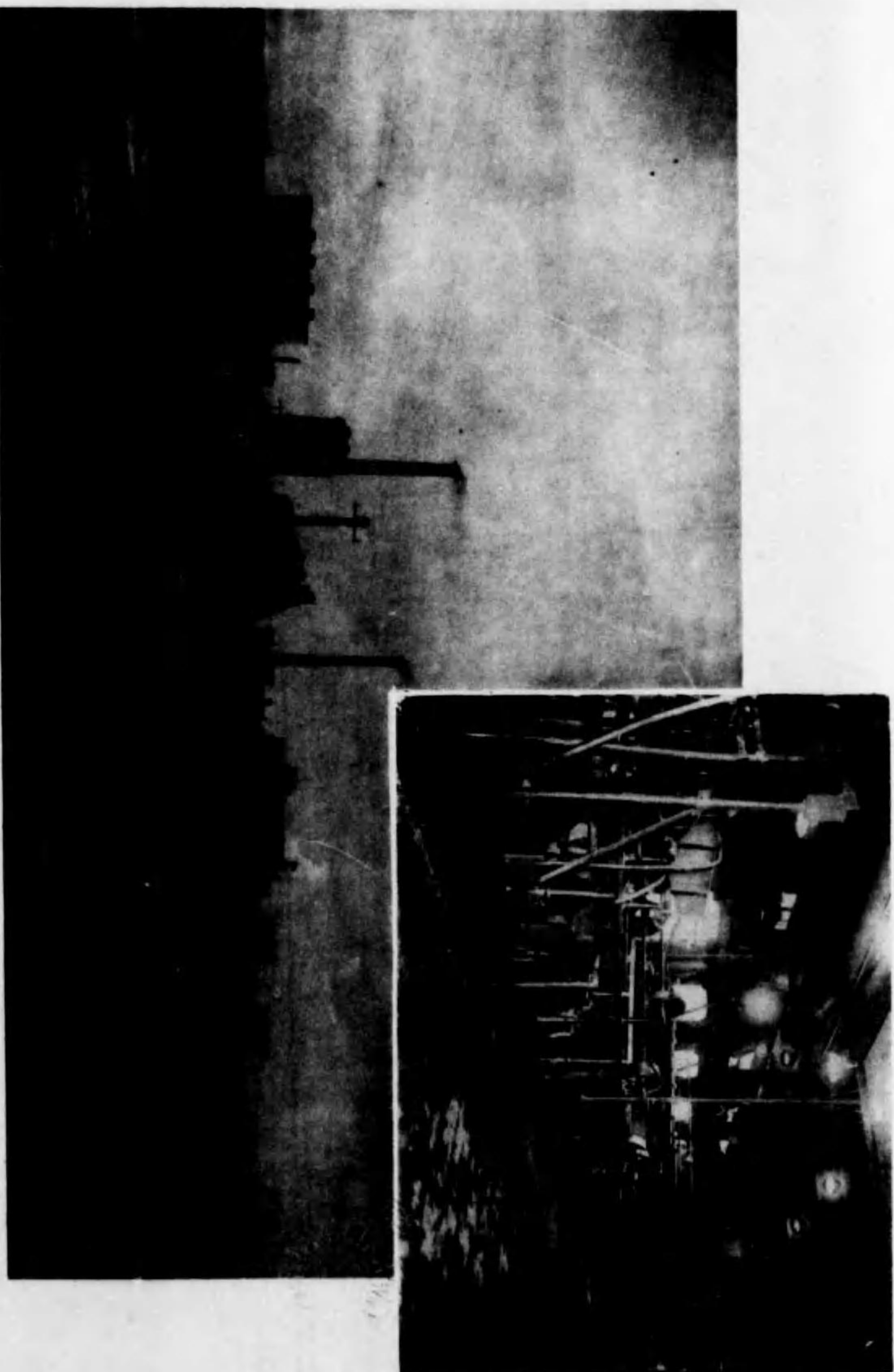
るゝも、人口稀薄にして勞銀高く金利亦内地に比し五朱方の高率を示し其の發達遅々として進まざる状態にあり。今其の概況を見るに昭和六年に於ける各種生産物總額七千九百拾四萬貳千九百六拾九圓中、工産物は約五千百四拾六萬圓にして其約七割を占め、之を十年前の大正七年の生産總額參千七百五拾六萬九千參百六拾六圓中、工産物壹千七百九拾八萬七千八百四拾貳圓に對比すれば相當の成績を擧げたるものと云はざるべからず。然れども斯の如き無盡の原料と助成原料を有する我が樺太に於て尙進歩發展の遅々たるは畢竟資本と勞力の缺亡に歸せざるべからず。最近我が樺太の資源漸く一般識者の認むる所となり、資本家の視聽を惹くと共に勞働者の渡來する者漸次増加し來れるは喜ぶべき現象なり。

我が富有なる天産物を如何に利用すべきかに就ては、領有の初期に於て夫々斯道の専門家を招聘して調査研究を爲したるが、明治四十三年樺太廳に臨時工業調査所を設けると共に大泊に附屬工場を設置し、主として林木の利用に關し松脂よりテレピン油製造、樟腦製造、木材乾留、割箸製造及パルプ製造等の試験研究を爲し、一方明治四十四年に豊原に乾留工場を設け潤葉樹材を乾留して醋酸、石灰、木精及木タールを製造して之を移出し、其の副産物たる木炭は之を一般の需要に應ずるの外、鍊鐵工場を起して其の需要に充つる計畫の下に着手し、次で大正六年工場を大倉組に拂下げて之を經營せしめたるが大正八、九年の經濟界の變動に依り化學製品下落し、爲に工場の維持困難となり大正十年以降一時閉鎖するの止むなきに至れり。針葉樹の利用は建築材、鐵道用材の外製紙原料たるパルプ製造用に充つるを以て策の得たるものとし之を奨勵したる結果遂に今日の盛大を致せり。

又一方臨時産業調査所を設け本島産業の獨立を得せしむべく調査研究を重ね、直接に或は間接に其の助成に努めたる結果漸次發達し遂に今日の進境を開き、尙將來資本並に勞力の移入と相俟つて益々堅實なる發展を爲すべし。

一、パルプ

樺太森林の利用に就てパルプ製造を最も得策となし、工場設置個所を豫定し之が獎勵に努めたりしも當時我が國に於けるパルプ事業甚だ不振にして、且つ樺太の事情未だ一般に知悉せられず、加之勞力の缺乏冬季操業の不安等に脅威せられ、有利なる條件、特殊の保護も企業者の意を惹くに至らざりしが漸次具體的調査の進むに従ひ冬季操業可能にして、勞力供給の方法立ちたるを以て、大正二年始めて大泊に王子製紙株式會社の工場創設せられ、次で泊居に樺太工業株式會社工場の設置を見、何れも大正四年より操業を開始し漸次好況に向ひたりしが、時恰も歐洲大戰に際會しパルプの輸入杜絶せるのみならず却つて逆輸出の状態を示すに至りし爲、更に落合に富士製紙株式會社工場設置せられ大正六年操業を開始したるを始めとし次第に發展し現在八工場、年製産額パルプ十七萬五千噸、製紙一億三千萬疋、價格四千參百九拾萬圓に及び之が所要資材約百九萬立方米を要し現時本邦パルプ資材の大半を供給する狀況にあり。昭和八年五月三會社の合同成り其の基礎漸く強固を加へ將來倍々堅實なる發展を爲すべし。



四工場抄紙機

名	稱	所在地	資本金	設立年月
王子製紙株式会社				
大泊工場	大泊工場	大泊町	一〇九、〇〇〇圓	大正三年十二月
豊原工場	豊原工場	豊原町		大正六年一月
野田工場	野田工場	野田町		大正十年十一月
泊居工場	泊居工場	泊居町		大正二年十二月
眞岡工場	眞岡工場	眞岡町		大正八年十一月
惠須取工場	惠須取工場	惠須取町	大正十四年十一月	
落合工場	落合工場	落合町	大正六年四月	
知取工場	知取工場	知取町	昭和元年九月	

昭和七年末に於ける各工場の概況を示せば次の如し。

工場名	開始年月	製品種類	消費高材	生産高	価格
大泊工場	大正三、三	パ ル プ	八、六二	三、九三	三、〇四三、四二
豊原工場	六、一	パ ル プ	八、六二	三、一九七	三、八四、八〇〇
野田工場	二〇、二	パ ル プ	六、七六	七、七九七	一、〇五六、六六
知取工場					一、五三〇、九三

商工業

二五五

計	株式會社			株式會社	
	知取工場	落合工場	惠須取工場	泊居工場	眞岡工場
八工場	知取工場	落合工場	惠須取工場	泊居工場	眞岡工場
	〃	〃	〃	〃	〃
	一五、九	六、四	一四、二	四、九	八、二
製パ ル 紙	マ新 ニラ ラポ ール	クパ ラフ フト 紙	洋パ ル 紙	洋パ ル 紙	和洋 紙紙
	一、〇一八、二四〇	三九三、七四九	一五、六五五	一四九、六八七	一〇一、〇七五
	一六三、〇九二	七〇、三九〇	三、八二五	三、八三三	三、〇三三
	三九、七二〇	三、四九	七、六〇	三、四二	三、八七四、四三三
	一七、三九五、九六三	八、〇六一、九三五	四、八七、五二	三、七五、七〇〇	三、七五、七〇〇
	二四、五七七、三三三	六、七三〇、五八九	六、七三〇、五八九	四、八七、五二	三、七五、七〇〇

二、醸造業

邦領後移住者の増加に伴ひ酒類の醸造を企圖するものありしが、氣温の低下に對する設備の不完全等に起因し好結果を得る能はざりしも、漸次設備の完全を期すると共に一面原料水の精選技術の進歩向上に専念せる結果、今や内地先進地に比し敢て遜色なき醇良品を生産するに至り、遂に今日の成功を収むることを得たり。

新なる植民地に加ふるに近寒の地なるを以て、酒精飲料の需要比較的多きも當初は概して製品不良の爲自然内地よりの移入酒に依り需要を満たし來りしも、年と共に品質向上改善せられ、一面人口の急激なる増加に伴ひ生産量亦逐年増加し現在醸造場四十八を有するに至れり。本島開發進展竝に斯業の發達に伴ひ一般の嗜好亦向上し、濁酒の如き劣等酒は漸次減少し清酒、焼酎及酒精含有飲料等は益々品質昂上すると共に漸次造石數増加の趨勢を辿り、各醸造者に於ても早晚移入酒を驅逐すべく努力しつゝある現況なり。今過去五年間に於ける製造高及移入高を示せば左の如し。

酒造年度	種別	酒造	高	移入	酒	高
昭和二酒造年度		六九、四七	三、六六、一五	一九、五七		一、三三、七
昭和三酒造年度		六六、〇三	三、八六、〇九	三五、四七		一、四九、五
昭和四酒造年度		六五、八一	三、〇四、五九	三三、一四		一、三七、五
昭和五酒造年度		四五、六四	一、九六、九四	一八、三三		九五、六八
昭和六酒造年度		四一、三六	一、八元、一七	一九、〇五		九三、一八

備考 酒造高は清酒、焼酎、酒精及酒精含有飲料其の他。

醬油の醸造は酒類に比し未だ幼稚なるも將來相當發展すべし。

三、罐詰業

本島に於ける罐詰業（主に蟹罐詰）は明治四十二年以來事業勃興し、大正六年度には工場數百十一、製産額十三萬六千八百八十四兩、參百參拾七萬五百五拾八圓に達したるが蟹濫獲の結果次第に其の量を減じたるを以て、大正九年蟹罐詰工場を十餘箇工場に制限せしめたる結果、工場數、製産額共に漸次減少し來れり。然るに昭和二年には工場數二十、製産額三萬五百十八兩、百貳萬九千七百六拾八圓に激増し、以來増加しつゝあり。

最近數年間の罐詰工場數及製産額を示せば左の如し。

年別	種別	工場數	製産額	
			兩	圓
昭和三年	和	二	一四、三七	三、五、四九
昭和四年	和	七	六四、三三	一、四七、六九
昭和五年	和	三	六四、六七	一、六六、五五
昭和六年	和	五	六、八〇	一、七〇、七五
昭和七年	和	五	三、〇四	九二、三五

尙ほ罐詰の一七七十四兩、價額七千六拾貳圓、其他六千五百拾六圓、總價額九拾貳萬八千九百拾參圓を算す。

四、其の他の工業

澱粉製造 農産工業に馬鈴薯を原料とする澱粉製造あり、一時非常の勢を以て發展し大正七年には製造戸數二百八十八、製産額四萬四千四百四拾壹圓に達したり。然るに漸次不況となり大正十三年末には製造戸數は四百七十三に漸増せるも製産額は七千貳百拾五圓に激減し、僅かに産業誌に片影を止むるに過ぎざるの状態なり、昭和六年に於ては製造場數八、製産高一萬三千袋、價額約六萬五千圓に達せり。

牛酪製造 牛酪製造を奨励し之に補助金を交付し、漸次發展しつゝあるも、未だ盛なりと稱するものに達せず。

其の他の各種工業は未だ幼稚にして僅かに島内消費に充當するに過ぎず。要するに本島の工業はバルブ及一部水産製造品を除くの外は何れも之を將來に俟たざるべからず。

第三節 貿易

本島の貿易は我が領有後政府の産業上に於ける諸般の施設と、天然資源利用に基づく民間企業の勃興とに因り、漸次發達の趨勢を示し、殊に本島製紙工場設置以來急激なる發展を遂げ、且つ歐洲大戰亂に因る財界好況の波に乗り一大躍進を爲せり。然るに大正九年戰亂終焉に伴ふ世界經濟界不況の影響を受けて一時減退するの傾向を示せるも、其の後財界稍平靜に歸するに及び、次第に回復し、最近の發達は實に目覺しきものあり。最近五ヶ年間の貿易表次の如し。

貿易總表

年次	外國貿易	内地貿易	總額
昭和二年	七五、一五五	一〇九、四六六	一八四、六二一
昭和三年	九三七、七〇〇	一一八、五九一	一一一〇、三〇〇
昭和四年	二、〇三三、六三三	一、八四一、一〇九	三、八七四、七四二
昭和五年	三、三三五、二六六	一一五、三三三	三、四五〇、五九九
昭和六年	八四一、六四四	九一、四三三	九三三、〇七七

内地貿易

本島貿易總額の大部分を占むるものは内地貿易にして、其の總額壹億圓内外に達す。最近五ヶ年間の貿易表を掲ぐれば左の如し。

年次	總額	移出	移入	移出超過
昭和二年	一〇九、四六六	六八、〇三三	四一、四三三	二六、五三三
昭和三年	一一八、五九一	七三、四四四	四六、〇五五	二六、三九九

年次	總額	移出	移入	移出超過
昭和四年	一三六、八四六	九〇、三〇〇	四六、五四一	四三、七五九
昭和五年	一一五、三三三	八〇、三三三	三五、三三三	四五、〇〇〇
昭和六年	九一、四三三	七三、二五五	一八、一七八	五五、〇七五

今昭和六年に於ける移入品の主なるものを掲ぐれば左の如し。

移入 米、布綿類、油類、麥酒、清酒、燕麥、豆類、食鹽、砂糖、醬油、味噌、製造煙草、生魚介、蔬菜、果實、金屬同製品等。

移出 パルプ、木材、製紙、海産肥料、鹽鮭、鹽鱈、鹽鱈、乾鮭、乾鱈、鱈、魚油、昆布、蟹罐詰、寒天等。

外國貿易

本島の貿易港は現在大泊、眞岡の二港にして、大泊港は明治四十二年三月、眞岡港は大正十一年二月に開港を見たり。貿易先は最初殆ど朝鮮、中華民國、露領東部亞細亞に限られしが、大正十二年より關東州との貿易を見、大正十四年には英國、米國及獨逸等の間に貿易を見るに至り、更に大正十五年以來西班牙、白耳義、蘭領印度、埃及を加へ、昭和七年には比島とも交易を見るに至れり。

本島の貿易は最初朝鮮への鐵道枕木其の他の木材、中華民國への木材、露領亞細亞への石炭等の輸出及

朝鮮より軌條其の他鐵道用金具、露領亞細亞より鱒、鮭等魚類の輸入に始まり、明治四十三年の貿易額輸出拾萬六千八百九圓、輸入參拾萬七千九百七拾九圓、計四拾壹萬四千七百八拾八圓を算したり。爾來漸次減退し大正六年最も不振を極め輸出入合計六萬八千五拾九圓に過ぎず。然るに翌大正七年より再び漸増し大正九年に至り俄然輸出激増し、翌大正十年には尙増加して輸出八拾七萬九千八百貳拾八圓、輸入四萬四千七百貳拾五圓、計九拾貳萬四千五百五拾參圓を示したり。越えて大正十一年二月眞岡港の開港を見たるも貿易は却て逆調を呈し減少せるが大正十四年には著しく輸入増加し、貿易總額は始めて百參拾六萬圓を越ゆるに至れり。其の後輸出入三度不振となりしも、昭和四年には一躍總貿易額貳百萬圓を突破し始めて輸出超過を見るに至れるも昭和五年以來金融逼迫による世界的の經濟界大不況により對外貿易は著るしく激減し昭和七年又輸入超過を呈せり。尙最近數年間に於ける貿易の消長を示せば左の如し。(單位圓)

區別	昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年	
	輸出入	輸出	輸出入	輸出	輸出入	輸出	輸出入	輸出	輸出入	
滿洲國										
北樺太										
沿海州										
トソヰエ										
聯邦										
中華民國										
天										
津										
秦皇島										

關東洲	其他外國		合計		超過	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
英						
米						
獨逸						
西班						
埃及						
白耳						
蘭領印度						
其他						
合計						
超過						

輸出貿易は最初北樺太、沿海州及東部露領亞細亞を販路として極めて小額行はれたるに過ぎざりしが、昭和三年中華民國、關東州方面に木材類、紙類等約貳拾萬圓の輸出ありてより以來斯の方面への輸出増加し、以來三箇年輸出増加を呈せしも經濟界の世界的不況及滿洲事變等の影響に依り對支貿易の不成績等により又輸入超過昭和七年貳拾五萬七千參百參拾壹圓を算す。尙ソヰエト聯邦領への輸出貿易は昭和四年

以來全く休止の状態にあり。今最近に於ける輸出入品の主なるものを擧ぐれば次の如し。

- 輸出 昆布、鹽藏魚、魚介類等
- 輸入 鹽、小豆、カツサザアルト

第四節 商工會議所

本島の主要市街地たる豊原、大泊、眞岡には従前より商工會議所類似の私設團體ありて専ら商工業の向上發展に努め、公設商工會議所の權限に屬する事務を掌理し來り其の効績尠からざりしと雖、法令に依據せるものにあらざるを以て事業遂行上常に不便利尠からざりき。然るに大正十一年九月に至り商業會議所法を施行せられたるを以て同時に廳令を以て商業會議所法施行規則及商業會議所議自選舉規則を公布したり。因つて前記三團體は之を解散し、新に商業會議所法に據り正規の手續を経て茲に其の設立を見るに至りしが、昭和三年一月商工會議所法を施行の結果商工會議所と改稱せらる。昭和五年二月には更に知取商工會議所の設立を見たり。

爾來銳意新興地に於ける斯業發達の爲め活動しつゝあり。今其の概況を擧ぐれば左の如し。

區別	成立年月日	定員	現員	顧問	定員	顧問
豊原商工會議所	大正十二年三月二十日	三〇	三〇	三〇	三〇	六

大泊商工會議所	大正十一年九月二十八日	三〇	三〇	三〇	三〇	三
眞岡商工會議所	大正十二年二月十六日	三〇	三〇	三〇	三〇	三
知取商工會議所	昭和五年二月二十日	三〇	三〇	三〇	三〇	三

各商工會議所の經費を擧ぐれば左の如し。

年度	區別	豊原商工會議所		大泊商工會議所		眞岡商工會議所		知取商工會議所	
		收入	支出	收入	支出	收入	支出	收入	支出
昭和四年		一三、五、九四	一三、〇四、六	一九、三七、七四	一九、三三、五	二二、一三、五三	二二、一五、〇九		
昭和五年		一〇、一七、九四	八、七九、〇〇	一七、四三、六	二六、六〇、五	一〇、六九、三	九、五八、〇三	六、九三、二六	六、九四、〇七
昭和六年		一四、一七、〇三	一三、六八、五九	一七、四九、五三	一七、六三、七	一〇、六六、〇	八、九三、五八	五、三六、三四	五、三三、八八
昭和七年		九、九五、〇〇	九、九五、〇〇	三六、五九、〇〇	三六、五九、〇〇	一〇、一六、五三	一〇、一六、五三	五、五〇、〇〇	五、五〇、〇〇
昭和八年		八、三〇、〇〇	八、三〇、〇〇	一一、五〇、〇〇	一一、五〇、〇〇	七、六九、八〇	七、六九、八〇	五、三〇、〇〇	五、三〇、〇〇

備考 昭和七年度及昭和八年度は豫算額を示す。

第五節 度量衡

本島に於ける度量衡制度の沿革は大正五年其の準備調査に着手し、大正八年九月廳令を以て度量衡規則公布せられたるに始まる。本規則は内地に於ける度量衡制度を斟酌して制定せるに依り其の内容内地に於けると異なる所なきも、法系を異にする結果實際運用上尙不便尠からざるを以て大正十二年遂に度量衡法及其の附屬法令施行せられ茲に内地と同一制度の下に立つに至れり。

而して大正十年四月法律第七十一號改正度量衡法は大正十三年五月勅令第十六號を以て同年七月一日より施行すべく公布せられたり。爾來改正法律の趣旨を徹底せしむる爲め講演又はポスター、活動寫眞等に依り指導獎勵をなしたる結果メートル度量衡の使用は先づ教育方面と石炭の販賣に始まり、次で鐵道及遞信方面に之を使用するに至り其の他漸を逐ふて之を採用しつつある。

營業免許 度量衡器、計量器の製作は商工大臣の免許を要し、度量衡器、計量器の修覆及販賣は樺太廳長官の免許する所なり。昭和六年度末營業業者數を示せば左の如し。

製 作		修 復		販 賣		計 量 器 販 賣	
人員	營業所	人員	營業所	人員	營業所	人員	營業所
一	一	一	一	五	三	四	六

檢定 度量衡器の檢定に甲種、乙種の二種ありて、甲種檢定及計量器の檢定は商工大臣之を行ひ、樺太

廳長官は乙種檢定を行ふ外尙商工大臣の委任に依る甲種檢定の一部をも行ひ居れり。昭和六年度中に於ける檢定數甲種六、乙種四九一、内不合格乙種三なり。

取締 取締には第一種、第二種及度量衡の計量取締等あり。第一種取締とは業務上の取引又は證明の用に供し若くは供する爲め所持する度量衡器及計量器の取締を謂ひ、第二種取締とは第一種取締以外の取締を謂ふ。度量衡法施行せられてより未だ九年を経過せるに過ぎざるが、良く周知普及せられ度量衡法の實施に關しては何等支障を生ぜざるのみならず取締も亦順調に行はれ居れり。

度量衡器及計量器需要高 昭和六年度中管内營業業者の販賣せる度量衡器及計量器の數量及金額を示せば左の如し。

區 別		度 量 器		衡 器		計	
數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額
三三、三三	一、一〇〇	三、四二五	三、七六六	二、三三一	二、三六七	三九、〇九	二七、五〇

區別	計壓器	浮秤	溫度計	生絲織度檢定器	乳脂計	計
數量	三、三三 四	六、五 四	三、三三 四	—	二、五 四	三、三三 四
金額	三、三三 四	六、五 四	五、五 六	—	二、五 四	六、〇 六

第十四章 警察

第一節 總說

第一款 沿革

領有當初に於ける警察權は樺太占領軍司令官に屬し、所屬憲兵隊其の執行に任じたりしが同年八月樺太民政署開設と共に同署に移管せり。

明治四十年四月樺太廳設置と共に、廳に第一部及第二部を置き、第一部に警務課を設けて警察事務を管掌せしむ。又地方に支廳を置き、支廳に警務係を設け、支廳長に警察權を付與して警察事務を執行せしめたり。

明治四十二年五月樺太廳官制改正に依り第一部の警務課を獨立せしめ第三部とし、部長は事務官を以て之に充て其の職名を警務長とせり。警務長は警察事務の執行に關し部下職員を指揮監督するの外事急なる場合に於ては支廳長以下を指揮する職權を有せり。

大正二年十二月官制を改正して第三部を警察部とし警務長を警察部長に改めたり。

大正七年六月官制改正に依り支廳長より警察事務を分離して管内須要の地に警察署及警察分署を設置し専ら警察及衛生事務の執行に任せしめたり。

昭和二年六月官制改正に依り警察分署を廢止し之を警察署に昇格し時代の進展に適應せしめたり。

第二款 警察機關の配置

拓殖の進展、事業の勃興に伴ひ逐年人口増加し、且つ住民は内地各府縣よりの移住者なるを以て人情風俗を異にするのみならず、未開地の開拓と共に警察取締を要する區域自然に擴大せられ、加ふるに交通機關の設備完からざるを以て職務執行上困難尠からず。又ソヴェート聯邦と境を接するを以て國境の警備忽にすべからざるものあり。本島警察官吏の受持人口は昭和七年末に於て巡查一人當り八百二十六人にして内地に比し何等淪ることなきも、住民の移動性、受持區域の尨大、交通の不便及警察連絡機關の缺如等幾多の不便利は職務執行上一層辛酸を嘗むるの實況に在り。目下其の改善充實に鋭意努力し居れり。

現在警察部に警務課、保安課、刑事課、高等警察課及警察官練習所の四課一所を置くの外執行機關として警察署一二、警部補派出所三、巡查部長派出所二四、巡查派出所一五、巡查駐在所六〇、巡查出張所四一を置く。其の配置定員及人口並面積等を擧ぐれば左の如し。

警察區劃表

名	稱	位	置	管	轄	區	域
大泊	警察署	大泊	町	大泊郡、長濱郡、富内郡			
留多加	警察署	留多加	町	留多加郡			
豊原	警察署	豊原	町	豊原郡			
落合	警察署	落合	町	榮濱郡			
元泊	警察署	元泊	村	元泊郡ノ内元泊村、帆寄村			
知取	警察署	知取	町	元泊郡ノ内知取町			
敷香	警察署	敷香	町	敷香郡、散江郡			
木斗	警察署	本斗	町	本斗郡			
眞岡	警察署	眞岡	町	眞岡郡			
野田	警察署	野田	町	野田郡			
泊居	警察署	泊居	町	泊居郡、久春内郡、鵜城郡、鵜城村大字來知志一圓			
惠須取	警察署	惠須取	町	鵜城郡、名好郡（但シ鵜城郡鵜城村ノ内大字來知志ヲ除ク）			

警察職員及巡查と人口並面積表 (昭和七年末)

部 署 名	判 任 以 上				巡 査 定 員	管 轄 面 積	管 轄 人 口	巡 査 一 人 當	
	警 視 廳	警 部	警 部 補	警 部 補				面 積	人 口
警 務 課				×	一七				
保 安 課					二六				
刑 事 課					六				
高 等 警 察 課					三				
警 習 官 所					二				
豐 原 警 察 署					五	二、〇四・三 ^{方 呎}	三九、〇五	三、九三 ^{方 呎}	七三
落 合 警 察 署					六	二、七六・三	二四、四七	九、三	八三
元 泊 警 察 署					四	二、一八・三	八、五三	二五・〇	六八
知 取 警 察 署					二	一、〇三・六	二〇、四三	三、五	七六
敷 香 警 察 署					〇	二、四一・五	二六、七三	六九・八	一、四八

大 泊 警 察 署					三	三、二五・四	四、四〇	五、〇四	七三
留 多 加 警 察 署					三	一、六七・五	一七、三三	七、〇	七三
本 斗 警 察 署					一	一、五六・六	一八、二四	六、〇	六六
眞 岡 警 察 署					一	一、六六・五	三、八九	四、四	八三
野 田 警 察 署					一	七、九三・六	一〇、七四	四、六	六三
泊 居 警 察 署					一	一、七三・三	二、六六	五、九	七四
惠 須 取 警 察 署					二	五、一五・五	六、〇七	二、六	一、四
合 計	三	×	二五	三	△〇	三、二五・四	四、四〇	五、〇四	七三

備考 ×ハ兼務職員
 ○ハ森林専務巡查
 △ハ國境警備及思想取締巡查

第三款 警察官吏の教養

一、警察官練習所

警察部に警察官練習所を設置し警察官練習所に教習科、講習科及特科を置き、警察官吏に必要な學術實務を教授し併せて警察官吏の品性陶冶、人格の鍛鍊を圖り居れり。

教習科 新任の巡査を收容し、警察官吏として必要な學術技藝其他基礎的教練を爲すものにして期間を四箇月とす。

講習科 現職の警察官吏を收容し警察官吏として必須なる一般學術を教養するものにして、期間は其の都度之を定む。

特科 現職の警察官吏を收容し警察官吏に必須なる専門的學術を教養訓練するものにして、期間は其の都度之を定む。

二、其の他

内務省警察講習所へ普通講習生として現官現職の警察官吏を派遣するの外、同所に於ける各種特別講習及中央衛生會主催の衛生講習其他此の種の催しには努めて職員を派遣し、智識の普及向上並素質の改善に努め居れり。

第二節 行政警察

第一款 保安警察

一、工場

管下に於ける工場總數は二九五、使用職工數は五、六〇八名にして工場數の最も多きは鐵火工場の八八にして、製材工場四三、蹄鐵工場二七、綿打工場一九に次ぐ。然れども規模の最も廣大なるはバルプ工場にして其の數八、使用職工數三、五八八名にして本島職工數の六割強を占む。一般工場取締に關しては大正六年工場取締規則を制定し、大正十年工場法の精神に則り之に改正を加へ現在に至れり。斯くて職工の保護、待遇の改善、災害豫防に努め以て産業の圓滿なる發達を期しつゝあり。又勞資の關係は概して圓滿にして從來爭議等起りたることなき状態なり。

二、原動機

原動機は主としてバルプ工場、製材工場、罐詰工場等に使用せられ、其の總使用馬力六六、七七六、機關數六三、汽罐數一五二、發動機四九、電動機四一を有す。之が取締に關しては大正十一年原動機取締規則を制定、昭和五年三月之に改正を加へ、從來五馬力以上の原動機のみを二馬力以上の原動

機並同電動機にも同規則を適用し之が取締に努力し、以て災害豫防に遺憾なきを期しつゝあり。

三、労働者

鐵道の新設、港灣、船澗の築造、道路の開鑿其の他鑛業、林業、工業等日を逐ふて隆盛に趨くに従ひ、労働者の需要も亦年々激増の勢を示せり。而して土木、林業等に要する労働者は何れも季節的に一時に需要増大する關係上、善良なる労働者を選択使用すること困難にして、勢ひ身元不確實なる不良者介入し、雇主側に於ても古き慣習に囚はれ自由を拘束し、或は不當なる労働を強ひ、或は亦虐待する等諸種の弊害あるに鑑み之が改善のため労働者募集取締規則、周旋營業取締規則、勞務者使用取締規則及請負營業取締規則を制定し、以て極力之が取締を勵行しつゝあり。之が爲め往年の弊風漸く其の跡を絶たむとするの状況に在り。鑛業、工業等に従事する労働者は使用者との協調至極圓滑にして殆んど問題を惹起したる事例なし。

四、建物火災

本島は氣候の關係上、火氣の使用多きと一時的居住者多かりし爲、防火建築物極めて尠く、従つて火災率甚だ多きに上れり。依て曩には煙筒取締規則を制定し、更に昭和二年四月より豊原、大泊、眞岡、泊居本斗、野田の各市街地には屋上制限規則を實施し、火氣使用場の取締並に防火建築の實行を慫慂すると共にポスターの配付、火防劇活動寫眞の映寫、火防講演を開催し、警火思想の普及宣傳に努めつゝあり。

五、林野火災

本島の森林地帯は多く天然の密林なり。故に晴天の續ける時期に一度火を發せば數日に亘り延焼し、一回に千數百町歩を烏有に歸すること珍しからず。斯くては如何に人力を盡すも消火の效少なく、雨天の至るを待つの外なき有様なり。故に林野火災警防の實を擧ぐるため例年左記に依り取締並豫防宣傳に努め居れり。

- 一、林野火入に就ては林野火入取締規則を制定し嚴に火入の取締を勵行しつゝあり。
- 二、島内樞要の場所には特に森林警察官を配置すると共に融雪乾燥期に入るや各地に警察官を配置し之が取締に當らしむ。
- 三、林野火災警防委員を囑託し一定區域を定めて巡回せしめ、豫防及警戒の任に當らしむ。
- 四、汽車の煤煙よりの出火に關しては、機關車火粉飛散防止の裝置を爲さしむるの外鐵道沿線の雜草を燒却せしむ。
- 五、ポスターの配付、活動寫眞の映寫並講演等を爲し警火思想の普及宣傳に努む。

六、消防

本島の消防組は廳令公設消防組規則に依り火災警戒防禦の爲、原則として一町村消防組の制を執り各町村に設置し、未設置は僅かに一村にて現在四十組、組員六、一七四名あり。自動車唧筒二三、蒸汽唧筒一瓦斯倫唧筒六三、腕用唧筒一六四、水管車一二四あり。之を内地府縣に比する時概して完備したるを認めらるゝも例年の火災損害に鑑み、尙一層の充實を必要とす。依て諸設備に對しては年々樺太廳より補助金

を交付し改善發達を助勢しつゝあり。尙大正九年樺太消防義會を設立し現在會員六、六〇〇名、基金參萬餘圓を有し、其の事業としては功勞者の表彰、殉職者の弔慰救済並慰靈祭執行、罹災者の救済、消防新聞の發刊、消防講習の開催、先進地の消防狀況視察、警火思想の普及等に努めつゝあり。又全國消防組を以て組織せる大日本消防協會に加入し昭和三年支部發會式を擧げ本會の事業とする組員の共済表彰其の他消防改善發達を圖りつゝあり。

七、水難救済

本島は四面海を環し漁業及航運業盛なると、一面地勢氣象等の關上係上荒浪多く、從て海難事故各所に頻發するの實狀なり。依て警察としては常に警報の周知、警戒等之が警防に力を致しつゝあるが一面之が救済機關たる帝國水難救済會の活動を希求し、會員並基金の募集及救難所設置を急務とし、昭和二年之が計畫を樹て其の實現に努めたる結果 現在救難所二七、會員四、九二〇名、會員の醵金寄附金等總額拾七萬九千餘圓に達し、其の事業著々進行し水難救済の實績を擧げつゝあり。既往に於ける救助成績（昭和七年末調）は左の如し。

救助回数	一二八回
同 船數	三一六隻
同 人員	二、〇七三人
同 船體價格	二、九二〇、〇〇〇圓

第二款 風俗警察

新興地の弊として本島各地には料理店飲食店其の他風紀上取締を要する諸營業極めて多く、動もすれば無節制に陥り、風俗頹廢の虞あるを以て特に之が取締を嚴にせり。昭和七年末現在料理店四九二、飲食店一、〇二七、藝妓七〇三名、酌婦九四八名、貸座敷二九、娼妓一三六名なり。

第三款 交通警察

海上 海上交通は逐年發達し、航路の増設船舶の増加に伴ひ、事故亦逐次増加の傾向あるを以て、海上衝突豫防法、出入船舶届出規則、舢舨及小廻船の各營業取締規則等に依り取締を勵行し、事故防遏に努めつゝあり。昭和七年中に於ける海難罹災船舶は汽船三、發動機船一九、噸數一二、〇〇〇、損害五萬圓餘なり。

陸上 各地に於ける産業の發達に伴ひ、輒近各種交通機關漸次發達し、殊に道路の開鑿と共に自動車は各地に普及し、之を五年前に比する時は約五倍増加せり。而して之等交通機關の増加と交通の頻繁は自然交通事故を惹起するに至りたり。之が取締に付ては道路取締令、自動車取締令、其の他により大體内地府縣同様に取締を爲し以て交通の完全を圖りつゝあり。

第四款 營業警察

警察取締を要する營業者は輒近異常の増加を來せるも、其の主要町村に於ては其の營業久しきに亘り其の設備營業方法等逐年改善せられつゝあるも、新發展の部落には一擱千金を夢想し蝟集するもの多く、従つて之に伴ふ弊害亦尠からざるを以て、各營業共取締規則を制定し是に基き取締を勵行し、以て弊害を防止すると共に營業の健實なる發展を圖りつゝあり。

昭和七年末現在旅人宿六八七、質屋一八二、古物商六六二、湯屋一六三、乗合馬車四〇八、小廻船營業一一一、雇人口入業六一、劇場四〇なり。

第三節 司法警察

本島拓殖の進展人口の増加に伴ひ犯罪も亦増加し、其の手段方法の如き漸次巧妙を極め所謂智能犯の増加を來しつゝあり。

本島に於ては少數の土人、朝鮮人、其の他外國人を除く外大部分は内地人なるを以て犯罪の手段方法等も殆ど内地と異なる所なきも、土木事業、林業、漁業等の爲夏季周期的に内地方面より入込む勞働者中には身元不確實にして本籍氏名等を詐稱する者、各種犯罪の前科者及視察を要する者等尠からず。昭和七年

末現在前科者五、二四三人、不良少年三二人、起訴猶豫者二、四四四人、微罪釋放者四九九人なり。尙住民は一般に射倖心に富み移動性を有し、且つ本島は氣候寒冷なると娛樂機關の乏しき等より自然飲酒に耽る者多く、爲に殺傷犯罪の如き著しく多きを示し強盜、強姦、放火等の重要犯罪を始め詐欺、横領、賭博等の各種犯罪多し。

特殊犯罪として擧ぐべきは森林及阿片に關する犯罪を最たるものとし、次で土工夫、袖夫等の虐待に基因する犯罪及漁業に關する各種犯罪並養狐竊盜等なるべし。森林犯罪は竊盜を首位とし森林放火、失火及林産物賣買に際する詐欺、文書偽造、恐喝等の犯罪之に次ぎ、阿片犯罪は地味罌粟の栽培に適する所より法規の不備及取締の間隙に乘じ各地の山奥に栽培し生阿片を製造し内地方面に密移出するもの目下之が對策を考究中なり。

土工夫、袖夫等の虐待に基因する犯罪は鐵道、道路工事其の他の土木工場に於て管理人其他監督者等が勞働者を酷使虐待し傷害致死、暴行、不法監禁等の犯行に出ずるものにして、漁業に關する犯罪としては本島沿岸は鯧、鮭、鱒、鱈、昆布等の魚族豊富なるを以て許可を得ず所謂密漁を敢行する者年々二〇〇件を下らず。

違警罪即決處分の件數も亦逐年増加し、昭和七年中の既決處分件數は拘留六一八件、科料二、七五九件にして、拘留は浮浪者最も多く、科料は交通關係の法令違反を其の主たるものとす。

本島は廣汎なる面積に加へて山野間道の多きは自然犯人の潜伏逃走容易なるのみならず交通々信機關の

第十五章 衛生

第一節 總 說

領有以來衛生設備は漸を趁ふて備はり衛生思想亦次第に普及發達し、市街地に於ては意を強ふするに足るものあり。加之本島には風土病と稱すべきものなく、傳染病の如きも時に少數の發生を見たることあるも部分的にして、殊にコレラ、ペストの如きは未だ曾て發生したることなし。然れども村落にありては衛生施設未だ全からず衛生思想の普及も亦充分ならざるものあるを以て、衛生思想の喚起を計ると共に施設の改善を要するもの尠からず。輓近拓殖の進展に伴ひ交通機關の發達及人口の増加著しく、従つて交通亦頻繁を加へ各種病菌傳播の機會多く傳染病漸次増加の傾向あるを以て之が豫防撲滅に努力しつゝあり。

醫藥機關は醫師一八七、齒科醫師五七、藥劑師四二、藥局三六あり。人口の比率より見れば内地及各殖民地に比し寧ろ優れる觀ありと雖、本島は人口に比し面積廣汎にして寧ろ過少の憾あるを以て尙之が充實の計畫中なり。而して病毒傳播上最も注意を要する飲食物及接客營業に關しては嚴重取締を勵行すると共に之を指導し、自發的病害豫防に努めつゝあり。

衛生營業者(昭和七年末)

市場	理髮業	清涼飲料水	氷雪營業	牛乳搾取	屠場	賣肉業	屠獸	屠夫	汚物掃除
一四	六〇	八	三	六	四	三七	四	七	三

第二節 醫事

第一款 醫院

明治四十年四月コルサコフ(大泊)に於て樺太廳醫院を設置し、ウラジミロフカ(豊原)及マウカ(眞岡)に其の分院を置き一般患者の診療を開始せるを始めとす。同年九月マウカ分院を廢止し、翌四十一年四月ウラジミロフカ分院を豊原分院と改稱したるが、同年十月樺太廳醫院を豊原に移すと共に、大泊を分院とし、尙眞岡分院を復活して、同年十一月より診療を開始せり。越えて大正五年四月分院を廢止して豊原の外、大泊及眞岡に樺太廳醫院を置き、之が擴張改善を圖り一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努めつつあり。

(昭和七年末調)

區別	職				分科	病室		昭和七年中患者及延人員		
	醫長	醫官	醫員	藥局員		普通病	傳染病	外來	普通	傳染病
眞岡醫院	一	一	四	一	內科、外科、小兒科、婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻喉科	三	五	延三、三四、延四、八三、延二、三三、延一、三六	一、五三	一八
大泊醫院	一	二	四	一	內科、外科、小兒科、婦人科、眼科、耳鼻喉科	一	四	延三、七、延四、八二、延八、四	三九	六
豊原醫院	一	四	五	一	內科、外科、小兒科、婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻喉科	二	九	延六、七、延八、〇四、延八、四	一、七九	一四

第二款 公醫

管内樞要の地に開業せる醫師に公醫を命じ、一定の受持區域を指定して一般醫務、傳染病豫防、種痘、一般保健事務等を擔任せしめ一定の補助を與ふ。現在七五名あり。

第三款 醫師、齒科醫師其他

本島は土地の廣大なるに比し人口稀薄にして未だ大都市を形成せるものなく、従つて病院の如きも多く

は個人經營にして概ね小規模なり。昭和七年末現在醫師、齒科醫師等左表の通りにして醫師一名に對する人口割合一、五六四名、齒科醫師一名に對する人口割合五、一三二名なり。

醫師	免許	假免許	免許	假免許	免許	假免許	看護婦	鍼灸術
齒科醫師	免許	假免許	免許	假免許	免許	假免許	鍼灸	鍼
產婆	免許	假免許	免許	假免許	免許	假免許		
看護婦	免許	假免許	免許	假免許	免許	假免許		
鍼灸術	免許	假免許	免許	假免許	免許	假免許		
鍼灸	免許	假免許	免許	假免許	免許	假免許		
鍼	免許	假免許	免許	假免許	免許	假免許		
	二三	齒	三	三	三〇	元	六	九三
								七四

第三節 救療機關

財團法人樺太慈惠院其の他あり。第六章第二節に於て既述のものにして貧困患者の救療を爲すものなり右の内樺太慈惠院最も整備し、昭和七年末に於ける資産九八、七九八圓餘を有し、普通病室四室、精神病室一七室、患者收容定員普通四〇名、精神病患者二〇名にして、現在收容しつゝあるは町村の委託に依る行旅病人及精神病患者並私人委託の精神病患者及貧困者にして外來患者なし。最近の收容人員左の如し。

年次	區別	收容人員		延人員				
		前年ヨリ越	收	容	退	院死	亡	年末現在
昭和三年		三	三	四	三〇	二	三	八、九〇
昭和四年		三	三	四	三〇	二	三	一、七二
昭和五年		五	五	五	二九	一	四	一、三九
昭和六年		六	六	四	二九	一	四	一、三九
昭和七年		七	七	三	二〇	一	五	一、五〇

第四節 藥事

警察部及各警察官署並樺太廳病院に藥品監視員を置き、藥品の取締に任ずるの外醫師藥室、藥局、藥種商及製藥場等に對し年一回以上警察官吏をして一齊に臨檢せしむると共に時々部分的に巡視し、必要に應じ藥品の分析、試験を行ひ以て之が取締を勵行しつゝあり。現在製藥品目は沃度、沃度加里、鹽化加里、硫酸加里、硝酸加里、クロールナトリウム、肝油、酒精、チアスターゼ、石炭酸水、亞鉛華軟膏及グリセリン等なり。

賣藥製造に就いては樞要地に賣藥検査員を配置し、其の製造及製品を検査監視せり。現在營業者左の如し。

藥劑師、藥種商其他

藥劑師	藥局	藥種商	毒物劇物營業	製藥者	賣藥業	賣藥請賣	賣藥行商
三	五	五	三	三	四	一、〇一	八四

第五節 海港檢疫

海外との交通は從來北樺太及沿海洲との間に於て小船船の往來頻繁なりしが、北樺太に於ける日本軍撤退後は其の跡を絶ち、沿海洲浦鹽より入港するもの少數あるのみにして、傳染病殊にコレラ、ペストの流行地と目せらるゝ南支那、印度、ヒリツピン諸島方面との航通なく、従つて從來斯種病原の侵襲を見たることなきも、近時滿洲方面諸港よりの入港船舶増加の趨勢にあり、従つて病菌傳播の機會亦多きを以て之が取締に關しては最全を期するの必要あり。海港檢疫に關しては未だ之が法規の制定を見ざるも、是等船舶の入港に際しては醫師、警察官吏立會の上船員客の健康診斷を行ふ外、貨物の陸揚、鼠族の驅除等に監視を嚴にし之が防遏に努めつゝあり。

第六節 檢 徴

娼妓 豊原及眞岡に貸座敷の設置あり。娼妓には各貸座敷組合の建設に係る保健院に於て毎週一回醫師の健康診斷を受けしめ、其の傳染性疾患の輕症患者は保健院に於て治療し、重症患者は樺太廳醫院に入院治療せしめ其の料金を半減す。

藝妓酌婦 藝妓酌婦は貸座敷所在地に於ては毎月一回以上、其の他の地方に在りては年二回以上指定したる醫師の健康診斷書を所轄警察官署に提出せしめ、傳染性疾患者は治療に至る迄就業を停止し、入院治療者には娼妓同様其の料金を半減す。昭和七年中娼妓及藝妓酌婦の健康診斷成績左の如し。

娼妓 藝妓 酌婦	受診延人員	有 病 者				計	有病率
		徴毒	癩病	軟性下疳	其他傳染病		
	七、〇一六	一	八	四	三	一〇	〇.〇〇五
	三、三二九	三	七	三	五	一七	〇.〇〇八
	三、七五五	四〇	一四	四	一〇	五六	〇.〇〇九

第七節 飲料水及氷

第一款 上 水

現に上水道の設備あるは豊原町、大泊町、泊居町、本斗町及名好村にして真岡町及その他の町村に於ても工事計畫中なり。飲料に供する井水に就ては順次水質検査を執行し、飲料としての適否を明にして衛生上の不安なからしむべく計畫中なり。

第二款 清涼飲料水

清涼飲料水營業者及之が製造場は豊原町、榮濱村、大泊町、真岡町及本斗町にあり。其の水質並製品に對し理化學的試験を行ひ、且つ販賣業に就ては賣品の検査を施して不良品の取締を勵行せり。昭和七年中に於ける製造高はラムネ二、九〇八立、サイダー類一〇二、二九六立なり。

第三款 氷

本島は冬期寒冷にして四圍の事情は天然氷の採取に最も適す。従つて人工製氷場は大正十四年度より大泊に一工場の設置を見たるに過ぎず。天然氷は氷結前現場の設備及水質検査の結果優良なるものに付許可を與へ、尙成氷検査の上採取せしむ。而して採取後其の融解水の試験表を徴するの外販賣場に就き現品を收去し検査する等品質改善に努めつゝあり。昭和七年中に於ける營業者三八、採取高三、一九八、四一八疋を示し、其の品質良好にして近年内地、北海道等に移出を企つるもの續出するの狀況にあり。

第八節 屠場及屠畜

屠獸場は各主要市街地に一個所を有し、何れも風教上、衛生上支障なき個所に存置しありて、昭和七年末に於ける屠場數は二四個所なり。屠畜に際しては別に任命せられたる屠畜検査員により生體検査を行ひ更に解體検査の結果食料に供するも支障なきものに對し檢印を（所轄警察署に於て）付し販賣せしめつゝあり。

第九節 飲食物及其他の物品

第一款 牛 乳

牛乳營業者は昭和七年末現在牛乳營業六四あり。之が取締に付ては時々各警察署に於て畜舎検査、取扱場臨檢を行ひ、尙乳質に付ては警察的牛乳検査法（内務省令）に依り各警察署に於て施行しつゝあり。右

検査に依り尙要すれば衛生試験方法に依り薬剤師又は獣醫師の技術者をして施行せしめつゝあり。近時牛酪の製造漸く盛ならむとしつゝあるも、脂肪質の不足せる物を市上販賣する者未だ發見せず。

第二款 生肉

屠獸肉、鳥肉、魚介類に對しては時々一齊に各警察署に於て取締を勵行しつゝあり。而して外觀的又は其の他簡易に良否或は腐敗を決定し得る場合は之を廢棄せしめ、又其の販賣を停止せしめつゝあり。更に容疑品にして良否眞實等不明なる場合は薬剤師或は獣醫師各専門の技術に依り鑑定分析せしめつゝあり。

第三款 飲食物取扱又は製造所の取締

宿屋、料理店、飲食店及其他飲食物を調理並取扱を業とする者の營業所又は其の調理品製造品に對しては時々警察署に於て臨檢又は検査し尙要すれば薬剤師等の専門的技術者の鑑定と相俟て之が取締の確立を期しつゝあり。

第四款 飲食用器具類

飲食用器具（金屬製品、陶磁品、漆器類）中には往々有毒性原料品を以て製造又は加粧しあるものあり之を連續使用することに依り慢性中毒を醸致する事例屢々あるを以て、之が取締に付いては必要に應じ醫

師の生物學的鑑定、薬剤師の化學的鑑定等衛生試験を施行し保健衛生に努めつゝあり。

第十節 傳染病

法定傳染病 法定傳染病はデフテリヤを首位とし腸チブス、猩紅熱之れに亞ぎ、其他赤痢、パラチブス、流行性腦脊髄膜炎、痘瘡、發疹チブス等の發生に至りては微々たるものにして、コレラ及ペストは曾て其の侵襲を見たることなし。

傳染病に關しては從來樺太廳に於て直接之が豫防及消毒を行ひ、各醫院に傳染病室を設け患者を收容治療するの外一切の事項を處理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に町村制施行せられてより其の一部は之を町村に於て行ふことゝなれり。然るに人口増加し交通頻繁となるに伴ひ各種病菌の傳播する虞れあるを以て大正十四年六月廳令を以て傳染病豫防法施行規則及施行細則を公布し、各町村に於ては相競ふて隔離病舎を設くるの外蠅の驅除、豫防注射其他の豫防施設を爲し之が防遏に努め居れり。左に最近五年間に於ける發生狀況を表示すべし。

區別	年次	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
腸チブス患者		四三	三六	三〇	四	三三
死亡者		六	六	七	四	七

其の他 其の他傳染性疾患者は昭和七年中麻疹二、六〇三名、トラホーム五、六五九名、流行性感胃三、一二五名なり。

第十一節 汚物掃除

塵芥 比年人口の増加に伴ひ塵芥の處分に就きては各地に於て種々考慮研究されつゝあるも未だ確實なる成案なく、現在郊外に汚物投棄場を指定し之に搬出投棄しつゝあり。搬出は豊原、大泊、眞岡の各市街地に於ては町にて之を經營せるも泊居、落合、留多加及本斗は各汚物掃除營業者ありて之を處分し、野田町に於ては衛生組合の事業として之を處理しつゝあり。

屎尿及汚泥 各地共附近農民に於て適宜搬出し肥料に供するもの多く、農民に於て消費し得ざる部分は汚物掃除業者に依り郊外汚物投棄場に溜溜し自然乾燥せしめ、又は農家に供給しつゝありて今後之が處分に就ては充分の研究を要す。

第十六章 法制

樺太は他の殖民地に比し内地の法令の施行せらるゝもの遙に多しと雖、内地と別個の法域を爲し内地の法令は原則として樺太に施行せらるゝことなし。唯司法制度に關しては内地と其の法域を同じくし民法、刑法、裁判所構成法、民刑兩訴訟法の如き内地の法律が樺太にも施行せらる。内地の法律は其の規定事項の性質上當然内地と共に樺太にも施行せられたりと認むべきものゝ外は、特に勅令を以て其の全部又は一部を樺太に施行することを定むるに非ざれば樺太に施行せらるゝことなし（明治四十年法律（第二十五號參照））。而して勅令を以て法律を樺太に施行する場合に在りては、一定の事項に關し勅令を以て特別の規定を設くることを得（大正九年勅令第百二十四號參照）。樺太には尙樺太に於てのみ施行せらるべき目的を以て制定せられたる法律行はる。現在樺太に施行せらるゝ内地の法律は百六十九件の多きに達せるが、其中全部施行せらるゝもの百五十六件一部施行せらるゝもの十三件を算せり。

命令中勅令は其の規定事項の性質上當然樺太に施行せらるゝことあるも、閣令及省令は一般には樺太に其の効力を有せず。之に相當すべき事項は樺太廳令を以て之を定むることを得。即ち樺太廳長官は其の職權又は特別の委任に依り廳令を發し、之に三月以下の懲役若は禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は料金の罰則を附することを得。

●樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件（明治四十年法律第二十五號）

法律ノ全部又ハ一部ヲ樺太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左ノ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

- 一、土人ニ關スルコト
- 二、行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト
- 三、法律上ノ期間ニ關スルコト
- 四、裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人、訴訟代理人又ハ訴訟承繼人ニ關スルコト

○樺太ニ施行せらるゝ法律（全部又は一部）左の如し

全部施行

- 一、郵便法
- 一、郵便爲替法
- 一、郵便貯金法
- 一、鐵道船舶郵便法
- 一、電信法
- 一、商法
- 一、商法施行法
- 一、明治三十三年法律第十七號（商法中署名スヘキ場合ニ關スル件）
- 一、爆發物取締罰則
- 一、明治二十二年法律第三十四號（決闘罪ニ關スル件）
- 一、明治三十八年法律第六十六號（外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造及模造ニ關スル件）
- 一、民事訴訟法
- 一、民事訴訟法施行條例
- 一、民事訴訟費用法
- 一、民事訴訟用印紙法
- 一、人事訴訟手續法
- 一、商事非訟事件印紙法

一、辯護士法

一、民法

一、民法施行法

一、明治三十五年法律第五十號（年齢計算ニ關スル件）

一、明治三十七年法律第十七號（記名ノ國債ヲ

目的トスル質權ノ設定ニ關スル件）

一、不動産登記法

一、利息制限法

一、明治三十二年法律第四十號（失火ノ責任ニ

關スル件）

一、明治三十三年法律第十三號（軍人軍屬ノ遺

言ノ確認ニ關スル件）

一、供託法

一、明治三十二年法律第五十號（外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル件）

- 一、非訟事件手續法
- 一、明治三十二年法律第五十三號（銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ニ關スル件）
- 一、競賣法
- 一、明治三十二年法律第六十七號（外國人ノ抵當權ニ關スル件）
- 一、違警罪即決例
- 一、逃亡犯罪人引渡條例
- 一、外國艦船乘組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法
- 一、明治十四年太政官達第八十二號（司法官吏ヨリ巡查及兵員要求使用手續）
- 一、明治十四年第五十九號布告（治罪法中豫審判事拘引狀ヲ發シ拘引セシメタル被告人留置方）
- 一、明治十四年司法省達甲第五號（司法警察事務上巡查ニ於テ警部代理方）
- 一、明治十四年司法省達甲第七號（治罪法第三百十五條裁判言渡ノ贍本等ヲ求ムル者費用上納額）
- 一、外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法
- 一、會計法
- 一、行政執行法
- 一、治安警察法
- 一、出版法
- 一、質屋取締法
- 一、陸軍々人軍屬違警罪處分例
- 一、海軍々人軍屬違警罪處分例
- 一、戒嚴令
- 一、軍機保護法
- 一、軍用電信法
- 一、海上衝突豫防法
- 一、徵發令
- 一、砂糖消費稅法
- 一、砂鑛法
- 一、公證人法
- 一、古物商取締法
- 一、遺失物法
- 一、水難救護法
- 一、明治三十三年法律第十五號（飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル件）
- 一、織物消費稅法
- 一、漁業法
- 一、貨幣法
- 一、通貨及證券模造取締法
- 一、明治四十四年法律第五十八號（租稅外諸收入金整理ニ關スル件）
- 一、藥品營業並藥品取締規則
- 一、工場抵當法

- 一、陸地測量標條例
- 一、行旅病人及行旅死亡人取扱法
- 一、刑法
- 一、刑法施行法
- 一、監獄法
- 一、陸軍刑法
- 一、陸軍刑法施行法
- 一、海軍刑法
- 一、海軍刑法施行法
- 一、行政裁判法
- 一、關稅法
- 一、關稅定率法
- 一、噸稅法
- 一、印紙犯罪處罰法
- 一、煙草專賣法
- 一、新聞紙法
- 一、砂糖消費稅法
- 一、砂鑛法
- 一、公證人法
- 一、古物商取締法
- 一、遺失物法
- 一、水難救護法
- 一、明治三十三年法律第十五號（飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル件）
- 一、織物消費稅法
- 一、漁業法
- 一、貨幣法
- 一、通貨及證券模造取締法
- 一、明治四十四年法律第五十八號（租稅外諸收入金整理ニ關スル件）
- 一、藥品營業並藥品取締規則
- 一、工場抵當法

- 一、明治四十五年法律第二十一號（臘虎臘酌獸獵獲禁止ニ關スル件）
- 一、間接國稅犯則者處分法
- 一、工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法
- 一、明治三十三年法律第五十二號（法人ニ於テ租稅ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件）
- 一、明治三十四年法律第十號（酒精酒類其他酒精含有飲料輸出下戻金ニ關スル件）
- 一、保管金規則
- 一、明治三十九年法律第三十四號（國債ニ關スル件）
- 一、明治四十二年法律第八號（登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件）
- 一、明治四十二年法律第九號（政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル件）
- 一、無線電信法
- 一、大正四年法律第十八號（法人ノ役員處罰ニ關スル件）
- 一、豫約出版法
- 一、國庫出納金端數計算法
- 一、海底電信線保護萬國聯合條約罰則
- 一、印紙稅法
- 一、大正五年法律第十號（證券ヲ以テスル歲入納付ニ關スル件）
- 一、精神病者監護法
- 一、軍事救護法
- 一、紙幣類似證券取締法
- 一、軍需工業動員法
- 一、土地收用法
- 一、地方鐵道法
- 一、鐵道抵當法
- 一、刑事訴訟法
- 一、國籍法
- 一、戶籍法
- 一、寄留法
- 一、明治三十一年法律第二十一號（外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲スノ件）
- 一、明治三十三年法律第九十四號 國籍喪失者ノ權利ニ關スル件）
- 一、兵役法
- 一、大正十三年法律第二十四號（贅澤品等ノ輸入稅ニ關スル件）
- 一、大正十三年法律第二號（海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル件）
- 一、治安維持法
- 一、大正十四年法律第五十一號（關東洲ノ生産ニ係ル物品ノ輸入稅免除ニ關スル件）

- 一、刑事訴訟費用法
- 一、鑛業抵當法
- 一、貯蓄銀行法
- 一、擔保附社債信託法
- 一、國稅徵收法
- 一、種痘法
- 一、鑛業法
- 一、砂鑛區稅法
- 一、破產法
- 一、和議法
- 一、度量衡法
- 一、特許法
- 一、實用新案法
- 一、意匠法
- 一、商標法
- 一、辨理士法

- 一、大正十五年法律第六十號（暴力行為等處罰ニ關スル件）
 - 一、外國人土地法
 - 一、商工會議所法
 - 一、著作權法
 - 一、明治四十一年法律第十七號（陸海軍召集諸費繰替支辨ニ關スル件）
 - 一、陪審法
 - 一、司法代書人法
 - 一、民事訴訟法中改正法律施行法
 - 一、資源調査法
 - 一、昭和五年法律第九號（盜犯等ノ防止及處分ニ關スル件）
 - 一、電信線電話線建設條例
 - 一、抵當證券法（樺太豊原郡豊原町ニ施行）
 - 一、軌道法
 - 一、明治四十二年法律第二十八號（軌道ノ抵當ニ關スル件）
 - 一、骨牌稅法
 - 一、明治四十四年法律第四十五號（砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル件）
 - 一、刑事補償法
 - 一、入營者職業保障法
 - 一、昭和七年法律第四號（輸入稅ノ從量稅率ニ關スル件）
 - 一、昭和七年法律第十六號（國債ノ價格計算ニ關スル件）
 - 一、資本逃避防止法
 - 一、金錢債務臨時調停法
 - 一、大正八年法律第四十一號（執達吏ノ手數料及立替金增額ニ關スル件）
- 一、水產會法（帝國水產會及道府縣水產會ニ關スル規定ヲ除キ）
 - 一、畜牛結核豫防法（第七條及第八條ヲ除キ）
 - 一、米穀法（第二條、第三條及第七條ヲ除キ）
 - 一、無盡業法（第七條、第三十八條第二號及第四十二條ヲ除キ）
 - 一、電氣測定法（第七條及第八條ヲ除キ）
 - 一、米穀法第二條、第三條及第七條、附則第五項（昭和七年法律第三十四號）

一部施行

- 一、訴願法（第一條第一號乃至第六號ヲ除キ）
- 一、傳染病豫防法（第二十二條、第二十四條及第二十五條ヲ除キ）
- 一、水路測量標條例（官有地ニ關スル規定ヲ除キ）
- 一、産業組合法（第九條第二項、第七十九條、第一百六條及第一百七條ノ規定並産業組合中央會ニ關スル規定ヲ除キ）
- 一、登録稅法（第三條、第四條、第五條、第六條ノ二第一項第三號、第八條乃至第十三條及第十六條第一項第一號、第二號ヲ除キ）
- 一、森林法（第七十六條乃至第九十四條及第一百二條）
- 一、少年法（保護處分ニ關スル規定ヲ除キ）
- 一、船舶法（第一條乃至第三條、第二十二條及第二十三條）

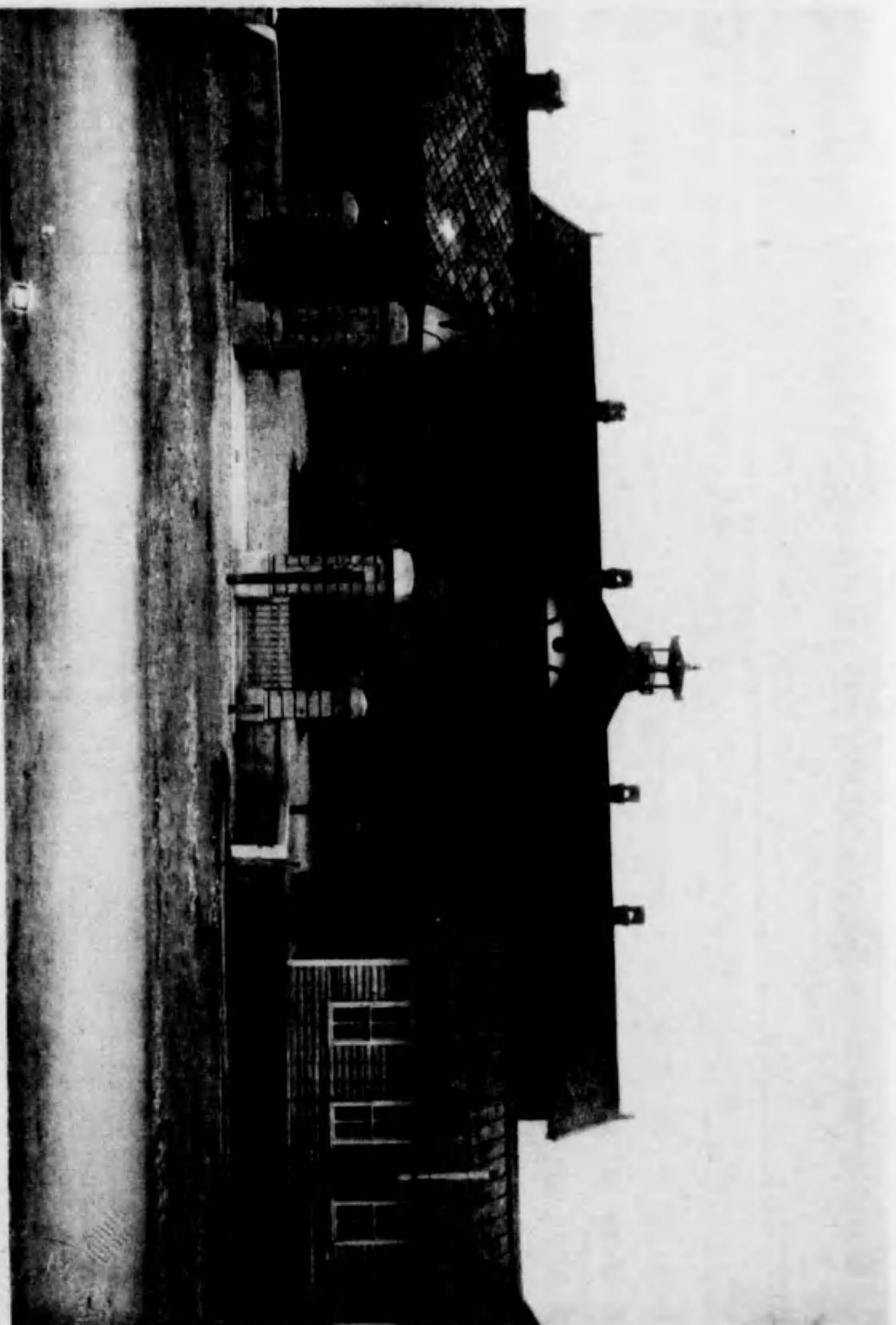
第十七章 司法

第一節 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや、軍令第二號を以て民政を布くと共に、民政署に於て民事及刑事の審判を行ふこととなれり。

亞で同年十月占領地人民刑罰令（軍令第二十一號）、民事審判條例（軍令第二十二號）及民政署司法委員條例（軍令第二十三號）を制定し、民政署職員中民政長官の任命せる民政署司法委員に於て民事及刑事の審判（軍事裁判所の權限に）を司ることとなり、其の職務を行ふ所を民法院と稱せり。然るに明治四十年三月軍政の撤廢せらるゝや司法事務は行政事務と分離し、同年四月より司法省管轄の下に裁判所の設置を見るに至り、勅令第九十四號を以て司法に關する各種法律施行せられたるを以て特殊の事項を除くの外殆ど内地と同一の制度となれり。而して昭和三年十月陪審法施行せられ、更に昭和七年十月金錢債務臨時調停法施行せられたり。

第二節 裁判所



太地地方裁判所

明治四十年軍政の撤廢と共に同年法律第二十八號を以て、四月一日より豊原に樺太地方裁判所及區裁判所を、眞岡に區裁判所を各設置せられたるが、其の構成並司法行政の職務及監督等總て裁判所構成法に據り内地普通裁判所と同一なり。左に其の概況を記述すべし。

地方裁判所	區裁判所	區裁判所出張所 並調停取扱所	設置年月日	位 置
樺太地方裁判所	豊原區裁判所	大泊出張所 元泊出張所 知取金錢債務臨時調停取扱所 留多加出張所	明治四十年四月一日 明治四十年四月一日 明治四十年十一月一日 大正十一年十月十六日 昭和七年十二月一日 昭和五年一月十五日	豊原郡豊原町 豊原郡豊原町 大泊郡大泊町 元泊郡元泊村 元泊郡知取町 留多加郡留多加町
	眞岡區裁判所	敷香出張所 泊居出張所 鶴城出張所 惠須取金錢債務臨時調停取扱所 本斗出張所	昭和五年一月十五日 明治四十年四月一日 大正八年七月一日 大正十一年十月十六日 昭和七年十二月一日 昭和五年一月十五日	眞岡郡眞岡町 眞岡郡眞岡町 泊居郡泊居町 鶴城郡鶴城村 名好郡惠須取町 本斗郡本斗町

裁判所開設當時に於ては各種事件何れも少数なりしが、拓殖の進展、人口の増加するに従ひ逐年増加を來せり。

民事 領有の初期に於ては事件の内容概ね簡易にして又件數も少かりしが、近時人口の増加に伴ひ人事漸く繁く、事件は逐年増加すると共に内容亦複雑となる傾向あり、近年人事訴訟の提起尠からず。

刑事 人口の増加に伴ひ刑事事件亦逐年増加し詐欺、窃盜に關する犯罪最も多く、軍人服役並召集、横領、殺傷、樺太漁業取締規則、森林法及賭博に關する犯罪之に次ぐ。詐欺、横領、殺傷、軍人服役並召集に關する犯罪の比較的多きは漁業、林業等に從事する爲内地より入り込む労働者の犯すもの其の過半を占むるに因る。

各裁判所別民事及刑事新受理件數左の如し。

新受理件數(地方裁判所)

年次	民事				刑事				合計
	第一審控訴	抗告	假處分	假差押	第一審控訴	再審	抗告	私訴	
昭和三年	七五	一六	三	二	一七	一	一	一	二〇
昭和四年	九一	一六	三	二	一八	一	一	一	二二
昭和五年	一〇四	二八	三	二	二五	一	一	一	二七
昭和六年	八四	二四	三	二	二七	一	一	一	三〇
昭和七年	九六	二四	三	二	三〇	一	一	一	三三
合計	三六	一〇	一	一	一〇	一	一	一	一三

年次	第一審	和解	和	督	破	和	公	假	假
昭和三年	四七	三	一	一	一	一	一	一	一
昭和四年	五〇	三	一	一	一	一	一	一	一
昭和五年	五三	三	一	一	一	一	一	一	一
昭和六年	五八	三	一	一	一	一	一	一	一
昭和七年	六〇	三	一	一	一	一	一	一	一

備考 左側數字は故障事件

新受理件數(區裁判所)

種別	年次									
	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
第一審	四七	五〇	五三	五八	六〇	四七	五〇	五三	五八	六〇
和解	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
和	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
督	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
破	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
公	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
假	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
假	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

犯罪檢舉數(一)

局別	年次	犯罪檢舉數(一)									
		賭博	詐欺	失火	放火	傷害	傷害致死	竊盜	強姦	強盜	殺人
件數	昭和三年	二二	八〇	一三	三六	三三	一六	四〇	三	四	三
	昭和四年	一八	九六	一七	一〇	三三	一八	五五	七	一	一
人員	昭和三年	一八	九六	一七	一〇	三三	一八	五五	七	一	一
	昭和四年	一八	九六	一七	一〇	三三	一八	五五	七	一	一
件數	昭和五年	一八	九六	一七	一〇	三三	一八	五五	七	一	一
	昭和六年	一八	九六	一七	一〇	三三	一八	五五	七	一	一
人員	昭和五年	一八	九六	一七	一〇	三三	一八	五五	七	一	一
	昭和六年	一八	九六	一七	一〇	三三	一八	五五	七	一	一
件數	昭和七年	一八	九六	一七	一〇	三三	一八	五五	七	一	一
	昭和八年	一八	九六	一七	一〇	三三	一八	五五	七	一	一
人員	昭和七年	一八	九六	一七	一〇	三三	一八	五五	七	一	一
	昭和八年	一八	九六	一七	一〇	三三	一八	五五	七	一	一

犯罪檢舉件數(一)

備考 左側數字は故障事件

計	刑				事							
	私訴	第一審	略式	通常	計	事	其	臨	金	非	競	強
計	事	其	私	審	計	事	其	臨	金	非	競	強
計	事	其	私	審	計	事	其	臨	金	非	競	強
計	事	其	私	審	計	事	其	臨	金	非	競	強
七八	五	一五	六三	一五	二、六三	一、二六	一、二六	一	六二	六二	三	五
三九	三	三	三〇	八	一、五八	八	八	一	三	三	三	八
七四	六	六	五六	一四	三、一七	一、五二	一、五二	一	七	七	三	五
八	一	一	三三	六	一、四二	八二	八二	一	三	三	二	二
八五	三	三	六七	一九	四、七〇	二、三五	二、三五	一	六	六	六	二
三三	一	一	二四	七	三、二九	一、〇八	一、〇八	一	四	四	元	三
九五	七	七	六〇	二二	三、九四	二、〇三	二、〇三	一	八	八	六	六
四四	一	一	三三	九	二、〇三	一、二九	一、二九	一	五	五	六	六
九〇	六	七	六七	二〇	四、七五	二、五〇	二、五〇	一	六	六	七	一
五七	七	五	四四	八	一、七四	九	九	一	五	五	三	四

樺太地方検事局	一〇九	一四八	一五三	二六六	一五三	二五二	一九	一九六	一九六	三九三
豊原區検事局	二、四二六	三、三〇五	二、五三三	三、三六一	二、三六六	三、三五〇	二、五〇三	三、五三六	二、七三九	三、八三五
眞岡區検事局	一、二四五	一、六〇三	一、三七九	一、八五〇	一、四七九	二、〇〇〇	一、四四三	一、九三五	一、六〇五	二、一九六
計	三、七〇〇	四、九五五	四、〇四四	五、五七七	四、〇〇八	五、五三二	四、〇六四	五、六五七	四、五〇〇	六、三三三

登記事務 裁判所開設當時は事件僅少なりし爲、取扱官廳は豊原、眞岡兩區裁判所及豊原區裁判所大泊出張所なりし所、國有土地拂下並人口の増加取引關係の頻繁となるに従ひ、逐年著しく其の數を増しつゝあるを以て其の趨勢に應ずる爲泊居、元泊、鶴城、留多加、敷香、本斗の各町村に漸次登記官廳を設置せられ今日に至れり。各區裁判所及出張所に於て取扱ひたる件數左の如し。

登記事件表 (昭和七年分)

種別	豊原區		大泊出		留多加出		元泊出		敷香出		眞岡區		本斗出		泊居出		鶴城出		計	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額		
登記	二、四三三	一、五〇五	一、五〇五	五四九	一、〇四九	三六三	三六三	四三九	一、〇一三	五八三	一、二七二	一、二七二	一、二七二	一、二七二	一、二七二	一、二七二	一、二七二	一、二七二	一、二七二	
不動	六、三九〇	四、三四一	四、三四一	一、〇四九	六七九	一、〇三二	四、六六八	七、二四七	三、二七九	二、六八九	二、八〇四	六、二一九	二、八〇四	六、二一九	二、八〇四	六、二一九	二、八〇四	六、二一九	二、八〇四	
税	一九、九四〇	一四、七九〇	一四、七九〇	三、四四四	二、八四三	四、六六八	七、二四七	三、二七九	二、六八九	二、八〇四	六、二一九	二、八〇四	六、二一九	二、八〇四	六、二一九	二、八〇四	六、二一九	二、八〇四	六、二一九	二、八〇四

確定日附	産		商		業		其		他		確定日附
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	
料手	七五九	四六一	三三〇	一七五	一八八	一九六	一〇四	二五	二、三〇三	料手	三、七〇〇
件數	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	件數	三、四〇〇
料手	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	件數	三、四〇〇
件數	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	件數	三、四〇〇
料手	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	件數	三、四〇〇
件數	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	件數	三、四〇〇

執達吏事務 從來事件少かりし爲執達吏を置くに至らざりしが、豊原區裁判所管内は近年著しく事件増加したるを以て昭和七年十一月四日より専任執達吏を常置するに至れり。然れ共眞岡區裁判所は未だ其の機に至らず區裁判所書記に於て其の事務を取扱ひ居れり。

公證人事務 事件多からざる爲未だ公證人を置くの時機至らず、區裁判所判事に於て其の事務を取扱ひ居れり。然るに豊原區裁判所管内は事件増加したるに依り公證人を置き昭和六年七月一日より豊原町に於

て取扱を開始するに至れり。

辯護士 領有當時に於ては百般未開の状況にありて辯護士を得ること亦困難なる事情ありしを以て、衆人の便宜を圖る爲め辯護士にあらざるも特に適當と認めたる者に民事訴訟代理及刑事辯護を認可し來れり是れ所謂訴訟代理業者にして從來民事訴訟に於ける一機關たり。然るに近年辯護士の登録を受くるもの漸次多きを加へ、最早訴訟代理業者を認むるの必要なきに至りたるを以て大正十三七月限り其の業務を差止め、當時繫屬中の事件に限り其の處理の爲には従前の如く業務を爲し得ることとせり。而して昭和六年末に於ける樺太地方裁判所所屬辯護士は九名となれり。

戸籍事務 明治四十年樺太廳令を以て居住、移轉、出生及死亡に關する届出規則を制定したるが、大正九年之を廢止して居住者届出規則を制定し、戸口に關する事務は樺太廳支廳に於て掌理し來りたるが大正十一年及大正十二年に樺太町村制施行せられたるを以て之を町村に移管せり。然れども當時樺太には未だ戸籍法の施行なく、各種手續上の不便は勿論島地開拓の上及びす影響尠からざりしが大正十三年八月遂に國籍法、戸籍法其の他の關係法令施行(土人には施行せられず)せられ始めて樺太は内地と同一法の下に統一せられたり。爾來樺太に轉籍するもの相踵ぎ、大正十三年末に於て既に二、九二六戸、一六、五六七人を算し、尙逐年増加の趨勢にあり。又昭和七年十二月勅令第三百七十三號を以て樺太施行法律の特例中改正せられたる結果昭和八年一月一日より樺太アイヌ人に對し戸籍法の施行を見るに至れり。

昭和七年に於ける戸籍に關する届出種類及件數左の如し。

種別	件數		種別	件數	
	本籍人	非本籍人		本籍人	非本籍人
出生	三、七七一	八、〇三五	家督相續人の指定	九	九
認知	一七	一三	入籍離籍及復籍拒絶	一	三
養子縁組	三三	一〇	廢家及絶家	三	六
養子縁離縁	七	三	分家及廢絶家再興	六	七
婚姻	一、三九	八三	離縁	一	三
推定家督相續人の廢除	三	一	親權後見及保佐	三	三
隱居	三	一	就籍及轉籍	一、四九	九
死亡及失踪	一、六七	四、五八	追完訂正其他	八五	一、四〇
家督相續	三三	一	合計	二、二七	二、四〇
氏名族稱の變更及襲爵	八	五		二、三三	二、四三

第三節 供託事務

大正十一年四月供託法施行せらるゝと共に供託局官制の公布を見、豊原に樺太供託局を置き、眞岡に其

種別	受刑者			刑罰者			刑罰事被告			勞務留置者		
	前年	新出	前年	前年	新出	前年	前年	新出	前年	前年	新出	前年
昭和三三年	一九四	二六八	二九六	一四	二二	一九	二四	二二	二四	一四	二二	二二
昭和四四年	一六四	二四六	二八三	二四	三九	二四	二四	二九	二四	二一	二二	一九
昭和五五年	一八三	二六八	二八三	二四	三九	二四	二四	二九	二四	二一	二二	二二
昭和六六年	二一三	二九六	三〇八	二四	三九	二四	二四	二九	二四	二一	二二	二二
昭和七七年	二二四	三〇〇	三二〇	二四	三九	二四	二四	二九	二四	二一	二二	二二

計	新出	在	入
昭和三三年	四六六	一八九	五〇六
昭和四四年	五二二	二二六	四九四
昭和五五年	六二〇	二六五	五八〇
昭和六六年	五九九	二七九	五八五
昭和七七年	七二二	三二六	八〇四

新受刑者犯數百分比例(最近三ヶ年)

年次	犯數		新受刑者數	初犯	二犯	三犯	四犯	五犯以上	十犯以上
	男	女							
昭和五五年	二六八	一〇八	三六八	四・五〇	一九・七〇	二二・〇〇	七・八三	二・三三	〇・七五
昭和六六年	三三三	一〇〇	四三三	五・一〇	一八・〇四	二四・五五	八・三三	二・三三	〇・八〇
昭和七七年	三三六	一〇〇	四三六	六・〇〇	一八・九〇	二三・七三	八・九〇	二・〇九	〇・四三

備考 本表と收容者入出所人員表と符合せざるは拘留受刑者七〇名と刑執行停止復歸者一名を除外したるに依る。

二、眞岡刑務所に於ける最近收容人員左の如し。

年別	收容人員	
	昭和三三年	昭和三四年
昭和三三年	八三	七四
昭和三四年	七四	九二
昭和三五年	九二	一〇一
昭和三六年	一〇一	一一〇
昭和三七年	一一〇	一二〇

樺太保護會 本會は大正八年六月豊原に創立、昭和六年九月更に眞岡に其の支部設置さる。樺太刑務所支所及眞岡刑務支所釋放者及樺太地方裁判所管内に於ける刑の執行猶豫、起訴猶豫等の司法處分を受けたる者を主とし、其の他本島に歸住すべき者にして内地司法保護團體よりの囑託を受けたる者を保護指導す。

釋放者保護人員 (昭和七年)

一、收容保護したる者	一一人
一、間接保護したる者	一三人
一、一時保護したる者	一〇六人
眞岡支部釋放者保護人員	
昭和六年	二人
昭和七年	二五人

第十八章 公共施設

第一節 水道

上 水 道

上水道に就ては衛生及防火上之が施設の必要を認め、樺太廳に於て之が調査研究の結果先づ應急の施設として豊原、大泊、本斗、眞岡、野田、泊居及北名好の各市街地に木樋木管式の簡易水道を敷設したり。然るに大正十一年町村制施行せられたる結果水道は町村の事業となれるを以て従来の簡易水道と共に水道に關する事項は全部之を町村に引継ぎたり。然れども右水道は應急的施設なるを以て各地方に於ては改修を爲し或は擴張せるもの又は新規計畫を爲すもの等あり。左に其の概況を述べし。

豊原町水道 將來の發展を豫想して永久的設計を爲し、工費六拾五萬圓 (内參拾萬圓は樺太廳補助) を投じて大正十二年七月起工、翌十三年十月竣功せり。

本設計は現在の人口を基礎とし過去の増加率を斟酌して將來の人口を豫想し、二十年後の人口を六萬人と假定し之に基き設計したり。

即ち導水管及配水管の如き將來擴張に巨費を要するものは人口六萬人に對する設計とし、濾過池、配水池及配水管等の如き隨時容易に擴張を施し得るものは差當り人口三萬人に對する設備に止めたり。

水源地は町の東方玉川にして、從來の簡易水道水源地のの上流約千六百三十六米の地點に於て河流を堰止め、其の上流左岸に取入口を設け、淨水場は樺太神社山北麓の緩傾地に設備し、此處に濾過池及配水池を築造せり。配水管は内徑三吋乃至十六吋、鐵管三萬三千二百九米を網狀形に敷設し、制水瓣大小七十九個を付して局部の斷水に便し、專用給水を受くる能はざる者の爲めに共用栓百個を設置すると共に十字街の要所には地上式消火栓百三十一個を配置せり。

其後人口の増加に伴ひ街區膨脹したる爲、配水管の擴張に迫られ、延長六千七百二十米、制水瓣六個、地上式消火栓二十七個、其の工費十萬圓（内二萬五千圓は樺太廳補助）を投じて昭和四年十月起工、翌五年三月竣功せり。

次で同年七月工費拾五萬餘圓（内五萬五千圓は樺太廳補助）を投じ、防寒工事に着手し配水管埋設深度を二米以上とせり。他方給水量の増加の爲工費四萬八千餘圓（内壹萬五千圓は樺太廳補助）を投じ同七月着工して現取入口より下流約三百六十四米の地に豫備取入口を設け、それより十五馬力唧筒にて濾過地に送水し、街區の膨脹せる地に配水管を敷設せり。其の延長七百十二米、地上式消火栓三個、阻水瓣四個とす。

大泊町水道 大正十四年工費百六拾貳萬千餘圓（内六拾壹萬圓は樺太廳補助）を以て上水道敷設工事を計畫し、昭和二年六月着手、昭和四年十二月通水す。

導水管は五萬人に對し充分なる管徑を保たしむるも、濾過池その他の設置は三萬三千人に對するものと將來必要に應じ擴張することとせり。水源池は大泊町字古牧露助澤地内大泊川支流中本流との分岐點約九百九米の地點にして長さ百四十六米、最高一五・九米の土堰堤を以て水流を締切り有効水量約百十八萬噸の貯水池を設く。貯水池より内徑十四吋、延長六千六百三十六米の鐵管を大泊川に沿ひて布設し、大泊本町高地火藥庫所在地の淨水池に達せしむ。

淨水池には長さ三一・六米、巾一八・九米、深さ三米の濾過池三箇を設置し、濾過したる後馬力八十八「セミ」重油機關二臺、直結タービン唧筒二臺に依り淨水を海拔六九・六米なる方十八米深さ四・五米の大きさを有する配水池に揚水す。配水池より徑十四吋鐵管を布設し人口の密度に應じ之を八吋乃至十二吋の本管となし、更に二吋乃至六吋の支管を分派して全町に配水す。

現在専用栓五百二十二、共用栓七十、地上式消火栓八十を配置す。

泊居町水道 簡易水道の木造を鐵管及混凝土に改むると共に將來の人口増加を豫想し、工費拾萬貳千餘圓（内六萬圓は樺太廳補助）を投じ大正十一年五月起工、大正十三年八月竣功せり。水源地は泊居川の支流川口より約三千六百三十六米の箇所通稱二十間澤にして夏季萬一の渴水を慮り鐵筋混凝土を以て現河底以上二十呎四吋高の堰堤を築造して貯水池となせり。其の後水量不足及街區の膨脹等の爲、工費九萬千餘圓（内參萬五千圓は樺太廳補助）を投じ、丸山澤に貯水池を設置して給水量の増加を計り、又配水管は約千八百七十三米を敷設せんとし、昭和四年九月着工、昭和五年十一月竣功せり。

